

平成30年第4回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成30年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

平成30年12月11日開会～12月13日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	11	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 (3) 経済建設常任委員会所管事務調査報告 ○陳情 1件 5号 (経済建設常任委員会へ付託) ○議案 9件 60号～68号 (提案理由説明のみ) ○一般質問 (西議員、清議員 2名)	町長提出
〃	12	水	本会議	○一般質問 (牧本議員、佐田議員、杉山議員、岡林議員、美島議員 5名) ○総務文教厚生・経済建設常任委員会 (陳情審査)	
〃	13	木	本会議	○議案 9件 60号～68号 (補足説明～質疑～討論～採決) ○陳情審査報告：総務文教厚生・経済建設常任委員 (委員長報告～質疑～討論～採決) ○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○閉会	町長提出 委員会申し出 委員会申し出 委員会申し出

平成30年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成30年12月11日

平成30年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年12月11日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 経済建設常任委員会所管事務調査報告
- 日程第6 陳情第5号 「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について陳情（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第7 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）
- 日程第8 議案第61号 平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約（提案理由説明）
- 日程第9 議案第62号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明）
- 日程第10 議案第63号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）
- 日程第11 議案第64号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）
- 日程第12 議案第65号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明）
- 日程第13 議案第66号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明）
- 日程第14 議案第67号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）
- 日程第15 議案第68号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（提案理由説明）
- 日程第16 一般質問（西彦二議員、清平二議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	福司 銀二郎 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	水本 齐 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

平成30年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	西彦二 (議席番号3)	1. 台風24号及び25号による被災状況について	本町は、局地激甚災害指定を受けたが、その具体的な被災状況の範囲と被災額について問う。	町長
		2. 農業政策について	①2年続いた自然災害により、今期の製糖に関しても品質及び生産量の落ち込みが予想されているが、町としての今後の支援対策について問う。	町長
			②平成31年の春植え推進支援について問う。	町長
			③畜産牛舎等の被災状況と今後の支援対策について問う。	町長
		3. 公営住宅建設事業費について	検福地区における公営住宅建設予定地の用地購入について、現在の進捗状況を問う。	町長
		4. 災害によるゴミ対策について	①義名山において、受入れを行っている被災ゴミの搬入量と廃棄に係る実績について問う。併せて今後の対応を問う。	町長
②不法投棄の状況と対策について問う。	町長			
2	清平二 (議席番号5)	1. 台風24号及び25号について	①台風24号の直撃を事前に予測して町民の生命と財産を守る対策本部をいつ設置したのか。また災害対応の指針があるのかを問う。	町長
			②避難場所は、ほーらい館だけ指定するのは今後の課題として残ると思われるが、町長の見解を問う。	町長
			③家屋が全壊した方々に町としてどのような対応をしたのか問う。また、いまだ住居がない方がいるのか問う。	町長
		2. 伊仙町町有施設改修費補助金について	①当該補助金と地域再生計画との関係と、予算措置及び財源について問う。	町長
			②事業申請期間が、平成30年11月14日から30日までの短い期間で、何集落の申請があり、何集落決定したのか問う。また今後の計画について問う。	町長

2	清 平二 (議席番号5)	3. 平成30年第3回定例会における副町長答弁について	第3回定例会一般質問の備品未納問題の答弁の中で副町長は「町長から第243条2の第3項に則って、監査請求を提出する予定」との答弁であったが、その法的根拠と監査請求を行うのか問う。	副 町 長
3	牧本 和英 (議席番号2)	1. 西部公民館について	①西部公民館は、いつどのような目的を持って整備されたのか問う	町 長
			②保育所施設として運営することになった経緯について問う。	町 長
		2. 東犬田布集落公民館について	①東犬田布集落公民館について、老朽化の状況等を町は把握しているのか問う。	町 長
			②東犬田布集落公民館を町の行事の開催場所として使用しているが、平成29年度の開催実績を問う。	町 長
		③公民館整備の補助事業について、公民館建築等に活用できる国の補助金や交付金制度はどのようなものがあるのか問う。	町 長	
4	佐田 元 (議席番号4)	1. 台風24号及び25号による災害対応について	①避難場所1箇所は、適切であったのか問う。また、避難場所をほーらい館だけにした理由を問う。	町 長
			②災害後の被災者に対する支援物資（ブルーシート・保存食等）に関して、今後町としてどのような対策を考えているのか問う。また、災害復旧中に闘牛サミット等へ出席した町長の行動についてどう考えているのか問う。	町 長
		2. 災害復旧工事の執行について	①災害復旧工事に関する入札はどのような方法で行うのか問う。	副 町 長
			②随意契約による発注は予定しているのか問う。	副 町 長
		③指名願いを提出した業者は、指名委員会においてすべて指名されるのか問う。	副 町 長	
5	杉山 肇 (議席番号1)	1. 伊仙町土地改良区について	町長が理事長を務める伊仙町土地改良区に対し、平成30年11月26日付で監査申し入れ書の提出があったが、その詳細な説明について問う。	町 長
6	岡林 剛也 (議席番号6)	1. 平成28年度社会教育課及び平成29年度経済課の不適正な予算執行における備品未納問題について	①受注業者側から、代金支払いについて具体的にどういう要請があったのか問う。	町 長
			②社会教育課の問題発覚後、役場内での情報の共有・周知はなされていたのか問う。	町 長
			③漁業集落の損害額(837,600円)は、どうするつもりか問う。	町 長

6	岡林 剛也 (議席番号6)	2. 平成29年度 地方創生推進 交付金事業に ついて	①地方創生交付金が認められなかった3事業 1) 空き家改修費補助金交付事業 2) ファミサポ病児保育委託事業 3) 子宝観光PR委託費 についての事業内容、国・県へのヒヤリングの時期、交付申請と交付決定の時期、また最終的に交付対象外(一部対象外とされた事業があればそれも含めて)と判断された決定時期とその理由について問う。	町	長
			②町単独予算として改めて議会に諮らなかつた理由を問う。	町	長
7	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 台風被害につ いて	9月29日から30日にかけて縦断した台風24号、10月4日から5日にかけて縦断した台風25号による農作物を含む被害総額はいくらか問う。	町	長
		2. 平成29年度 地方創生推進 交付金事業の 執行状況につ いて	①ファミサポ病児保育委託事業、②地方創生空き家改修費補助金、③子宝観光PR委託費の3事業についての執行状況を問う。	町	長
		3. 伊仙町暴力団 排除条例につ いて	①平成29年4月1日より施行された当該条例についての町長の認識を問う。	町	長
			②暴力団との関係があると聞かれるが、どうか問う。	町	長
		4. 職員の異動につ いて	職員の配置や異動に関して適材適所に行われているのか問う。	町	長
5. 怪文書につ いて	最近、怪文書的な内容で差出人の不明な封書が出回っているが、知っているか問う。	町	長		

△開 会（開議） 午前10時20分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから平成30年第4回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、樺山 一君、杉山 肇君、予備署名議員を
牧本和英君、西 彦二君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月11日から12月13日までの3日間としたいと思いた
すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月11日から12月13日までの3日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（美島盛秀君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、平成30年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけご報告をいたします。

9月は、9月22日、平成30年度ゆめ・ときめき徳之島3カ町高齢者クラブ役員交流研修会が、ほー
らい館のほうで行われました。

10月は、10月1日、台風災害の現地調査を行いました。9月の29日、30日にかけての台風被害調
査を事務局のほうに連絡をして、急遽、議員に招集をしていただきまして、台風災害の現地調査を
行っております。

10月10日、10月全員協議会を行い、徳之島高校校長の、あるいはPTA会長による募集定員につ

いての説明会を受けております。このときに、ついでに災害状況を執行部より報告させております。

10月11日、町営住宅目手久団地鎮祭、平成30年度全国地域安全運動出発式徳之島警察署。

10月13日、瀏上生コン40周年記念祝賀会。

10月16日、平成30年度営農技術・経営研修会、これはほーらい館で行っております。

10月17日、営農技術・経営研修会、農協会館で行っております。

10月18日、中部奄美会歓迎セレモニーで、中部の郷友会の皆さんがチャーター機で徳之島においてになっておりまして、空港のほうで迎えて歓迎をいたしました。

10月20日、徳之島町制施行60周年記念式典、徳之島町の60周年記念参加しております。

10月23日、岡山県議会視察を対応いたしました。

その午後に、夕方からでしたけれども、武藤航空総隊司令官訪問がありまして、徳之島町のほうで3町の合同交流会を行いまして、いろいろ説明を受けております。

10月26日、平成30年第3回臨時会。

11月に入りまして、11月2日から鹿児島県人世界大会の式典のために出席いたしまして、2、3、4と3日続きで、いろいろ行事がございました。2日の晩には、花火大会等いろいろ行事で歓迎をいたしております。城山観光ホテルで、1,000人近い関係の皆さん、また世界から150人だったですかね、参加をいただいております。

11月4日は、鹿児島奄美会100周年記念式典に参加をいたしました。このときには、奄美出身者の外国からの参加者が15人いらっしゃいました。この3日間、おはら節の大会がありまして、踊りを見ながら、皆さんで歓迎をしたところであります。

11月6日、さとうきび・甘蔗糖関係検討会が天城町のほうでありまして、300人ほど鹿児島県を含めて各離島、それから沖縄県を含めて、サトウキビの関係するそれぞれの各町村から参加をされておまして、農林水産庁のほうからも、あるいは県の農政部のほうからも来て、いろいろと説明等がございました。

11月14日、奄美群島広域事務組合議会が与論町でありました。

11月18日、奄美群島農業祭が天城町でありまして、全郡から町村長や、あるいは議長、あるいは関係する皆さんが参加をいたしております。

11月20日、離島振興市町村議会議長会全国大会が東京のほうでありまして、翌日の11月21日、町村議会議長会全国大会が東京のほうでありまして、NHKホールと一般のホテル、2カ所で町村会大会、そして離島議長会大会が行われました。非常にすばらしい研修ができたと思っております。

そういうことと陳情したおかげで、サトウキビのキビ代も、今回は210円ほど上がったという結果につながっていると思っております。

11月27日、県離島振興市町村議会議長会行政調査が種子島のほうでありまして、中種子町と南種子町で研修を行いました。それぞれ県の離島の議長が全員そろいまして、それぞれの離島のこれからの課題について話し合いをしたところでありました。

11月30日、全員協議会を議会委員会室で行っております。

12月に入りまして、先日12月10日に、年末年始の特別警戒交通事故防止運動出発式が徳之島警察署でありまして、年末年始の交通違反等、また非常に今年に入って死亡事故が多いというようなことと、あるいは窃盗事件やいろんな諸問題が起きていると、事件が多発しているということでありまして、特に年末年始については、飲酒運転等には十分気をつけていただきたいということでございまして、議会の皆さんも今後協力をしていただきたいと思っております。

12月11日、平成30年度第4回定例会が本日から開会でございます。

以上で、議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成30年11月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますので、ご確認ください。

△ 日程第4 行政報告

○議長（美島盛秀君）

日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。9月議会以降の主な項目について、手元に配付してある資料の中から抜粋して説明をしていきたいと思っております。

今、議長の行政報告をお聞きいたしまして、かつてないほど詳細な説明がございました。美島議長の意欲は本当に、町長とともにあらゆる会合に同席する機会が多いわけでありまして、今後ともしっかりと協力をしてやっていきたいと思っております。

それでは、行政報告で、重なった部分は報告しませんが、主な項目について報告をいたします。

9月23日に、これは関西の伊仙会、これ伊仙校区会の総会、敬老会、芸能大会がございまして、これは例年は参加しないですけども、特に盛眞一郎様が奄美会の会長に就任したということで、そのお祝いも兼ねての芸能大会祝賀会でありました。

伊仙町のことを紹介してほしいということで、町長の講演ということでしたけども、スライドを中心に約40分説明をいたしました。企業誘致やら、少子高齢化に対する小規模校の問題、そして伊仙町はこれから高齢者を中心に、島に出身者も含めて移住をしてもらう等の説明をいたしました。

やっぱり写真で説明すると、大阪の方々も、実際には島は大きく変わっていると。衰退していたと思ったのに、これほど大きく発展している。ということを理解いたしまして、孫を島に住ませたいとか、そういうふうな町に対する自信と誇りを大きく持ってきたと思っております。

この中で、ある方が、島に帰って訪問介護ステーションをつくって、高齢者サービス住宅をつくりたいというふうな意見もございました。その方は先月来島いたしまして、そのような手続をとっ

ておりました。

9月29、30日の台風24号に対しまして、行政といたしましても、迅速な対応をいたしまして、10月2日に緊急の全体職員朝礼を行いまして、全職員に復旧活動、みずからの自宅が大変な被害を受けている方以外は、復旧活動に参加してほしいということを要請いたしました。職員一生懸命、ボランティア精神で頑張っていたことは、大きな前進だと思っております。

10月12日から13日まで、島根県隠岐の島町の第21回全国闘牛サミットに、きゅらまち観光課長とともに参加いたしました。向こうでは、「牛突き」という表現であります。後鳥羽上皇の前で披露してきたということで、国の文化財にもしております。

そういう関係で、闘牛に対する学芸員もいらっしやいまして、その方の講演、そして、18歳の、これ「勢子」とは表現しないで「綱取り」という表現で、ある方が講演をいたしました。

こういう意味において、闘牛交流は闘牛のみならず、各地の伝統文化を含めた大きな交流になってきております。

10月18日には、これ「第1回地域共生社会推進全国サミット in ながくて」というのが愛知県でありますけれども、これは過去20回ほど行われました介護保険の全国サミットが、新しく地域共生というのは、地方創生の中、呼び方から、地域がともに協力して地域で頑張っていくと、地域共生社会の第1回目の全国サミットがありまして、それから伊仙町が、今、内閣府を含めて厚労省においても、出生率の高さ、そして社会的人口増加などが大変注目されておまして、そのことを発表する機会を得ました。

これは、私がいつも話している各集落、島を中心としたさわやかサロン、いろいろまた農業関係では、多面的支払交付金とかそういうものを活用して、集落を中心にまちづくりをしていくと。集中ではなく、分散をやっていくということを中心となって説明をいたしました。

徳之島町町制60周年に三反園知事が来島いたしまして、合間を縫って伊仙町内の甚大な被害を視察いたしまして、驚きというか、絶句していらっしやいました。

そして、10月21日、翌日には、高鳥農水副大臣が急遽視察に参りまして、また、新しく鹿児島県の副知事になられました、女性の中村かおり副知事も参加をいたしました。

10月22日は、先ほど報告があったとおり、岡山県議会の視察でありましたけれども、視察してすぐ帰るのでなくて、前夜に意見交換会をやって、次の日の視察と説明を行いました。

10月25日には、これ九州地区の経済と暮らしを支える港づくりという中央での講演、陳情活動に、伊仙町もお誘いを受けまして参加してまいりました。この中で、面縄港の将来の可能性について述べてまいりました。

南大隅町で、10月29、30に町村会の定期総会がございました。

それから、先ほど議長が報告いたしました鹿児島県人世界大会の中で、カリフォルニアで会長を務めている、この方は与名間の出身ですけど、その方の奥さんは、東伊仙の森さんという方がルーツで、今、島に直接の親戚はいないということですけども、深い縁を感じたところでもあります。

11月4日から8日まで、これ鹿児島県町村会において、初めてのヨーロッパ視察がございまして、私になって初めてのヨーロッパ視察ありましたが、オランダ、ドイツ、フランスを視察いたしまして、オランダでは、花の大きな市場をまず2日目視察したのですが、これは600人を雇用している、オランダ全体から花を朝早く集めてきて、その市場では、四方200mぐらいの市場に、花をコンテナに載せたトラクターというのが、これ男性も女性も、約100人か200人ぐらいが縦横に走って移動させているのを見たら、よくぶつからないなと思いましたが、そういった状況にも驚愕いたしました。

それから、パプリカとトマトをつくっている最大の農家といっても、これ大きな企業です。この農家の方といっても、これ完全水耕栽培、テントで。それ地熱発電で温暖化していますけれども、働いている方々は、ほとんど東ヨーロッパ系、それからトルコ、北アフリカ系の方々でしたけれども、これはもう規模から見たら、6haですね。6haに、そういう大きいハウスをつくって、その中で経営していると。

ですから、そこで働いている人たちが土にさわるといことは、全くないわけですね。水耕栽培というのは、水が流れるとは思いましたが、いろんな水を滴り落としたりしてやっていく。

そして、いろんな病虫害の管理も完全に行われておりまして、こういう農業に、先進国と言われているオランダはやっておりまして。

このことが徳之島農業に参考になるかどうかというのは、非常にそうした場合、働く人はもう、例えば伊仙町ぐらいの面積で水耕栽培したら、全ての農地を含めても、幾つかの家族で済むのではないかというふうな状況。

しかし、伊仙町の農業は、やっぱり手間暇かけた6次産業化、そういうものを進めていくと。多品目農業をいかに水耕栽培も含めてやっていくことを、やっぱり今後議論をしていかなければならないと思いました。

ドイツは今、風力、そして太陽光発電がエネルギーの3割近くを占めているということで、あらゆる環境問題に対しては、先進的に取り組んでおりました。

帰ってすぐ、11月10日には、メディカルヴィレッジ学会を開催いたしまして、これはその前に、メディカルヴィレッジ学会の会長である順天堂大学の樋野先生と鹿児島県庁で記者会見を行いまして、マスコミへの訴えをやってまいりました。

そのため、いろんなKTSとか南日本がかなり取り上げておられましたけれども、メディカルヴィレッジという表現がよくわからなくて、この前区長会でも話したのですが、意味がよくわからなかったから参加しなかったということですが、要するに、伊仙町が都会から多くの高齢者、元気な高齢者も、そして介護を受けている方々も交流しながら移住してもらおうということの類似した学会で、このことを去年、伊仙町で開催するという事に決定いたしまして、こんなことができるのかと思いましたが、断行して、結果、この話を国会の先生方にパンフレットを持って説明したら、尾辻先生がこのことに対して物すごい評価をいたしまして、みずからも参加していただきま

した。

鹿児島県の副知事は厚労省の出身でありまして、その方も中村副知事も参加いたしまして、今、伝泊という、日本各地でいろんな施設を改修して、伝統伝泊の施設をやっている山下先生にも参加していただきました。

また、今これからの医療は、看取りを中心となっていく方向になりますけれども、樋野先生が語っているのは、がん哲学学会ということで、がんになっても、これからは社会参加もできると。そういう人たちが、やっぱりいろんな語り合いながら、がんでまた生存、寿命が延びていく方々もいるのですけれども、その方々を、メディカルヴィレッジというのは、要するに医療村という形で全国に展開をしていきたいということで、伊仙町で初めてこういう学会をしました。

このことは、これからの新しい地域のあり方、そして社会福祉のあり方に大きな一石を投ずる学会になったのではないかと思いますので、今後とも、今、集落でさわやかサロン、いろんなことをやっておると。そこには、出身者の元気な人も、元気でない人も帰ってきて、新しいさわやかサロンを中心とした、CCRCと前言いましたけども、そういう地域社会をつくり出していくと。そこには老若男女が参加して、そして新しい雇用も生まれると。

こういった流れの中で、先ほど申し上げた出身者の方々が、島に来てそういう事業をやりたいという方が、もう4名の方がそういうふうな話をしてまいりまして、これからの新しい時代の流れを、流れをこの伊仙町からつくり出していくことはできるのではないかと考えております。

11月20日に、樟南第二高校の理事長と事務長さんが来まして、その中で樟南第二高校の、全国離島で唯一の私立学校ということで、福祉関係とか環境関係、それから地方創生関係の学科をつくっていくことが、私立であるから可能であるということを、私のほうからも提案を強くしたところがあります。

11月28日、全国町村長大会がありまして、愛知県の直江弘文先生を励ます会が名古屋であったのですが、これ夕方、日帰りで行ってまいりましたけれども、先日、長久手のシンポジウムも参加していただきました関係で行きましたけれども、今、セントレアという、セントレア中部国際空港から鹿児島経由、奄美大島にスカイマークが2便飛んでいますけれども、これを提案して仕掛けたのは直江先生たちのグループであります。

その中で、セントレアからスカイマークの担当の方も来ていましたけれども、スカイマークが新しく機材をふやしていたということで、今度の12月の県の航空路対策協議会で話をしますけれども、中部空港、そして鹿児島経由徳之島という可能性について、これは国交省の方にも今話をしていきたいと思いますが、このスカイマークの件は、本当全く急遽決まって、今、中部、鹿児島経由奄美大島、毎日2便飛んでいて、格安航空でやっていることを徳之島にも何とか誘致できたらと思っている状況でございます。

話長くなりましたので終わりますけれども、12月5日に、これ内閣府のほうから、今、東京オリンピックとパラリンピックでホストタウンというのを全国に応募しているということで、伊仙町の

ほうから、この説明のために、闘牛関係でホストタウンにできたらという要請の中で、トルコ共和国と、地中海にあります旧ユーゴスラビアの一部であるボスニアに伊仙町とホストタウンということで、これホストタウンになれば、その人たちが島に大会の前後に、終わってから来る場合もあるし、それから前に練習のために来ることもありますけど、そのことを要請いたしたところでございます。

そして、その日の午後からは地方創生全国協議会全国大会、これアパマンという会社が主催している、約2,500人規模の大会でありますけれども、去年は伊仙町も発表の機会を与えていただきましたけれども、驚くことに、今年はユーチューブとヤフーの共同制作者の発表がありましたけれども、アップルの。去年は、ヤフーとアップルの、本当にみずからの手で立ち上げた、世界でも本当に有名な起業家の話というのは、本当に参考になる話でございました。

以上、長くなりましたけども、行政報告といたします。

○議長（美島盛秀君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第5 経済建設常任委員会所管事務調査報告

○議長（美島盛秀君）

日程第5 経済建設常任委員会による閉会中の継続審査の申し出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（牧 徳久君）

こんにちは。経済建設常任委員会所管事務調査報告について申し上げます。

平成30年11月7日から11日にかけて、経済建設委員5名、総務文教厚生常任委員2名、随行者1名の計8名で、沖縄県八重山管内、竹富町、石垣市、与那国町において、世界自然遺産登録へ向けた取り組みと課題、エコツアーガイド養成の取り組み、観光客受け入れ体制について、石垣牛のブランド振興施策について、6次産業化支援事業の取り組み、各種ブランド農産物における販路拡大について、長命草栽培から加工・販路についての調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

竹富町について、八重山諸島は沖縄本島よりさらに南西に位置し、石垣市、竹富町、与那国町の3市町から成り、中心となる石垣市と、日本最南端の波照間島、日本最西端の与那国島、国の天然記念物イリオモテヤマネコが生息する西表島、黒島、小浜島、竹富島、鳩間島、新城島、上地島、下地島、由布島の有人島に、尖閣諸島などの多くの無人島が点在しております。

我々が訪ねた竹富町役場は、八重山経済の中心地、石垣市にありまして、面積の一番大きい西表島を初め、石垣島の南西に点在する16の島々、有人9島、無人7島から構成され、気象は温暖多雨亜熱帯気候で、台風の常襲地帯でもあります。

観光客の入り込み客数は、各島々によって差異はありますが、平成28年度は107万1,561人と、多くの観光客でにぎわっています。

このように亜熱帯特有の自然景観を求めて、年々来訪者は増加傾向にあります。尖閣諸島などの無人島もあり、日本国の領土保全・防衛の観点から、国境を有する大事な島々であると言えます。

さて、先般、内閣府が奄美・琉球諸島を世界自然遺産候補地としてユネスコに再推薦することを決定いたしました。その候補地の一つ、西表島は沖縄県で2番目に大きな島で、その90%以上がジャングルに覆われ、原生林や日本最大級のマングローブ林などが群生し、手つかずの自然が残っております。

国の天然記念物イリオモテヤマネコ、セマルハコガメ、カンムリワシなど、野生生物の宝庫でもあります。天然記念物のイリオモテヤマネコも、交通事故などの車の輪禍に遭い、その数も200頭前後と言われ、絶滅の危機に瀕しているとのことでありました。

徳之島においても、天然記念物のアマミノクロウサギが、夜間、林道や農道に出没し、車の輪禍に遭った死骸が見つかったとの新聞報道がありますが、生息域での車の夜間走行禁止措置など、抜本的な対策を講じる必要があると感じました。

徳之島における観光客の入り込み客数を見ますと、平成27年に12万9,806人、平成19年の13万9,494人をピークに横ばい状況で推移していますが、奄美大島では、平成26年7月より成田空港からLCCのバンエアの就航をきっかけに、平成29年3月には関西空港からも就航が実現し、さらに今年からは、スカイマークが鹿児島空港経由、名古屋中部空港へ就航するなど、奄美の拠点空港、ハブ空港としての役割を担っています。

このように、相次ぐ格安航空の就航で、奄美大島本島では、入り込み客数が大幅に伸びておりますが、他の島々では、その波及効果があらわれているといえ、必ずしもそうではないかと考えます。

今後は、この格安航空便に群島全体から乗り継ぎ接続できるようにすることが、我々に課せられた喫緊の課題であると思います。

八重山諸島では、石垣市を母港とする高速船が多く配備され、観光入り込み客や島民の日常の手足となり、各島々への渡航手段として運航されておりました。

我々奄美群島においても、過去には、瀬戸内町港から徳之島町の母間新港、あるいは各島々に高速船を就航させる計画もありましたが、途中で頓挫し、立ち消えてしまいましたが、2020年に奄美・琉球諸島の世界自然遺産が実現した暁には、このことも再考する必要があると思いました。

受け入れ体制については、各島々共通することではありますが、ホテルや観光業に携わる若者たちは、ほとんど都会から来島し、観光をしながら、短期のアルバイトで旅行代金に充てている人が多いという印象を受けました。

徳之島においても、飲食店の接客業などで見受けられますが、このようにいろいろな分野では、働いていないような気がいたします。

このように多くの若者が観光に訪れ、アルバイトをしながら地元で溶け込み、将来的には、その多くが地元の方々と良縁に恵まれ、結婚して永住するというをお伺いしました。

徳之島の宿泊状況を見ても、平成27年8月現在の宿泊施設が33件、収容人員が1,059人で、宿泊施設利用割合は、徳之島町が73.7%、天城町が25.9%、伊仙町が0.4%と、本町が極端に少ないことがわかりと思います。ホテルや旅館などの宿泊施設が皆無の状況があらわれていると考えられます。

今後は、企業誘致も含めた形で、宿泊施設の確保が世界自然遺産登録に向けた大きな課題であると言えるでしょう。

八重山管内では、今でも100万人を超える観光客が殺到している中で、2020年に奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録が実現しますと、さらに入り込み客が増加し、この豊かな自然生態系を温存できるかがネックであり、島民も困惑している現状を踏まえ、島民の理解を得ることが最大の課題であるとのことでありました。

次に、石垣牛について、平成13年の沖縄サミット晩さん会において食され、名声が高まり、平成20年、特許庁より石垣牛の地域団体商標が認可され、八重山肥育センターにおいて飼養頭数の拡大が図られ、石垣市肉用牛産地協議会で協議し、流通体系の確立と品質管理の徹底を構築。

石垣牛の条件に、八重山諸島において生産及び肥育管理された黒毛和種で登録書及び出生確認書、個体識別番号で確認できる生産履歴書を有した20カ月以上肥育管理された去勢及び雌牛であることと定義されており、石垣市より肥育牛1頭当たり5万円の補助金が出ているとのことでした。

出荷月齢は、去勢で24ないし35カ月未満、雌で24ないし40カ月未満で、出荷1頭当たりの価格が約200万円、指定された2つの屠畜場があります。

また、国内有数の和牛子牛繁殖地として位置づけられ、毎月700頭前後の子牛が上場取引されているとの説明でありました。

流通体系については、八重山食肉センター格付、枝肉競り販売、これが毎週金曜日ありますが、石垣牛流通販売契約卸業者から各小売店、精肉店、消費者へと渡っていきます。

また、平成17年には、J A石垣牛肥育部会41名が組織され、そのほとんどが繁殖牛から肥育まで一貫経営を行っております。肥育牛の専用配合飼料、これはJ A石垣牛、前期・後期を統一し、品質向上に取り組んでいるとのことでありました。

石垣牛の場合、子牛平均価格が約60万円、徳之島においては約70万円、このことから、近い将来、配合飼料等の価格問題や流通体系が確立されると、徳之島牛のブランド地域団体商標登録も夢ではないと感じました。

そして、実現に向けては、県、J A、役場、地域が一体となって取り組み、町がこれを先導するのが望ましい姿だと、研修を振り返りまして感じました。

次に、長命草の栽培から加工・販路については、大手化粧品メーカーの資生堂と提携し、完全無農薬栽培を行ってまいりました。長命草はセリ科の植物で、和名をボタンボウフウと言ひ、徳之島においても、海岸の断崖や岩場に多く自生し、昔から滋養強壯、高血圧、動脈硬化、リウマチ、神経痛、風邪などに効果があると言われている薬草であります。

与那国町で、その栽培から加工・販売まで行っている農業生産法人与那国薬草園（株式会社）で、その過程についての説明を受けました。証明書を付加価値の高い特産品として可能性を見出し、新たな産業として製品開発により、まちおこしの起爆剤とすることにし、平成15年に乾燥機1台を設置、乾燥技術を習得するのとあわせて、長命草の作付けを開始し、乾燥葉の出荷を始めました。

平成16年から9農家で生産組織を立ち上げ、乾燥葉1.63tを初出荷しまして、その後、平成20年2月に農業生産法人を設立し、現在では製品開発会社と提携し、粉末を利用した青汁、お茶、そうめん、のどあめ、ちんすこう、コンニャク等の製品を開発し、販売しているとのことでありました。

加工施設では、収穫後の洗浄に手間がかかるが、乾燥技術を習得し確立されれば、与那国島ブランドとしての定着を図り、全国販売に推し進めていくとの話でありました。

以上、沖縄県八重山管内において、3項目にわたり行われました経済建設常任委員会所管事務調査の委員長報告といたします。平成30年12月11日、経済建設常任委員長 牧 徳久。

△ 日程第6 陳情第5号 「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について陳情

○議長（美島盛秀君）

日程第6 陳情第5号、「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等についての陳情1件を議題とします。

平成30年第3回定例会以降、これまでの受理した請願並びに陳情は、陳情第5号の1件です。お手元にお配りした請願・陳情文書一覧のとおり、陳情第5号、「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等についての陳情1件を、所管する経済建設常任委員会に付託したいので報告いたします。

△ 日程第7 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第8 議案第61号 平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約

△ 日程第9 議案第62号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第10 議案第63号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第11 議案第64号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第12 議案第65号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第13 議案第66号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第14 議案第67号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第15 議案第68号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（美島盛秀君）

日程第7 議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案

第61号、平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約、日程第9 議案第62号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第10 議案第63号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第64号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第12 議案第65号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第13 議案第66号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）、日程第14 議案第67号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、日程第15 議案第68号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明を行います。

平成30年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第60号から議案第68号について、提案理由の説明をいたします。

議案第60号は、国の人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部改正であります。

議案第61号は、伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約について、地方自治法第96条第1号、第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案しております。

議案第62号は平成30年度伊仙町一般会計、議案第63号は平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第64号は平成30年度伊仙町介護保険特別会計、議案第65号は平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第66号は平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第67号は平成30年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定に提案してあります。

議案第68号は、平成30年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第68号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）までの9件についての審議を中止します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午後 2時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第16 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第16、一般質問を行います。

初めに、西彦二君の一般質問を許します。

○3番（西彦二君）

3番、西彦二です。ただいま議長より許可を受け、平成30年第4回定例会において一般質問を行います。

まず、初めに、9月29日に起きました台風24号、25号に伴う暴風災害に受け、家屋や公共施設並びに農業被害を受け、被災されました町民の皆様には、一日も早い復興を願ひまして、お見舞い申し上げます。

一般質問を行います。

1、台風24号及び25号による被災状況について。

本町は、先月、局地激甚災害指定を受けたが、その具体的な被災状況の範囲と被害額について問う。

2、農業政策について。

①、2年続いての自然災害により、今期の製糖に関しても、品質及び生産量の落ち込みが予想されている。町として今後の対策について問う。

②、平成31年度春植え推進について問う。

③、畜産牛舎等の被災状況について、今後の対策について問う。

3、公共住宅建設事業費について。

検福地区における公営住宅建設予定地の用地購入について、現在の進捗状況を問う。

4、被災によるごみ対策について。

①、現在、義名山において、受け入れを行っている被災ごみの搬入量と産廃に係る実績について問う。あわせて、今後の対応について問う。

②、不法投棄について、今後の対策について問います。

以上、あとは席に戻って行います。

○町長（大久保明君）

西彦二議員の質問にお答えいたします。

町民の皆様方には、改めて今回の台風24号、25号の災害については、お見舞い申し上げます。

今度、局地激甚災害指定というのは非常に、局地というのは非常に国でも珍しい状況だそうです。それほど大変な被害でありました。

三反園知事の視察、そして農水副大臣の視察、金子先生、そして県の副知事等も視察に来まして、この伊仙崎周辺の状況には、ただ驚いておりました。また、各港、前泊、鹿浦港の現状についても、目を覆うばかりの大変な被害でございました。その復旧活動等、今、町、県、国挙げて、全力で取

り組んでおります。

具体的な状況に関しましては、課長のほうから答弁をしていただきます。その他の質問に関しましては、また担当課長のほうから逐次説明をしていただきたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

西議員の質問にお答えします。

建設課分の被災の状況は、港湾施設2カ所、漁港施設1カ所、道路施設1カ所、河川1カ所となっております。

被害については、港湾施設3億2,000万円、漁港施設2億3,600万円、道路施設について4,200万円、河川3,700万円となっております。

○耕地課長（上木正人君）

西議員の質問にお答えをいたします。

農地・農業用施設の被災状況につきましては、農地6カ所、4.2ha、4,957万1,000円、施設3カ所、321m、511万3,000円でございます。

○未来創生課長（久保 等君）

当課の管轄する被災状況を説明いたします。

光ファイバー網の本線の被害が2カ所、被害額としまして1,022万8,000円、幹線切断、それから引き込み切断、スパイラルハンガー等の被災が2,400万円、あと貸工場の被害状況ですが、そちらが30万円という形になっております。

○経済課長（仲島正敏君）

西議員の質問にお答えいたします。

経済課所管の農作物の被害総額につきましては、鹿児島県に報告をいたしました10月10日現在の被害額でございます。現在、農家より被害状況の自己申告を受け付け、及び受け付け中の畜舎やハウス等につきましては、今後、数字が変わる可能性はございます。

まず、台風24号ですが、施設被害といたしまして、畜舎、ハウス等でございますけれども、4億6,977万7,000円、農作物被害といたしまして、主にサトウキビでございますけれども、こちらのほうが3億1,340万2,000円、合計7億8,247万9,000円でございます。

台風25号につきましては、施設等の被害報告は特になく、サトウキビが82万7,000円でございます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

きゅらまち観光課の管轄する被災状況を説明いたします。

まず、喜念のバンガローでございますが、モクマオウで囲まれており、かたい木で、モクマオウが強風により、木の枝等で、バンガローが一部破損しておりまして、これが4万9,032円。

そして、なくさみ館でございますが、なくさみ館も台風被害によりまして、倉庫の一部が破損しております。これが19万7,000円です。

それから、瀬田海海岸の浜辺の付近にあるスロープが、約30mにわたって破損している現状であ

りまして、これが232万です。

それから、犬田布岬の展望デッキの屋根等、それとトイレのガラス等が破損しております。それが8万4,240円でございます。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

合計は出ていないの。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

うん。

○議長（美島盛秀君）

合計。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ちょっと合計出していない。すみません。今、合計はちょっと出しておりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○教委総務課長（水本 斉君）

西議員の質問にお答えいたします。

学校施設については、小学校8校で、被害額は4,060万円でございます。中学校は3校で、2,875万です。

小中学校全ての学校で、多少、全ての学校で災害が発生しております。金額は大きいのは、主に体育館の屋根の部分の災害が大きいところであります。

○社会教育課長（稲田良和君）

西議員の質問にお答えします。

社会教育課関係の被害状況は、阿権平家の屋根、社会教育施設、東公民館、歴史民族館等のサッシ等、あと歴史民俗資料館のネット回線断線の、合わせて111万7,000円となっております。

○ほーらい館長（重村浩次君）

西議員の質問にお答えします。

ほーらい館の被害額は210万円で、主に搬入口のシャッターが100万円、トイレ・窓サッシが25万円、屋根瓦破損が50万円、正面玄関のアプローチが35万円となっております。合計210万円です。

以上です。

○3番（西 彦二君）

今回の24号の台風について、相当なる伊仙町の施設の損害が見られます。このあたりの総額の出し、また国からの補助、また町からの補正、いろんな面がありますが、十分な町民の立場に立って、一日も早い復旧を願いたいと思います。

そして、各家屋、人家の破損について幾らですか。お願いします。（「家屋」と呼ぶ者あり）家屋の、家屋です。

全壊何件、半壊何件、またお見舞金の総額とか全体的な、すみません、お願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

台風24号の災害罹災者支援ということで、家屋の被災状況についてご説明いたします。

29日に災害発生しまして、その後1回調査しましたけども、11月1日から7日にかけて再調査を行いまして、町全体として、全壊40件、半壊65件で、町内の見舞金を支給しております。全壊につきましては5万円、半壊につきましては2万円ということで、見舞金を支給しております。

全壊、半壊の被害の確定につきましては、2つ方法がありまして、町の見舞金支給にかかわる全壊・半壊にかけましては、住家の延床面積に当たります被災を受けた延べ面積で出しておりますが、あと県のほうからの見舞金等ありまして、これにつきましては、また算出の被害、全壊・半壊の算出の基準が違いますので、町としましては見舞金としまして、全壊40件、半壊65件に関しまして、町からの見舞金ということで支給をしております。

○3番（西彦二君）

家屋のほうは、まだ人材不足で、いまだ改修工事が届いていない。また、ビニールを張った屋根もあちらこちらに見えます。

それがまた、町としてもビニール、またいろんな面でも補助をしていく体制を整えてもらいたいと思います。

また、町として、共済及び保険の加入促進のほうを進めていってはどうですかと思います。

○総務課長（池田俊博君）

このような甚大な被害を受けたということで、これからまた町民の皆様のほうにも、建物災害とか、共済等の保険をかけていただいて、被災の状況の回復がスムーズにいけるように、また町民のほうにも周知していきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

答弁者をお願いします。

質問をよく聞いて、自分の答弁するべき、きちんと説明をしていただきたいと思います。

○3番（西彦二君）

また、今回は、湾岸や漁船の被害も見られます。湾岸は国の事業で行いますが、漁船対策について補償とか、また町にそういった対策は考えていないでしょうか。お願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

漁業につきましては、船の漁業のほうの保険があるように聞いておりますので、そちらのほうの加入促進を進めてまいりたいと思います。

○3番（西彦二君）

漁業の漁船のほうも、国の対策事業に組めない、なかなか修理費が難しいというもので、伊仙町3港の船がほとんど70%ぐらいですかね。もう使用できないちいうですけど、また、伊仙町から魚が消える、刺身が消えるという感じになりつつありまして、その辺をまた町としても、よろしくお

願いたいします。

○議長（美島盛秀君）

ちゃんとできるかできないかという……。

○経済課長（仲島正敏君）

現行制度では、なかなか補償の部分厳しいのですが、やはり県及び国のほうに要請はしてまいりたいと思います。

○3番（西彦二君）

よろしく願いたいします。

続きまして、農業政策についてお伺いします。

キビ農家は、2年続きの災害を受け、落胆しています。

先日、キビ交付金単価が5年ぶり引き上げ、トン当たり18年度産210円増しの1万6,630円と決まりました。生産者は、大変うれしく思っています。

町としても、キビ農家に町単事業として、トン1,000円、町生産量4万tに対して、4,000万円の町特別対策事業費を計上できないか。

また、徳之島、天城町2町にない、町独自の特別対策費はできれば、農家に生産意欲向上や生産量につながるとは思います。どうでしょうか。

○議長（美島盛秀君）

まず、町長が2番目答えてから。

○町長（大久保明君）

ただいまの経済課長が答えたように、まず、船の問題ですか。船も……。

○議長（美島盛秀君）

2番目。農業政策について。

○町長（大久保明君）

農業政策のほうですか。

価格が210円上がったという、このことは、全郡のいろんな要望、その中で実現したと思います。

トン当たり1,000円ですか。4,000万。それは今、今の財政状況も踏まえて、いろいろ考えていかなければなりませんけれども、去年のように、セーフティーネット事業は今回も発動されると思いますので、そのことは取り組んでいきたいと思ひますし、このことは、今はソフトはできませんけれども、農家の方々のいろんな思ひを酌んで、そして、もっともっと農業に意欲ができるようにどうしたらいいかということなど。

また、これ単収を上げるためにはどうしたらいいかという政策など、前から申し上げているとおり、単収の格差が大分ありますので、農地の有効利用なども、もっともっと進めて集約していくことも大事だと思ひますし、春植え、夏、夏植え推進に、どんどんやって進めていくことなども、あらゆることをやっていくようなことを、また皆で、郡内においても、町においても、考えていかな

ければならないと思っておりますので、今すぐトン当たり1,000円という形であるかどうかは、今後また検討をしていきたいと思っております。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの西議員の質問にお答えをいたします。

まず、台風24号の影響で、今期生産量は大きく減収することが見込まれておりますけれども、品質におきましては、11月1日の圃場ブリックス調査におきまして、昨年度と比較いたしまして、1.7度高い結果が出ているということで、回復基調にあるということで、糖度のほうは回復が見込まれているということでございます。

昨年は、10月の末に台風来襲でしたけれども、今年度、それで約1カ月早いというところが、また回復が早まっている原因ではないのかなと思っておりますのでございます。

また、今、町長からありましたように、即答はできないのですけれども、まず、今般の被害の対策等につきましては、セーフティーネットでございます、さとうきび増産基金事業が発動されておりますので、伊仙町糖業部会においても、メニューを検討した結果、来季の春植えに対しましての助成を、次の質問にも出てくる、春植えに対しての助成計画をしているところでございます。

○3番（西彦二君）

今回の台風被害は、主に伊仙町を激震にさせたようです。隣の徳之島町、天城町は8割ぐらいの、まだキビのほうは大丈夫と言っています。

特に伊仙町のほうが、また2年も続いた災害を受け、伊仙町農家は苦しんでいると思います。ハーベスター代も引き下げは難しいと思います。残るはやっぱり伊仙町の3月の補正予算を、何とか農家の皆様に還元し、セーフティーネットさとうきび増産基金は、肥やし、農薬、やっぱりこれにもお金がかかります。

お金がないから、肥やしとか農薬は、手の届かない農家の声が聞こえます。これを崩しながら、町の糖業振興会、また町一丸となって、農家、農業振興の予算を計上していただきたいと思っております。どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど来、申しましたとおり、今、厳しい予算編成の中でございます。ここで即答はできませんけれども、財務担当との協議は前提になっておりますけれども、そちらのほう可能であるかどうか、検討してまいりたいと思っております。

○3番（西彦二君）

3月議会のほうに、いい知らせを待っております。

続きまして、春植え推進について伺います。

31年度産春植え種苗が、台風被害により不足と聞いております。春植え種代のセーフティーネットを利用した半額補助事業はできないかと、お願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの西議員の質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、今回のさとうきび増産基金事業が、セーフティーネットが発動されました。その中で、本町糖業部会においてメニューを検討した結果、肥料及び堆肥、また植えつけ前の耕運等、作業への助成を行う予定にしております。

今、西議員のほうから、種苗に関してということでございましたけれども、何分、まずもともなる種苗がかなり不足の予想がされるということで、11月、12月の経済課通信でも、「平成31年度サトウキビ春植えに伴う自家種苗の確保について」と題しまして、9月に直撃した台風の影響で、種苗を払い出すことが困難になることが懸念されますので、収穫前に自家苗の確保を必ず行うようお願いをいたします。

また、ご近所等にも、上記内容の声かけを重ねてお願いいたしますと広報して、収穫前に自家苗の確保をお願いしているところでございます。

糖業振興会としては、こちらのほう検討をしているのですが、なかなかもともなる優良種苗というのでしょうか、苗のほうの確保がなかなか今厳しいというのが現実だと思っております。

○3番（西 彦二君）

種苗苗のほう、隣の徳之島町、天城町にも声をかけて、何とか量を確保していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、畜産牛舎等に被災状況について伺います。

被災向け経営体育成事業補助金が3,000万円と出ていますが、その使い道をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの西議員の質問にお答えをいたします。

こちらに関しましても、台風24号の影響で被害を受けました、こちらは特に畜産の方に、畜産の特に畜舎に関しましての補助でございます。

今回、まず事業主体が農協さんになります災害緊急支援対策事業ございまして、こちらのほうが、JA窓口で被害状況、町から被災証明を出した後に、平米1万円以下の事業に対しましての補助がございまして。こちらに当てはまらない農家さんに対しまして、ただいまありました被害者向け経営体育成支援事業でございましてけれども、こちらはその分につきまして補助するというので、現在、今週中、受け付けをしているところでございます。

こちらは、基本的には先ほどの平米1万円以上の方、及び農協さんのほうに申請が間に合わなかった方を対象に考えております。

○3番（西 彦二君）

今回の畜産牛等の被害は、まだまだ野放し状態で、また人手不足、またお金不足で、直す力がないと思っております。3,000万円を立てますが、それ以上まだかかると思っておりますので、引き続き予算の確保をお願いいたしますと思っております。

まず、町民主体の農業振興予算のお願いいたします。

続きまして、公営住宅建設事業費についてお願いいたします。

検福地区における予定地の用地購入について、現在の進捗状態はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（美島盛秀君）

まず、町長から。今の件で、住宅について町長から。

○町長（大久保明君）

詳細については、建設課長が答弁していただきますけれども、検福地区、今回の状況で、かなりの戸数でありますので、広大な土地を要するというので、用地交渉が現在のところ完全に進んでいないように聞いております。

また、県と交渉をして、当初、検福住宅を、実際下検福、長道の下にありますけれども、あれを幾つかの数地区に分散していこうという要望をずっとしてまいりましたけれども、今年はそのことがちょっと間に合わないということでありましたけれども、住宅政策全般に関しては、小規模校区を中心に、また住宅がない集落が、犬田布校区であっても、崎原とか、トウバルとか……。

○議長（美島盛秀君）

町長、検福の……。

○町長（大久保明君）

ないところがいっぱいありますので、そういった方向で住宅政策は推進してまいりたいと思います。

進捗状況につきましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（松田博樹君）

西議員の質問にお答えします。

検福の住宅について、用地交渉を4カ所しましたが、なかなか合意を得ることができず、今回の補正で2,000万円減額しているところです。

また、現在も、他に1カ所交渉中ですが、もし合意が得ることができたとしても、農振地除外等に日数がかかると予想されるため、今年度の購入を断念したところであります。

○3番（西彦二君）

公営住宅は地元検福地区の皆様にも説明会を行いながら、新たな用地、場所等を検討して、いま一度、検福地区に事業を進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

現在も1カ所、検福地区のほうで交渉中でありますので、その結果を見ないと、その次に進むことは、また難しいものですから、そこももしだめであれば、集落と話し合って、どちらの土地という相談等、またしていきたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

やっぱり地区説明会踏まえながら、いろんな場所、また地主に交渉進めながら、せつかくの予算を流さないように、ぜひ検福地区、また東部地区に、また候補地がありましたら、よろしく願いいたします。

続きまして、被災によるごみ対策について、お願いいたします。

○町長（大久保明君）

ごみ対策は、先ほど行政報告で答弁したとおりでございます。進捗状況と現状と、いろいろ対応していきましても、細かいことは、きゅらまち観光課長が説明しますが、今回の件でいろんな対応に関して、例えば集めても、それを運ぶトラックが足りないとか、受け入れる施設が満杯であるとか、いろんな問題が出てまいりました。

また、いろんなこの状況の中で、家電製品がかなり搬入されたり、現実には、それを断ったら、断ったかどうかわかりませんが、可燃性の不法投棄なども大変ありましたので、そのことをもう一回検証しながら、今後、今、計画的に搬送先を決めて、搬送するトラックも町内業者の方々にお願いしていこうということなどが、現在進行していると思いますので。

あと、課長のほうから補足説明をしていただきます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

台風24号は、9月の29日から30日の未明、また引き続き10月5日に到来して、伊仙町においては、甚大な傷跡を残しました。

瓦れき借り受け場として2カ所設置し、瓦れき受け入れを12月9日まで受け入れをし、搬出を10月12日までに搬出を終了いたしました。

ところが、そのときに、いまだに各集落に全壊・半壊等のまた業者がそのまま放置している現状、また不法投棄等も見られるということで、10月24日より毎週2日、水曜日と木曜日に瓦れきを受け入れをいたしまして、きのう10日より、12月10日より、今、搬出している状況でございます。

10月12日までの実績が今出ておりますので、重機といたしましては、ユンボ、コンマ7が2台、そして、ユンボのコンマ5が2台、ミニユンボが3台、そして、10tダンプが6台、4tダンプが2台、2tダンプが3台、そして、1tダンプが1台、軽トラック2台で稼働してまいりました。

そして、瓦れきごみでございますが、木くずが1,064m³、プラスチックが76.5m³、電化製品等が23m³、繊維くずが4m³、トタンが830.5m³、その他のコンクリートとか、いろいろながら68m³でございますが、多分子測ではございますが、キロに直しますと、1,000tに達すると思われま

す。

そして、今現在、受け入れて、今搬出しているのが、やはり600tぐらいあるだろうと思っております。

そして、重機のこれが、今現在の支出でございますが、重機の借り上げが400万、そして用地借り

上げ代が1万5,000円、瓦れき処理料が974万7,690円、燃料費また消耗費とか45万9,299円で、現在、2,247万5,022円を支出している状況でございます。

○3番（西 彦二君）

被災時により当局並び職員の皆様には、被災ごみに係る対応につきまして、大変ご苦勞とご迷惑をおかけしまして、感謝を申し上げます。引き続き、これから製糖期も始まります。

また、畑の中には被災ごみが、トタン並びにいろんなごみがまだあります。

そして、人手不足で、家屋の修理もまだ滞っていない、またいろんなごみもまだ、それをとめますと不法投棄になりますので、4月までの延長をできないか、お伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今、搬出しておりますけども、これから製糖時期に入りますので、製糖時期の日に合わせて、多分、農作物の中に瓦れき等があるだろうと思います。畑の隅にでも出しておいていただいて、今後、製糖期終了後にまた受け入れをするかは、また検討してまいりたいと思います。

○3番（西 彦二君）

こういった被災ごみ、また並びに今後の日程等を、また町内放送で呼びかけながら、町全体となって被災ごみの処理を一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後になりますが、一日も早い災害復興を願い、町を挙げて、元気で活力のある伊仙町を取り戻していきましょう。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、西 彦二君の一般質問を終了します。

次に、清 平二君の一般質問を許します。

○5番（清 平二君）

5番の清 平二です。

今回の台風24号、25号で被災された皆様に、この場を借りまして、心からお見舞い申し上げます。皆様方がもとの生活に一日も早い回復を心からお祈りいたします。

では、一般質問に入らせていただきます。

1、台風24号、25号について。

台風24号の直撃を事前に予測して、町民の生命と財産を守る対策本部をいつ設置したのか。また、災害対応の指針があるのかどうかを問います。

避難場所は、ほーらい館だけ指定するのは、今後の課題として残ると思われませんが、町長の見解を問います。

3、家屋が全壊した方々に、町としてどのような対応をしたのか。また、いまだに居住地がない方がいるのかを問います。

2番目、伊仙町町有施設改修費補助金について。

当該補助金と地域再生計画との関係、予算措置及び財源について問います。

この事業申請が平成30年11月14日から30日までの短い期間で、何集落の申請があり、何集落決定したのかを問います。また、今後の計画について問います。

3番目、平成30年第3回定例会において、副町長の答弁について。

第3回定例会一般質問の備品未納問題の答弁の中で、副町長は、町長から第243条2の第3項に沿って監査請求を請求する予定との答弁であったが、その法的根拠と監査請求を行うかを問います。

2回目の質問は自席に戻って質問しますので、よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

清 平二議員の質問にお答えいたします。

今回の台風は、襲来以前から大変スーパー台風と言われるぐらいの台風でありました。途中で進路変更にもなったのですけれども、それでもかなり近づくことは間違いないという状況の中で、伊仙町は以前の台風と同じように、まず、ほーらい館のほうに十数名の方が避難をしていただきました。

そして、前回の台風のとくに発電機が足りないということで、東部、中部、西部に1台ずつ配置しておりました。

今回は、そういう状況の中で、ほーらい館を中心にした状況の中で、後でまた総務課長が答弁しますけれども、避難勧告を早急に出しましたけれども、避難勧告で避難した方は、これは全国の調査でも1%に満たないという状況などが最近の災害で明らかになりましたので、今後、強制避難とかそういうことも考えていかなければならない状況であると思っておりますけれども、いずれにしても、今回の台風、島内において最大瞬間風速64mを記録しておりますので、今後、今回の件を新たに肝に銘じながら、台風全てに関して、避難勧告から避難、強制避難から、空振りでもいいからやっっていくということが、今後は重要ではないかと思えますし、高齢者のひとり暮らしの方々、地域の消防の方々、民生委員の方々が熟知しているし、町の職員もかなり把握しておりますので、事前にそのことをしっかりと日ごろから連携しながら、もう一つ今回、私たちが自主防犯組織との連携が、いま一つ十分でなかったということも、また大きな今後の課題となって、この前、区長会の中で、そのことも十分に議論をしている状況でございますので、台風は、もう同じような台風が、規模の台風が間違いなく来るということで、今、災害、例えば護岸とか港湾に関しても、そういうことを想定しながら、復旧というのはもとに戻すということですが、復旧から復興にかかって、いろんな対応を考慮しながら、事業は進めなければいけないと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

清議員の質問に、町長の補足を少ししたいと思います。

まず、災害警戒本部ですけど、これは9月28日金曜日18時に設置いたしました。そして、9月29日土曜日18時30分に、この警戒本部を災害対策本部へと切り上げ、災害の対策に当たりました。

また、その前日、9月28日の午前中においては、課長会を開催し、避難準備情報、避難所の開設

を指示、要援護者等へ早目の避難等を防災無線で呼びかけております。

また、災害対応の指針として、伊仙町地域防災計画を平成9年度に策定、平成27年度に見直しを行ったところであります。

○5番（清 平二君）

今、28日の午前中に避難準備をしたということですが、やはりこれは、ただ防災無線で流すだけではなくて、今、恐らく役場に各集落担当を配置していると思いますけども、まだ配置しているのかどうかお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

はい、配置しております。

○5番（清 平二君）

この集落担当を十分に配置して、独居老人、独居高齢者、あるいは障害者などを把握し、その前日に勧告したのかどうかお伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの集落担当配置についてご質問がありましたけれども、要援護者、障害者等、見守り等必要な方に関しましては、民生委員等に介しまして、在宅のひとり暮らしとかそういった方々は、28日に声かけをして、そういった方がいないかということで連絡をしております。

また、介護を受けている方とかに関しましては、ケアマネジャーさんついておりますので、そういう方々を介しまして、施設への事前の福祉避難所への入所とか、あと病院への受け入れとか、そういったことで28日に対応しております。

○5番（清 平二君）

これは、ある集落に30年ぐらい前に伊仙町に移住した方、80歳ぐらい前後ですかね。その方がひとり暮らしですので、ある区長が、今回の台風24号は、例年になく非常に強い台風ですので、ほーらい館に避難したほうが安全ですと言われ、避難したそうです。そのような話は、町としては事実かどうか確認しているでしょうか。

○議長（美島盛秀君）

誰が答えるの。（発言する者あり）ちょっともう一遍、確認……。

○5番（清 平二君）

こういう情報を把握しているかどうかということですよ。

そしたら、この方は素直にほーらい館に避難し、その後、その夜半、家が全部飛ばされたという。翌日になってから、本人が、自分は家に帰りたいと言ったのだけでも、余りにもショックが大きいですので、しばらく本人を帰さないで、ほーらい館にいて、そして検福のどこですか、（「あむとう」と呼ぶ者あり）に連れて行ってやったと。

しかし、その方は島に身内がない。島に身内のある方々は、みんな兄弟、親戚から、おにぎりや

ら食べ物やら持ってきてくれたのだそうですけども、その方は身内がないから、非常に、何といふのかな、悲しい思いをしたという話を聞いています。

こういう話は、町としては聞いたことないでしょうか。私は、この区長さんは、表彰するに値すると思いますよ。この方が、もしその区長さんが進言しなかったら、本当に伊仙町で大きな死傷者が出ていたかもしれません。

そういうことをやはり町として把握しているのかどうか。把握していないということですので、そしてこの方は——把握しているのだったら、はい。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

まず、すみません。そしたら、自主避難の避難所の運営について、少し説明をさせていただきたいと思います。

その方、確かに29日、集落の方が、近所の方が連れてこられまして、ほーらい館のほうで避難されています。その方も含めてですけども、28日に避難所を開設しまして、29日、台風直撃した日ですけども、その夜は42世帯63人が避難所におられました。通過後も、被災を受けて帰宅できない方が、30日に関しましては、おうちは大丈夫でも、不安で帰れない方も含めて13世帯16人、ほーらい館にいらっしやいまして、10月1日には12名10世帯、3日からは5世帯5人が避難所利用を続けておりました。

また、台風25号に備え、10月4日には、自主避難者も含め18人が避難所を利用いたしまして、10月6日にはほとんどが、台風が落ちつきまして、自宅のほうに戻りましたが、帰宅できない4世帯4人につきましては、10月6日までほーらい館を利用されまして、その後、検福のゲストハウス、あむとうのほうへ移動されました。

10月7日からは、3人が利用し、それぞれ自宅の改修作業が進むなどで帰宅していきました。10月9日から11日まで、最後のお一人が利用されていましたが、教員住宅のほうの改修が済みまして、そちらのほうに入居が可能になりましたので、そちらに入居されまして、10月11日、13日間の避難所運営全ての対策を終えたところです。

今お話があった方に関しましては、29日にほーらい館にいらっしやいまして、ほーらい館のほうで、避難所運営の中で炊き出しをしたり、いろいろなことをしました。10月6日に、ほとんど落ちつきまして、町営住宅にお住まいの方とかが、まだ改修が済んでいないということも含めて、3人の方が最後ゲストハウスのほうにいらっしやいましたが、その方は、その時点で娘さんがいらっしやいまして、大阪のほうだったか、引き上げられました。

その間につきまして、この方の親戚に当たる方が、ゲストハウスでも差し入れをしたりともしましたし、ほーらい館の中でもできる限り、職員も含め、女性連の炊き出しとかもお手伝いいただきましたし、やれる限りのことはさせていただきました。

今おっしゃるように、区長さんからは、何度もその中で、この方は大丈夫ですかということで、連絡もとらせていただきましたし、本当に心配りしていただきまして対応していただきましたので、

その区長さんには本当に感謝申し上げます。

○5番（清 平二君）

やはり私が質問したときに、最初に皆さんは知らないようなふりしていたのですが、やはりそういうものは対策本部の中で、ちゃんと話をし、共有をし、今後どうするかというのをしていないといけないのではないかなと思います。

特に、町長は移住、高齢者の移住を促進をと呼びかけていますので、やはりこういう方々におもてなしの心といいますか、伊仙町の優しい心をやっぱりもう少し、職員一丸となってほしいと思います。

そこで、私は思いますけども、やっぱり台風前日は、何はともあれ職員全体で、集落担当者全員で、そういう指針をして、住民の生命守るということはしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか、町長。

○町長（大久保明君）

まず、今の情報に関しましては、情報共有できていなかったということに関しましては、そういう非常に忙しい中で、そういうことが情報として伝わらなかったことは反省しますが、今、保健福祉課長が答弁したとおり、本当にその方だけじゃなくて、多くの方々のために、町職員も、それから民生委員の方々も、これほど連携してやった例は過去になかったし、そのことを日ごろから町民とともに、町民と気持ちを同じにしながらやっていくということは、日ごろから私も話をしておりますので、そういうことは今回の台風の中で、今、話を聞いて、改めて職員よく頑張ったなどというように感じました。

それから、いろんな連携に関しましては、今後とも同じような台風が必ず襲来するということを前提に、日ごろ集落の方々、区長の方々、あらゆる消防団の方々と連携を今まで以上に密にして取り組んでいかなければならないと思っております。

○5番（清 平二君）

今、1件だけ言いましたけども、さらに、その台風のさなか、家が揺れて、「壊れそうです、助けてください」と役場に電話したのだそうです。そうしたことは聞いているのかどうか。

○町長（大久保明君）

そのことは課長会で、課長のほうから話をさせていただきました。ですから、何というか、避難勧告の避難命令を出して、これは過去の台風の中でも、何回も来るように言っても、まあ大丈夫だというふうに本人が考えて、意固地になって来なかったという例もありますけれども、そういった場合にどう対応するかということでもあります。

最も台風が強いときに、消防団の方々、本当に自分の身の危険もわきまえずに、連れに行くわけですよ。そのことが本当にいいのか。

そしたら、どのようにして、一人一人にとにかく避難するのだという意識をやっぱり持たせていかなければ、同じようなことが起きるわけですから、電話して、この方だと思えますけれども、車

が鹿浦大橋は通れないということで遠回りして来たという話も聞いておりますので、今後、清議員の認識と、私たち内部の活動というのは、これ消防団も含めて、必死でみんなやっているということは、しっかりと理解もしていただきたいと思うし、それが完璧にできるかどうかというのは、一人一人の行動も含めて、できるだけ避難させるようにしたらどうしたらいいか、さらに議論を深めて対応してまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

この方は、親子で電話をして、役場に電話したら、「ほーらい館に行きなさい、ほーらい館に行きなさい」と一点張りだったそうです。

こういう事例がありますので、伊仙町の防災マップに、公共施設が避難所として指定されていますが、この台風の中で、指定された施設が運用されたのかどうか。ほーらい館だけじゃなくて、防災マップに載っている公共施設の避難所、これがやはり施設として、ほーらい館に来られなかったら、施設の中に集落の公民館、各小中学校、載っていますけども、これが万全だったのかどうかお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

確かに、今回の29日の台風のときには、私たちの認識、そういうところが、ここ十年来、これほど強い台風が来るということ自体が、ちょっと予想がし切れなくて、先ほど町長のほうからも陳謝がありましたけど、本当にそこら辺のところは、これから先、十分にそういうところの叱責を受けながらも、避難勧告、避難指示はしていかなければならないと思っているところであります。

実際として、ほーらい館のみを避難所として開設をして、マイク放送もいたしました。しかし、各集落の33集落、あと学校施設等全てにおいて、37の避難施設がございますけど、そこは本来でしたら、29日の日に防災訓練で避難所の開設の方向とか、そういうのをやろうという段取り等もしていたのですが、ちょうど台風の日にそれが当たりまして、それができない状況ということでしたので、これを一応教訓といたしまして、これからの防災訓練、各個別的に自主防災組織等との訓練、あと避難の訓練、避難所開設の訓練、個々の訓練等ございますが、そういうような一個一個机上の訓練から始めまして、これから先、こういうような甚大な被害に対し、職員一丸となって対応できるような、そういう組織としてやっていけるような体制をとっていきたいと思いますので、議員の皆さんのほうも、各集落においては自主防災組織ございますので、そこのほうの一員となり、集落のほうの指導のほうも、また議員の皆様でしていただきたいと思いますので、本当によろしくお願いいたしたいと思います。

○5番（清 平二君）

今、職員一丸となって町民を守るという言葉聞き、安心いたしました。ぜひそういう危機感を持って職務に当たり、町民を守っていただきたいと思います。

3番目の全壊した方々、この方々に、まだ自分の住宅はない、あるいは、借りているけど、そういう住宅が住むところがないという、不安がっている方がいないのかどうかをお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

先ほど澤課長のほうからも、避難所から、それから検福のあむとうあたりまでのほうは説明いたしました。それ以後に関しましては、町営住宅の空き家関係の対策で、6世帯ですか、6戸ですか、6戸が町営住宅のほうに、あと教員住宅の空き部屋がありましたので、そこには2世帯入っているところです。

あと、それ以外に関しては、今のところ町のほうに要請等、そういうのがあれば入っておりません。

○5番（清 平二君）

もし今後もそういう方が出たら、やっぱり対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ことわざに、「備えあれば憂いなし」ということわざがありますので、やっぱり十分備えて町民を守るように皆様に期待して、この台風の質問を終わります。

次に、伊仙町町有施設改修費補助事業についてお尋ねします。

○町長（大久保明君）

このことは、まずは担当課長のほうに答弁をしていただきます。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

伊仙町町有施設改修補助金について、当該補助金と地域再生計画との関係、それから予算措置及び財源についてであります。地域再生計画とは、その計画の名称としまして、誰もが輝く伊仙町まちづくり事業、その主体が伊仙町で、地域再生計画の目標という観点から、大きなビジョンとして計画を立てるものであります。

それと、今回のさっきの関係といたしますと、その計画をもとに地方創生交付金事業を行うため、実施計画を立て、交付金の申請を行っていくという形であります。

予算措置ということに関しましては、この事業に関しまして、交付金が2分の1、一般財源が2分の1という形になっております。

○5番（清 平二君）

この事業費が11月14日から30日まで、短い間で申請が何件あったのか。そして、何件決定したのかをお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

申請件数が14件ありましたが、今年度の実施は見送ることとしました。

今後の計画についてであります。次年度以降、十分な補助額を組み、よりよい公民館の改修につながるように、交付金や補助金などを活用し、公民館を改修していく必要があると考えております。

○5番（清 平二君）

この14日から30日まで、短い間に募集をして14件あったという。その14件あったうちに、ことは見送りだと。募集をしたのは、予算がついているから募集したと思うのですが、その辺のところ、わかるように説明していただきたいと思います。

○未来創生課長（久保 等君）

この17日間の申請期間というところではありますが、9月の区長会において、こういった事業を進めますのでということで、周知、事業説明を行っております。これが、それ準備をして、この段階に募集という形になりました。

予算がついていながら見送る形というのが、申請のあった内容を三役も交えて協議、確認、検討したところ、地方創生交付金事業の掲げている関係人口の増加、交流人口の増加、またこの事業を行った後のKPI、数値目標でありますけど、そこに掲げる計画がちょっと書き切れていなかったということと、改修後の継続的な事業活動を行う計画も薄かったという点があります。

一番の取り下げという原因が、台風24号で被災した町有施設ではありますが、そちらの被害が大き過ぎて、今そのまま放置すると、来年度になると、さらに、その費用が倍以上にかかってしまうという観点から、今回のこの事業の成果としましては、町有施設の別の施設に使って、公民館施設の改修については、要望額も今回の150万というものでは思い切った改修ができないという、そういう面も把握しましたので、次年度以降、さらに補助額を追加して、3年の計画を立てながら進めていくほうが、一番いい方向だろうということに至りましたので、こういう結果であります。

○5番（清 平二君）

これは補助金申請をしたときに、交付の対象になっていたのではないですか。補助金交付申請をしたときは、対象外だったのですか。

○未来創生課長（久保 等君）

交付の（「申請、申請時」と呼ぶ者あり）どの交付申請でしょうか。町が行う交付申請でしょうか。

○5番（清 平二君）

いや、これは伊仙町町有施設改修費補助金交付要綱というのがありますけども、これは地方創生でして補助金をもらってやるということで予算を指定したのかどうか。そうしたら、申請した段階で、補助対象なのか、補助対象外であるのか、わかると思うのですが、それを交付申請時に補助対象となっているのに、今度の9月の区長会で募集をし、また締め切り、その辺のところ、ちょっとわかりにくいですね。

○未来創生課長（久保 等君）

この推進交付金の申請で、決定が4月1日であります。その時点では、町有施設の改修事業というものは行うことが決定していました。私が、それに見合わないって申しあげましたのは、各集落から上がってきた改修の計画が、地方推進交付金の事業に、地方創生交付金の事業に、なかなかそ

の中身の内容がそぐわなかったということです。

○5番（清 平二君）

この補助金交付申請要綱を見ますと、伊仙町内各自治会に配置された町有の集会施設、公民館を言うと。これは対象になっておるみたいですね。

それから、この補助金の除外自治会というのがありますけども、その他町長が適当でないと認めた自治会とありますけども、これはどういう自治会でしょうか。

○議長（美島盛秀君）

町長答えるの。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）町長が答えられるの。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

財務規則のほうが、歳出予算のうち財源の全部又は一部を国庫支出金、県支出金、町債その他特定の収入を財源とするものについては、町長が特に必要と認めた場合を除き、その収入が確定する見込みがなければ執行するができないということをうたってあるのですが、事業の申請をして、内示が来まして、交付決定が来ますと、その事業は執行していいという……。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと趣旨が違うのではないの。

○未来創生課長（久保 等君）

え。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時28分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に続いて会議を開きます。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町有施設改修費補助金交付要綱に載っております第14条の（3）に、その他町長が適当でないと認めた自治会とあるのですが、この中身としましては、書類の不備ですとか、あと13条をお持ちでしょうか。

申請内容の変更等という13条にうたってあるのですが、補助金交付の決定を受けた自治会が、次に掲げる事項のいずれかに変更をしようとするときは、または改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ町有施設の改修費補助金交付変更申請を提出しなければならない。その内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更または中止について承認を受けなければならないという条

項があるのですが、こういった変更がある場合、こういうことをしなかった自治会が適当でないと認めた自治会という内容になります。

○5番（清 平二君）

この中の11条第3項、町長は前項の取り消し通知を受けた自治会から、再度、申請の提出のあったときは、これを受理しないことができるものとするということありますけども、じゃあ今回は、14集落の受け付けをしたのですけども、町のほうで却下してありますので、この14集落は今後できないということですか。

○未来創生課長（久保 等君）

先ほど申しあげましたとおり、交付金事業にちょっと沿わないというところと、新たに補助額を増加して申請し直して、来年から計画的に要望が多いことから順次改修を行っていくということになっていきますので、今回出したところはもう次はできないということじゃなくて、また早急に対応した自治会でありますので、次年度以降も申請を受け付けて改修を行っていくという考えです。

○5番（清 平二君）

どうも、この要綱を見てみると、私には難しくて非常にわかりにくい。こういう要綱をするよりも、町が率先して、町で把握して、町でリーダーをとって、例えば交通の不便な地域からするとか、やはりそのようなところを見直していかないと、ほーらい館に先ほど来られるところはいいのだけでも、私たち僻地にいる人は、ほーらい館まで来られないので、やっぱりそういう順番をつけてやっていただきたいなど。その計画を、また次に議会に示してほしいなど。

今、これだけ災害が起きて、住民が避難するところがない。避難所も指定してあるのだけど、あいていない。非常にちぐはぐになっていますので、今回の災害で見直しをして、災害の前日はやはり、避難施設は来る人がいなくても、いなくてもいても、いつでも避難できるように鍵をあけて、門をあけていていただきたいと思います。

それと、この問題は最後にして、今後やはり台風なんか来たら、何というのですか、避難準備用具、こういうものも整えておいていただきたい、普段から町で。

今回の台風で、トタンが飛ばされ、屋根が飛ばされ、みんなじたばたしました。そしたら、みんながそれぞれ建築屋にテントを買いに行きましたけど、テントがない。非常に町民は困っています。こういうことのために、十分町としても、そういうものを備えていただきたいと思います。

余り言うと、文句みたいに聞こえるので、これはこのぐらいとして、しっかりとした住民サービスをしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、副町長にお尋ねします。よろしくをお願いします。

○副町長（稲 隆仁君）

清議員のご質問にお答えしたいと思います。

質問が、町長から第243条の2の第3項にのっとして、監査に対し、監査請求を提出する予定であるとの答弁であるけど、その法的根拠と監査請求を行うのかどうかということでもありますけども、

前回の議会でご説明申し上げましたとおり、今回の監査委員からの勧告回答は、自治法242条の住民監査請求に対する回答、それによる勧告であるわけでありますので、今後、国の補助金の返還という形になろうかと思えますけれど、そのときにあったときに、我々自治体から、町長から職員に対する賠償責任、自治法243条の2の第3項にのっとり、監査のほうに監査依頼をするということでございます。

○5番（清 平二君）

要は、地方自治法の243条の2ですよね。私が地方自治法の243条の2を調べてみましたら、会計管理者もしくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員、物品を使用しているもろもろがありますけども、これと私の監査のこれと、どういう関係があるのでしょうかね。

○副町長（稲 隆仁君）

申しわけありません。243条の2、町長は、3項ちょっとお読みしますけど、普通公共団体の長は、第1項の職員が——第1項の職員、今、清議員がおっしゃった職員でありますけれど。職員が、当該地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならないということを、監査委員に監査請求をするということであります。

○5番（清 平二君）

これは、住民監査のほうから私たちに来て、私たちはそれに勧告したわけですけども、町のほうから監査委員を監査するという受けとめ方のように、これ私、見えるのですけども、いかがですか。

○副町長（稲 隆仁君）

監査を監査するということはあり得ませんので、職員の賠償責任、前回の監査委員からの勧告は、地方自治法242条に基づく住民監査請求、住民監査してきた町民の方に対する回答、それに基づく勧告であるわけですので、今後予想されることは、補助金に対する職員の賠償責任としての、先ほど申し上げましたとおり、賠償責任の有無及び賠償額を決定するために、監査委員に監査請求をするということでもあります。決して監査を監査するということではありません。

○5番（清 平二君）

これは、30年第3回定例議会の会議録ですけども、この108ページをもう一回確認して答弁していただきたいと思えます。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（稲 隆仁君）

清議員のご質問にお答えします。

先ほどから答弁しておりますけども、前回の記録で、「逆に今度は町のほうから」という文言がありますけども、この「逆に」ということは、我々前回は、住民監査に対する回答として勧告を受けた側であって、今度は我々のほうでも監査依頼をするという、その「逆に」という言葉が若干、受け取り方が、こちらの言わんとしているところと受けとめ方が若干誤解を与えたところがあります。このあたりについては、おわびしたいと思います。

今後、補助金の返還ということが予想されるわけでありますので、その時点で監査のほうに、職員員の賠償責任ということで監査請求を依頼するというところでございます。

○5番（清 平二君）

9月議会で、「逆に今度は町長のほうから」ということは、これは削除するということですね。

（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

これ、よろしいですか。（「逆に」という文言だけ」と呼ぶ者あり）わかりました。

○5番（清 平二君）

「逆に」削除するということですね。（「で、よろしい。削除可能でしたら」と呼ぶ者あり）

○議長（美島盛秀君）

できます。（「できるなら、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○5番（清 平二君）

この問題をやはり早く解決するためには、どのようにしたらよいか、町としては、今後の対応、お伺いします。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほどからご説明いたしておりますけれども、業者に支払ったお金に対する賠償額ということで、住民監査からの請求があり、それに対する回答、勧告を我々職員受けたわけでありますけれども、本来は業者が返すべきお金なわけです。

これは、民法703条の不当利得の返還義務による返還請求ということでありますけれども、業者が返さなければならない本来のものでありますけれども、それを我々三役含めて職員への賠償ということで勧告を受けたわけでありますけれども、今、業者のほうへ連絡をとり、前回、確約書の件もありましたけれども、確約をとって、それを今履行しているところでありますけれども、今後、監査と意思はつきり確認しなければならない、いけないという助言をいただいているところに関しましては、先ほど申しました、業者も返納する、我々は賠償する。町は二重取りになるわけです。

これをどう解消すればいいかということ、今後協議していかなければならないということであ

りますけれども、我々は少なからずとも、業者が不当利得をいたしているわけでありますので、それについての返還義務による返還請求を今後徹底してまいりたいと思っているところであります。

なお、返還義務の消滅期間は、現在10年でありますけれども、今後、民法の改正も予定されるということで、時効、消滅期間は5年ということを考えておりますので、少なからず5年間は、その可能性があるものと思っております。どういう手段を使ってでも、その回収に全力を傾けていきたいと思っているところであります。

○5番（清 平二君）

町民は、5年という回収ということですが、やはり町に与えた損害は多大であると思います。業者に一括してお金をお支払いし、あとは業者から分割でもらう、これは他の市町村ではちょっと考えられない、やはり問題じゃないかなと思いますので、こういうことに対して、しっかりとけじめをつけて、町民にわかるような説明をしていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、清 平二君の一般質問を終わります。

次の議会は、12月12日午前10時から開きます。

議事日程は一般質問であります。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時47分

平成30年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成30年12月12日

平成30年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月12日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問（牧本和英議員、佐田 元議員、杉山 肇議員、岡林剛也議員、美島盛秀議員）5名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	福司 銀二郎 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長補佐	稲 泉 喜博 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永 英樹 君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の清議員の一般質問3番目、平成30年第3回定例会において、副町長答弁についての中で、平成30年第3回定例会会議録108ページ中段の稲副町長の答弁で、「これらに関しては、逆に、今度はまちのほうから町長から243条の2の第3項にのっとして、監査のほうに監査請求を提出する予定でございます」とありましたが、この「逆に」の部分を、誤解を招きかねないとのことでしたので、議事録から削除したいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年第3回定例会会議録108ページ中段の稲副町長の答弁中「逆に」の部分は、議事録より削除いたします。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1一般質問を行います。初めに、牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

おはようございます。2番、牧本和英です。

ただいま、議長のほうから許可がございましたので、平成30年定例会にて一般質問いたします。

まず、その前に台風24、25号において、被災・被害に遭われました町民の皆様方の一刻も早い、復興・復旧を心よりお祈りするとともにお見舞い申し上げます。議会議員の一員として、復興・復旧に力を入れて頑張っていく所存でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の住んでいる東犬田布には、昔、集落民が負担し合ってつくった公民館があります。

町長も、何回も来られておられるのでご存じかと思いますが、老朽化が著しく進んで、危険な状態にまでなっております。根本的な改修が必要ですが、とてもではありませんが集落民の負担で行うことは厳しいのが実情です。

東犬田布には、この他に西部公民館があり、集落行事はここで行うことになっておりましたが、町の方針で西部公民館を民間法人の運営する保育所施設となったという経緯があります。

幸いに、保育所側の配慮で、集落が利用することに対しては、大きな障害はありませんが、やはり民間が管理・運営する保育施設ですので、利用におのずと限度もあり、気を使って使用しているというのが実情です。

集落の人たちは、西部公民館にかわる新たな公民館はできないものか、少なくとも現在の集落公

民館の根本的な改修はできないものかということ、いつも願っており、ある意味、悲願となっています。

まず、基本的なことについて、教えてください。西部公民館は、いつどのような目的を持って整備されていたのかを問います。

また、保育所施設として、運営することになった経緯について伺います。

次に、東犬田布集落公民館について伺います。①老朽化の状況などは、町として把握しているのかを伺います。②東犬田布集落公民館を町のさわやかサロンなど、町の行事等の開催場所として使用しておりますが、平成29年度の実績をお伺いいたします。③公民館整備の補助制度について伺います。公民館建設等に使用できる国の補助金や交付金制度などは、どのような制度があるのかをお伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。2回目からは、自席で行います。

○教育長（直章一郎君）

おはようございます。牧本議員の質問にお答えします。

西部公民館は、伊仙町中央公民館の分館として、昭和50年4月1日に設置され、教育委員会が管理していましたが、平成26年4月1日に西部公民館の指定管理に関する協定を締結し、民間に業務を委託しました。①と②については、社会教育課長から答弁させます。

○社会教育課長（稲田良和君）

牧本議員の質問にお答えします。教育長の補足をいたします。

ただいま、ありましたように、昭和50年4月1日から供用を開始し、地域住民の交流の場として整備をしたということになります。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。自分たちの幼いころですが、西部公民館には図書館があったり、充実した調理場施設があったりして、やっぱり今回のような被害等があった場合、炊き出し等などでもできる施設だったと思います。

一応、そういう形で町が民間に委託してあるのであれば、わかりました。

それでは、次の集落公民館についてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

牧本和英議員の2番目の質問にお答えいたします。

先ほど、指摘があったように、私もいろんな新年会とか、いろんな機会でも何回も行っておりますし、今、雨戸に対して板で補強している状況なども、この前から見ております。

今後、伊仙町の政策として、各集落を地域さわやかサロンとか、多面的支払交付金事業とか、そして住宅政策を進めていく中で、私たちが目指している多くの出身者の方々、そして出身者じゃない方々も体が健康であるなしにかかわらず、この島に移住していただくという、政策の中心は集落でありますので、そういった意味で、きのうも未来創生課長から答弁があったとおり、全ての集落

の町管理の公民館は計画的にやっていくと。

そのうち4つの自治体が建てた公民館に関しましても、同じような状況にしていく必要があるわけですので、そのことに関しては、前向きに進めていかなければなりません。

その中で、この集落の方々と話し合いをして、今後ともどのような協定を結んでいくかと、単にまちが補助金を出して改修していくと、そうであれば町と集落との、その使用方法等について、いろんな契約等もしていかなければならないではないかと思っておりますので、そのようなことは、今後しっかりと議論を進めていきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

町長も把握しているということですので、町が管轄する公民館だけではなく、先輩方が築いてこられた私たちにとって誇りのある公民館ですので、何とか整備のほうをできるような体制によっていただきたいと思っております。

それでは、②をお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

牧本議員のご質問にお答えいたします。

東犬田布公民館を利用した集落サロンの実施について説明をいたします。町地域包括支援センターが、委託事業として実施しています地域サロンとしまして、集落自主サロンを月に2回、社会福祉協議会に委託して実施しています「地域さわやかサロン」が月1回開催しています。

平成29年度実績としましては、サロンとしまして34回、延べ参加者423人が利用しています。ちなみに平成30年度は10月末で19回、延べ参加者が202人となっております。

また、国民健康保険証の切りかえを3月に行っておりまして、1時間ほど公民館を利用させていただいています。

以上です。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。年に34回で423人の実績があるということで、集落民はやはりそこを利用して、そういうさわやかサロンなど、活動につながっているものと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、3番の公民館、昨日も話は出ましたが、他に活用できる国の補助金や助成金などはないのかを、お伺いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

牧本議員の質問にお答えします。

これまで伊仙町においては、過去、東部コミュニティセンター、あとは生活館、保健福祉会館、青少年会館、営農研修センター、中山集会施設等の名目で、各集落に公民館の設置を行ってまいりました。平成7年中山地区集会施設の建設で、全ての集落に一つの公民館が設置されたわけがございます。

このように、今、調べてみますと、国の補助金、国庫補助とかそういうのがついているのを、ずっと調べてはみたのですが、なかなか単独で公民館の整備というのは、今のところは見つかっていません。

あと、それと各集落というか、伊仙町には33の集落がございますが、33の集落で一つの公民館ということで、東犬田布のほうには、西部公民館が町の公共施設ということでできていますので、そこら辺のところは、ちょっと今のところは難しい状況ではあると思います。

○2番（牧本和英君）

難しいのかなと、本当に調べてみれば出て来るのではないかなという思いもありますが、昨日も説明がありましたが、伊仙町町有施設改修費補助金について、再度確認したいと思いますのでよろしくをお願いします。

区長会で、この補助金は集落、公民館でも活用できるという説明があったと聞いているのになぜ中止をしたのか、そして今後、その補助金はどのように使うのか、詳しくもう一度説明をお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

きのう、清議員からの質問にもあったのですが、その改修の実施計画を出してもらった集落が14集落ありまして、その計画内容を検討したところ、地方創生推進交付金事業で実施するという要綱も示して実施したのですが、なかなか目指す移住者に対する支援、それから集落で行うそういった移住者に対しての活動内容、そういうものが薄かったため、今回それを実施しても、また交付金の目的にそぐわない改修ということが見込まれましたので、それよりもまた、台風24号で被災した町有施設がありますので、今回、そこにこの交付金の事業を当てて、その要望額も多かったのも、それと申請件数も多いということで、次年度以降、もっと有意義な補助額をつけて、またさらに多くの要望に応えられるように、年次的な計画が必要だろうということで、今回、取り下げて次年度以降の計画にのせていくという判断をしたところであります。

○2番（牧本和英君）

申しわけないですけど、その被害のあった町有施設というのはどこなのでしょう。

○未来創生課長（久保 等君）

阿権にあります平家で町に寄附していただいた建物ということになります。

○2番（牧本和英君）

平家の町施設ということでよろしいですね。そしたらそこに幾らぐらいの予算を投資するのかをお伺いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

今回、補正で対応しているものが1,200万円であります。

○2番（牧本和英君）

1,200万円補正ですということ、資料見てみますが、交付金で1,200万円なのかどうかなんですけど、それだけ使って改修して町としてはそこをどういうふうにもっていくつもりなのかを、すみませんが伺いたします。

○未来創生課長（久保 等君）

地域おこし協力隊等が、1団体でそこをするわけではなくて、集落のコミュニティで使っていたり、移住者、長期であったり短期であったり、お試し居住、そういったものに活用していくという予定であります。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。1,200万円使って向こうが改修できるのかなという面もありますが、一応、今後見守っていきたいと思います。

最後にですが、これは要望となりますが、東犬田布公民館はもう既に利用の限界が、何度も言いますが限界が来ているのが率直なところです。何とかして国の補助制度等をフルに活用し、一刻も早い改修あるいは新築ができないかを検討していただくことを、切に切に要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（美島盛秀君）

これで、牧本和英君の一般質問を終了します。

次に、佐田 元君の一般質問を許します。

○4番（佐田 元君）

おはようございます。4番、佐田 元でございます。

先般の台風24号、25号で被害を受けられました多くの皆様方に心からお見舞い申し上げます。

平成30年第4回定例会で一般質問の許可がございましたので、通告どおり質問いたします。

まず初めに、台風24号及び25号による災害対応についてでございます。①避難場所、1カ所は適切であったのか問います。また、避難場所をほーらい館だけにした理由を問います。②災害後の被災者に対する支援物資に関して、今後まちとしてどのような対策を考えているのか問います。災害復旧中に闘牛サミット等へ出席した町長の行動について、どう考えているのか問います。

大きな2番目として、災害復旧工事の執行について。①災害復旧工事に係る入札は、どのような方法で行うのか問います。②随意契約による発注は予定しているのか問います。

3番目に、指名願いを出した業者は、指名委員会において全て指名されるのかを問います。

この後は、自席で質問いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○町長（大久保明君）

佐田 元議員の質問にお答えいたします。

1番に関しましては、昨日の清議員の答弁でもありましたように、ほーらい館のほうに保健福祉課を中心に多くの方々をとりあえず集めてきました。

その後、この台風の状況などが逼迫した中で、昨日も申し上げたように避難勧告を出しました。

そして、消防団職員の方々に、集落の安否に関しましては、十分に適切に連絡とっていた状況の中で、ほーらい館を中心にした形で避難場所を設定いたしました。

きのうも申し上げたように、平成16年の台風のときに、そのときの反省も踏まえて、西部公民館、東部公民館、ほーらい館、3カ所に発電機を設置した状況でありましたけども、今回は、私たちの判断が少しおくれたという点には反省をしております。

今後、きのうも答弁したとおり、事前に最大限の避難体制の確立と、そして町民への周知徹底をやっつけていかなければならないと強く思っている状況でございます。

○4番（佐田 元君）

町長の答弁によりますと、職員を配置してほーらい館にしたということ、反省もしているようですが、ここで伺いたいと思いますが、避難される方の想定、これを何人ぐらいの方が避難されるのか、そういう算出はされたのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

一応、ほーらい館のほうで、ずっと避難所として開設しておりまして、毎回事前準備で避難してくださいという方々が、大体10名程度ちょっといらっしゃいました。

それで、今回に関しましても、それで十分じゃないかという私たちの認識の甘さがございました。ですから、これからはちょっとほーらい館に関しては、施設の関係上100人以上は一応受け入れの体制ができる施設でございますので、そこら辺までは受け入れられるというような状況でございます。

○4番（佐田 元君）

今、10名ぐらいの方が避難されたということですが、受け入れは100人ぐらい可能ということですが、この受け入れ可能100人、もしこれが災害というのは、いつどのようなときに、どのような大きな災害が発生するかわからないと思います。これをほーらい館だけに100人は受け入れられる。

しかし、これが100人を超えた場合にはどうするつもりだったのでしょうか、伺います。

○総務課長（池田俊博君）

先ほども、大変、私どもの認識の甘さということで、本当にこれは町民の皆様には大変申しわけないと思っております。

これから先に関しましては、とにかくこういうことがあった場合においては、全ての箇所において避難所を開設できるような方向性をもっていきたいと思っております。

また、それに関しましても、各集落において自主防災組織の再編整備、今、行っているところでございますので、それに関してしっかりとした組織が立ち上げられた状態においては、各集落の中においても、この自主防災組織を中心として集落公民館のほうにおいて、避難所の開設がすぐにもできるような状況等を、これから先、組織をつくり上げていきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

なぜ、私がこのような質問をするかといいますと、今回のこの台風避難、これはマイク放送

で、「ほーらい館に避難してください。避難してください」これのみだったような気がいたします。

やっぱり町民の生命と財産を守る中では、この避難される方の中には介護を受けている方、また障害のある方、身寄りのない方とか、いろいろあるかと思います。こういう方にマイク放送だけで避難してくださいと言うのは、どういうものなのかなという思いがします。

やっぱり、これだけ避難勧告を出されるのであれば、避難する方法、順路とかそういうことを、もう少し的確にしてやってもらいたかったなという思いがいたします。

これについて、答弁がありましたらお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの佐田議員のご質問にお答えいたします。

きのうも、ちょっとご説明いたしましたけれども、まず介護を受けている方に関しましては、ほとんどの方が、ケアマネージャーさんがついておりますので、事前に福祉避難所、伊仙町の場合は仙寿の里さんと老人ホームさんに避難、または医療機関に急遽入院したりとか、そういう体制でしております。

あと、ひとり暮らしの方とかそういった方に関しましては、民生委員さんに、事前から28日の日には社協を通じまして避難所に誘導するようなお願い、必要な方ということでは声かけをしております。そういう体制を日ごろからとっております。

○4番（佐田 元君）

民生委員の方やりに連絡して避難するようなことをということですが、私が聞いた中では、崎原地区で障害のある方なのですが、夜中の12時過ぎぐらい、台風が少しおさまったところに、ずぶぬれになって隣の民家のほうに駆け込んできたという話を聞いています。これはご存じでしょうか、知らないですかね。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

その後お伺いしまして、災害調査のほうでもそういう話がありましたので、お聞きしました。

今回そういったことで、28日の日に民生委員さんとか、そういった方、区長さん、初めにそういう連絡をとりましたが、どこまでそれが十分に機能できたかというところ、反省点もありますので、今後、その辺につきましては、先ほどから出ております自主防災組織含め、その体制づくりをもう1回再検討していかなければいけないというふうには思っております。

○4番（佐田 元君）

今、伊仙町の地域防災計画、これに目を通してみますと、災害情報、被害者情報の収集・伝達ということが載っております。これに目を通しただけですので、詳しい内容はちょっとあれなのですが、ここに書いてあるのを見ますと、各地区に、これは恐らく3人配備されているようですが、この集落ごとに職員1人、駐在員1人、消防団員1人、計3人で構成されているというようなことが書かれています。

その28日に民生委員を通して、その人に避難するように勧告をしたということですが、やっぱり

我が家、自分のところは被害に遭うと思う方は、そう多くないと思います。やっぱり、被害は自分のところは大丈夫だろうかなという思いで、避難しない方が多数いるかと思っています。

そういうことを考えてみますと、ひとり暮らしとか、そういうもろもろの障害ある方とかそういう方を、常日ごろから把握し、そして、駐在員とか、ここの組織の中に入っている方が気を配ったり、目配り気配りしなければいけなかったのではないかなと思っています。

今回の台風、幸いにして人災被害がなかったということが、不幸中の幸いと思っておりますので、今後は先ほど総務課長さんのほうからもありましたが、この自主防災、これを常日ごろから運営して、立ち上げていただきたいと思っています。

また、この防災マップによりますと、37カ所ですか、各地区の公民館やら小中学校やら載っておりますので、遠いところから、先ほども言いましたが災害を受けてから避難する方が出てくるのではないかと思っていますので、そういうことを考えますと、鹿浦の、特に西部地区は鹿浦の橋、13メートル以上でしたか。したら通行止めになったりしますので、そういうことを考えますと各地区にこういうような避難場所を設けたほうがいいのではないかと思っています。

それでは、次の2番目に移りたいと思いますが、災害支援物資に関してでございますが、今後、町としてどのような対策を考えておるかということですが、これについてこの支援物資、今、伊仙町内を回っていると、まだまだ屋根が飛んでいるところとか、いろいろ被害を受けた方が、まだまだ修理ができなくて困っている方がたくさんいるようでございます。

これは、行政のほうもわかっていることかと思いますが、そこで私が質問したいのは、この支援物資を、このような大きな被害を受けているわけですので、ブルーシートとか、また避難食とかこういうものの調達する手助けをするようなところはないのでしょうか。そこのところを伺いたいと思います。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今後につきましては、支援物資としまして、今回の台風でも毛布とかタオルケットとか、日赤さんから事前にお預かりしていたのですけれども、今後につきましては、ありますように一時避難所としては、その37カ所です。例えば地震でしたりとか、近場にとは思うのですけれども、その後の避難の体制、避難所運営となりますと、電気でしたりとか水道、炊き出しなどです。そうなるとう全部が全部できるかというのは、ちょっと難しいかと思うのですが、とりあえず東部・中部・西部の公民館、西公民館、東公民館には発電機もありますので、そういうところで、まずはできるようにということで来年以降、そういうある程度の準備は検討していかないといけないのではないかなと思っています。

○4番（佐田 元君）

ぜひ、来年以降はそのような方向でやって、来年以降と来年、台風被害が発生するか、また災害が発生するかわかりませんが、次、そういうような災害が発生したときにはよろしく願いいたし

たいと思います。

それでは次に、災害後、きのうもいろいろ答弁いただきましたが、農業関係また畜産関係の被害額やらの答弁がありました。

被害後に、台風が過ぎた後に船が流されて行方不明になったというような話をちらほら聞いていますが、こういうことについて、町のほうで把握しているのか、また把握しているのであれば、何隻ぐらい行方不明になっているのか、お伺いいたしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

船が流されたという件については把握をいたしております。何隻であったかというのは、正確な数字はまた調査いたしまして報告をしたいと思います。

○4番（佐田 元君）

何隻流されているのか把握をされていないようですが、こういうこともやっぱり調査して、一つの被害額として計上していただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、災害復旧中に闘牛サミットへ出席した町長の行動について、どう考えているのか伺いたいと思います。

町長のほうからお願いいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど、今、質問のあった災害のことについて、少し補足をしてから答弁をいたしたいと思いません。

いろんな自主防災組織を中心に災害の訓練が、今後必要だと考えております。以前、東北の震災後、徳之島3町で津波に対する訓練は3回ほど実施しましたが、今後は台風対策としてどう訓練を、今、言った集落の防災組織そして全ての関係、消防、民生委員含めて訓練をすれば、これは次の行動がすぐ移りますので、今後、訓練をやっていかなければならないと思います。

もう一つ、災害後に船が来ないということで、一般の方々もいろんな食料品、冷凍品などが不足しておりますので、今、日赤を中心に民生委員、町婦連を含めて、年1回の備蓄の実習などを行っておりますので、これは今後、家庭の中に備蓄するような仕組みを全家庭ができるような方向にしていかなければならないと思っております。

今、質問のありました、災害復旧中で2週間近くたちまして、全国闘牛サミットが開催されました。これは、全国の9つの自治体が持ち回りで開催して、今回は隠岐の島でありました。

この参加をいろいろ判断した中で、今は、リアルタイムにいろんな情報というのは、指令等もできる時代になっております。

また、副町長、総務課長ともしっかりと連携をとっていける状況でありますし、瓦れきの処理、トタンも含めた処理が一段落した状況でありましたので、その合間をぬって2日間にわたって隠岐の島まで行ってまいりました。

また、同じ文化をもつ自治体同士が連携をとっていくということは、お互いのまちの災害につい

ても見聞を広めることになるということもありますので、今回は思い切った形で断行しました。

その学んできたことは、やはり町のほうで、今後ともいろんな台風災害、もしくは南海トラフ津波なども予想する中で、他のまちの状況なども考えていきたいと思うし、少し説明が長くなりますけれども、この東北の震災の後、いろんな私は南三陸町に震災後、救護班で行きましたけれども、あのまちが今や、ものすごくよみがえって、多くの方々が視察に来るようなまちづくりになっている状況、つい最近、報道で見ましたけれども、まちづくりはやはり災害を中心に総合的に考えていくということ、今後とも推進してまいりたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

全国9カ所で持ち回りしている闘牛サミット、これはもう確かに大事なことではないかと思いません。

しかし、我々この島、このまちでは台風24号の被害、先ほども申し上げましたが、農業、畜産、そして園芸等、漁業等されている多くの方が、多くの被害を受けているその中で、この担当課長である方、2人が同行してこのような闘牛サミットに行く必要があったのかなという、ちょっと軽率だったのではないかなという思いがいたしております。

島ではまちでは、まだ台風被害の処理も何もされてない、ただ瓦れきを捨てただけ、その中でサミットに行かれた。まちの行事等は中止をされた、運動会やらもろもろの行事は中止して、そして担当課長同伴で闘牛サミットに行く。

これが、私に言わせれば、まちの生命と財産を守り安心・安全なまちづくり、これをするのが行政のトップの使命ではないかと私は考えておりますが、町長このことについて、町長の見解、お願いいたします。

○町長（大久保明君）

財産と生命を守るという形で、この2週間の間、全力で取り組んでまいりました。

先ほど申し上げたように、この9つの自治体の連携の中で、いみじくも私は主導する立場にありましたので、今回、参加をしたということでございますので、もちろんこれは町民の生命と財産を守るということに関しましては、その2泊3日抜けたことで、そのことがおろそかになったとは、私は考えておりません。

○4番（佐田 元君）

町長の見解ですので、それでいいといたします。

それでは、今回の台風対策で問題点や、今後このような災害が発生したときのために、反省すべき点があったのであれば、答弁お願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

今回の、この激しい災害の中で、第1番目には避難所の開設の問題、あとそれと家屋の倒壊等に関して、調査の段階において写真とかそういうのを撮っていくとか、そういうような調査のあり方等、これから先、こういうような反省、またはこれからどうやっていかなければいけないかという

こと等を、これからまた防災関係のほうで検討して、次回の台風対策のほうには十分役立てるよう
にやっていきたいと思っています。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。「備えあれば憂いなし」という言葉が、きのうも清議員のほうから出
ておりましたが、この徳之島地区は何せ台風の常襲地帯でありますので、またいつこのような大き
な台風が発生するかもわかりません。

そういうことで、このようなことが起きても、すぐ対応できるようにしてもらいたいと思います。

それでは、2番目の災害復旧工事の執行について質問いたしたいと思います。これは、今回、多
大なる人災を受けたわけでございますので、災害復旧工事が多いと思われれます。

建設課と耕地課のほうにお尋ねします。まず、災害復旧工事に関する入札はどのような方法で行
うのか問います。

○町長（大久保明君）

災害復旧に関しましては、建設課、経済課、耕地課、教育委員会等の担当のほうから詳細にして、
説明していただきますけれども、きのうも申し上げたとおり、大変な局地激甚災害というのは滅多
にない激甚災害だそうであります。そのことは、農水副大臣、鹿児島県知事、副知事、金子先生な
どの視察で、中央のほうで、これは英断をさせていただいたということでもありますので、この査定に
関しまして、今日また行われている状況でありますので、その査定を終了後にいろんな形の入札は
行われていくだろうと思うし、既に細かい町内のトラックの方々に対する入札等は行っております
ので、詳細については建設課長補佐のほうに答弁をしていただきます。

○建設課長補佐（稲泉喜博君）

佐田議員のご質問に対し、①です、災害復旧工事に関する入札をどのような方法で行っているか
につきましては、指名競争入札で実施する予定でございます。

建設課からは、以上でございます。

○耕地課長（上木正人君）

佐田議員のご質問にお答えいたします。

耕地課におきましても、建設課と同様、指名競争入札で行う予定でございます。

○教委総務課長（水本 齊君）

教育委員会の学校施設の復旧工事についても、同じように指名競争入札で行う予定でございます。

○4番（佐田 元君）

それぞれの課、指名入札で行う予定ということでございますので、ぜひそのような方向で、一日
でも早い復旧工事が行われますことを願っております。

それでは、現在、随意契約による発注等の予定等はしていますか。

○建設課長補佐（稲泉喜博君）

佐田議員のご質問にお答えいたします。随意契約による発注は予定しているかということですが、

建設課では随意契約での発注の予定はございません。

以上でございます。

○耕地課長（上木 正人君）

耕地課も同じく、随意契約での発注の予定はございません。

○教委総務課長（水本 斉君）

学校施設については、軽微なものについては随意契約を行う必要があるのかなと思います。早急に直さなきゃいけない部分がございますので、そういうふうに今、考えてはおります。

○4番（佐田 元君）

今、随意契約してないというところもあり、一日でも早く復旧しなければいけないという社会教育の、こういうようにして、先ほども何回も話しておりますが、この契約に関して、皆さんご存じかと思いますが、平成22年、奄美大島のあの記録的な集中豪雨の際に、契約に関して贈賄、収賄というようなことで新聞にもたたかれたことがありますので、ぜひ、我がこのまちからは、そういうことがないようにお願いいたしたいと思います。

次に、指名委員長である副町長に伺いますが、副町長は今年の3月と6月議会での質問の中で、公共工事の質問に関する質問に対して、「指名委員会あくまでも業者を指名、推薦する委員会でございます、決定権はあくまでも契約担当者、町長にあるわけで、決定の段階でかわるということとは、ままある」ということを答弁されております。

また、6月議会では、「業者を指名するときに、一つの条件的なことで委員会で協議することは、手持ち工事、そして今のその進捗状況等を考慮してやっている関係上、他に手持ち工事があるときは指名から外すともある」という答弁をされております。

そこで、お伺いしたいのは、指名願いを出された業者、全て指名されるのかお伺いいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいまの質問でありますけれども、議員がおっしゃったとおり、我々、指名推薦委員会開くときに、その手持ち工事と、そしてその工事工種、またその工事の規模、そして実績等をもとに指名しているわけでありまして。

よって、その指名されている業者が全て、指名されるかという今おっしゃったとおり、工種、規模、実績等に踏まえて指名されない業者もあるかと思っております。

○4番（佐田 元君）

実績と、またということでございますが、以前の答弁によりまして手持ち工事が無い、ある場合はあるときには外すこともという答弁でございますが、この手持ち工事あるなし、これはどういう判断で行われているのか、その従業員の数とか、その業者の力というか、そういうので判断されるのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○副町長（稲 隆仁君）

今の町の発注工事は、水道課、そして建設課が主でありますけれども、水道の現場を持っている

業者を建設課のほうで重ねて指名するということがないと、手持ち工事とはそういうことを我々は思ってやっているところでございます。

○4番（佐田 元君）

さきの答弁の中に、実力のないところは外すようなことに、実績によって評価するということがありますが、やっぱり実績をつくってあげなければ、実績は上がらないと思います。伊仙町内の業者さんの実績をアップするためには、町の手助けがなければできないのではないかと思います。

そういうことで、この莫大なる台風災害、我々町民としては一日でも早く、多くの業者にこの工事を入れてもらい、そして一日でも早く、我々が利用しやすいような方向にもって行ってほしいと思っております。よろしく願いいたします。

また、最後になりましたが、今回の局地激甚災害の指定まで、職員の皆様、また関係者の並々ならない努力とご尽力で指定が受けられたものと感謝いたしております。

これをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（美島盛秀君）

これで、佐田 元君の一般質問を終了します。

次に、杉山 肇君の一般質問を許します。

○1番（杉山 肇君）

平成30年度第4回定例会において一般質問をさせていただきたいと思います。

その前に、ちょっと一言だけ、台風24号、25号で被災を受けられました町民の皆様、心よりお見舞い申し上げます。それと併い翌日から、復旧・復興にいち早く駆け出してくれた役場の職員の皆様、本当にお疲れさまでした。

それでは、一般質問に入らせてもらいたいと思います。

伊仙町土地改良区について、大久保町長が理事長を務める伊仙町土地改良区に対し、平成30年11月26日付で監査申し入れ書の提出がされてあったようですが、この監査申し入れ書に対して、明細な説明とその対応について聞きたいと思います。

1回目の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。2回目からは、自席にて行います。

○町長（大久保明君）

杉山肇議員の質問にお答えいたします。

まずは、担当課長のほうから説明していただきますけれども、この件に関しましては、伊仙町土地改良区理事長として、大変な責任も感じております。

このことは、今後の伊仙町の過去からの伊仙町の政治行政も含めて、私はこれは大きな変革をしなければならないと考えている一つの例でありますので、後ほど私の答弁、そして説明等をしていきたいと思っております。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの杉山議員のご質問にお答えをいたします。

平成30年11月26日付、伊仙町土地改良区理事長宛てで監査申し入れ書が提出されました。申し入れ書の内容につきましては、約12、3ページにわたって書かれておりますので、要点のみを説明させていただきます。

まず、申し入れ書の趣旨につきましては、「畑地帯総合整備事業（担い手型、伊仙中部地区）に基づき整備された農業用水施設が適正な手続をとらず、不適切に利用されているか調査を行い、貴法人の財産状況を監査されたい」との内容で監査申し入れ書の提出がございました。各項目ごとに詳細に記載をされておまして、申し入れ書の理由（1）事実経緯、（2）本件の問題点、ア、イ、（3）小括、申し入れ人がお願いしたいこと、結論、物件目録、添付書類、説明書、写真です。

今後、理事会を開催し、監査申し入れ書の内容を確認、県や関係機関とも協議し、今後対応を考えていきたいと思っております。

○1番（杉山 肇君）

この申し入れ書、ちょっと情報開示請求させていただきまして、僕の手元にあるのですが、そのページ中に「この農業用水関連じゃなしに、町民側から上水道料金も支払わず、それでも通るでしょう」という、そういう内容のことが記載されているのですが、ちょっと水道課長にお聞きしたいのですが、水道課長、町民側からそういう上水道料金を支払わないとか、そういうことは実際あったのでしょうか。

○水道課長（福島隆也君）

町民のほうから、そういう申し入れはありません。

○1番（杉山 肇君）

その申し入れ書の中身を、ちょっと拝見させていただいたら、そういうこともちょっと記載されているもので、ちょっとそういうのが心配になっておまして。

それでは、町長にちょっとお尋ねしたいのですが、この対応、この結果について、またどのような対応をとっていくか、それまたいつごろまでに結果を出すのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（大久保明君）

この結果は、結論はこの申し宛て人は、貴職に対する本申し入れをするという結論であります。要するに、このことを詳細に書いてあります、これを議員の方々に配付して、つぶさに読んでもらったほうがよくわかりやすいと思うのですが、私からこの理事会等も含めて、その経過について議事録がありますので、その一部をこの会の中で示していただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

[「よろしいです」と呼ぶ者あり]

○町長（大久保明君）

このことは、去年の8月に住民のほうから指摘があったようであります。その後、9月21日から合計6回にわたって理事会を開催しております。

その中で、この土地改良区外にハウスの中に、この土地改良区の水が引かれているという、この証拠写真も出てまいりました。その保持者に対しまして、理事会のほうで招集いたしまして、仮にA氏といたします、その方にも来ていただきまして、また当時の土地改良区の事務局長、その前の事務局長などのヒアリングも経て、いろんな協議をいたしまして、この水は約20年前に、これが明らかになったのは、これはA氏の証言の中で20年前という数字が出てまいりました。

その中で、明らかにスプリンクラーの手前のほうから、あと畑というかハウスのほうに行く迂回路が存在しております。これ証拠の写真も撮っております。

そして、そこからこう引かれている状況の中で、A氏も理事会に来ていただきまして、多くの理事のほうからの質問もございました。このことは、議事録の中の答弁では、記憶はないということでもございました。

しかし、結果としてA氏の畑に行っているということで、当初、それを今年の6月までは、いろいろ作物を、水がなければできませんので延ばすという形の中で、決定いたしましたけれども、理事会の中でさらに厳しい意見が出てまいりまして、それは即、給水停止すべきだという話もございました。給水はその後、1月の理事会の後に、本人にも了解していただき、給水停止いたしました。

そういった経過等がありまして、今、現況に至っているわけですがけれども、この11月26日に監査の申し入れ書がありましたので、この内容をさらにつぶさに検討し、伊仙町土地改良区の理事長としては、今回、初めてこの議会の中でこのことも申し上げましたので、これはしっかりした対応等をとっていくと同時に、やはり伊仙町土地改良区ですけれども、これは県全体の指導のもとで回っている事業でありますので、その土地改良事業のあり方、これ伊仙町のみならず多くの自治体でこういった不透明な土地改良の水の使用が行われている可能性もありますし、また住民の方々にも理事会の中でもいろんな意見もございました。

例えば、南西糖業がこの水を、その伊仙町土地改良区理事会の承認のもとで、年、恐らく100万円だったと思います。それだけの経費を南西糖業、払って支払しているから農家の方々にそれを、この給水をやるのは、別に大きな問題ではないのではないかというふうな意見が、A氏も含めてそういう意見もございました。

ですから、そのことは、ここできっぱり制度は制度として、それをしっかりと守って、町民の方々にもいろんな意見もございまして、「そんなのどうでもいいじゃないか、誰が使ってもいいじゃないか」という理事さえも言いましたけれども、それは理事としてのそういう人は資格もないわけであって、私はこのことは、今後しっかりと検証していきたいと考えておりますし、例えばこれは知らないうちに水がとられておって、そしてそれが発覚したら、上水道料金を払ったから問題ないということでは全くないわけでありまして、そういうことも含めてしっかりと伊仙町土地改良区の理事長として対応していきたいと思っております。

○1番(杉山 肇君)

わかりました。わかりやすい説明ありがとうございました。

それでは、一日でも早い対応、一日でも早く、また結果が出せるようによろしく願いして、僕の質問を終わらせていただきます。

○議長（美島盛秀君）

これで、杉山 肇君の一般質問を終了いたします。

執行部をお願いいたします。今の資料について許可をしましたので、その資料を全議員に配付するようにお願いいたします。

これで、暫時休憩します。

休憩 午前 11時12分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。岡林剛也君の一般質問を許します。

○6番（岡林剛也君）

皆さん、こんにちは。6番、岡林です。

平成最後の第4回定例会において、一般質問をいたしたいと思います。執行部の明快なる答弁を期待いたします。

1、平成28年度社会教育課及び平成29年度経済課の不適正な予算執行における備品未納問題についてですが、今回、初めて議会に傍聴にきた人や、インターネット中継を見ている人にもよくわかるようにかいつまんで、まず2つの事案の概要を説明したいと思います。

平成30年伊仙町では、事業の予算執行にかかわる大きな問題が発覚いたしました。1件目の事案は、地方創生推進交付金事業にかかわる社会教育課、平成28年度多世代交流施設機能拡張事業で、事業内容はといいますと、平成28年12月から平成29年3月末まで行われ、雨天時にも子供たちの遊べる場がないということで、室内においても思いきり遊べるよう、義名山体育館内に遊具・備品を整備するという約500万円の事業でしたが、平成29年3月末の事業終了時点で、遊具・備品が納入されていないにもかかわらず、代金約500万円全額が、役場から受注業者へ支払われましたが、今現在、約380万円相当分の納められるべき遊具・備品が未納の状態であるという事案です。

その後、11月に監査委員より指摘を受け、本年3月の平成30年度第1回定例議会の一般質問によって、広く町民の知ることとなり、6月に町は住民監査請求を起こされました。

これを受けて監査委員は、8月に町長以下三役並びに当時の担当職員たちに、平成31年3月31日までに約380万円相当の損害賠償責任を負うよう勧告を行ったわけですが、残念ながら町は、担当職員に対して減給処分等を下し、三役は自戒措置として給与を減額、また受注業者からは未納代約380万円を、8年余りもかかる月々4万円で弁済する旨の確約書をとってあるということから、この監査委員の勧告を受け入れない方針のように思われます。

2件目の事案は、町内の3漁港で組織された伊仙町地区漁業集落に対して行われた経済課、平成

29年度離島漁業再生支援交付金事業です。

伊仙町地区においては、どのような事業内容かといいますと、サメ駆除、オニヒトデ駆除、密猟監視、漁礁の設置、お魚まつり開催となっております、約800万円の予算が計上されました。

そのような中、平成29年10月の漁業集落役員会において、各種イベントで使用できるガス釜セットを、各漁港分3セット購入するということが決まり、11月にA社さんに発注を依頼したところ、先に入金しないと品物が来ないと言われ、商品がないにもかかわらず、ガス釜代83万7,600円を役場が現金でA社に支払ったが、商品のガス釜3セットは、いまだに未納の状態であるという事案であります。

驚くべきことにこの2つの事案は、1件目の社会教育課の事案が発覚し、その5カ月後にまたしても同一業者により、2件目の事案が繰り返されているという点です。

前回の質疑で、釜の代金はどうするのかという質疑に対し、経済課長は「漁業集落に返還を求めつもりです」とか「業者さんにも返金をお願いしている」という答弁をしていますが、今もって進展はないようです。

加えて漁業集落の事業においては、この他にもサメ駆除、オニヒトデ駆除等に疑義が生じており、この点についてはもう半年近くも県と協議、調整中のようです。

以上が、備品未納事案の簡単な概要ですが、社会教育課と経済課漁業集落の案件で共通していることは、物品が未納であることを明確に認識しながらも、代金だけはあつという間に支払われているということです。

社会教育課分は、平成29年3月末日の納品期日に対して4月3日の支払い、実質3日で支払っています。平成29年3月17日付で結ばれた物品売買契約書によると、支払期間は40日以内となっていることからすると、支払いが3日でなされたというのは異常としか思えません。

しかも、当初指定された金融機関とは、別の金融機関に変更するという手続までした上でのことです。ですから、なおさらです。

経済課分は、平成29年11月14日の請求書に対応して、同日付で支出伺いをして、翌日15日付で領収書が発行されているので、2日で支払ったことになります。

しかも、請求書には、炊き出し釜、数量3、単価27万9,200円、金額83万7,600円という記載があるのみで、製品の形式などは記載されていません。

こうした支払いの実態を見ると、受注業者側から一刻も早く現金が欲しいという要請があり、町はそれに安易に応じた、あるいは応じざるを得なかったのではないかと推測されます。

受注業者の現状を、十分認識しながら指名委員会で指名したり、炊き出し釜を発注したのではないかという疑念を持たれても仕方のないことだと思います。

そこで、お尋ねします。

①当時、業者側から代金支払いについて、具体的にどのような要請があったのか、社会教育課、経済課、それぞれお答えください。

②言うまでもなく、漁業集落、炊き出し釜の事案は、役場内で社会教育課事案への対処、情報の共有・周知がきちんとなされていれば、間違いなく起き得なかった事案であると言えますが、果たしてどうだったのか、お答えください。

③町の安易な発注、支払いという重大な過失が原因で、結果として83万7,600円という現金が消失し穴があいている状態ですが、この損害は誰がいつまでに賠償あるいは弁済するのか、お答えください。

2番、平成29年度地方創生推進交付金について。

平成29年度地方創生推進交付金事業であります。提出された資料によると、平成29年度、伊仙町においては16件の事業を当初予算額7,500万、執行額7,700万うち一般財源額5,070万円で行われたようですが、さきの9月定例議会、平成29年度決算審査特別委員会で直前に差しかえられた成果説明書に違和感を感じた委員からの質疑「665万円の空き家改修費補助金交付事業の半額50%は、地方創生交付金で行われているのか、一般財源で行ったのか」に対し、担当課長から、「交付金は認められなかったため、事業費665万円は全て一般財源で対応した」という旨の驚くべき答弁がありました。

そこで、先ほども言いました、平成29年度地方創生推進交付金予算の執行状況という資料を提出してもらおうと、さらに啞然とするような予算執行がなされていることが判明しました。執行状況を見てみると、空き家改修費補助金交付事業だけでなく、ファミサポ病児保育委託事業、子宝観光PR委託費も同様に全て一般財源のみで執行されていました。また、複合学習支援センター開設準備、地域包括ケア委託事業費においては、70%程度の一般財源を充てているようですが、地方創生推進交付金は事業費の2分の1が交付対象となっているので、本来なら一般財源の充当率は5割であるはずのところ、これを上回る7割程度となっています。このような事業で、一般財源が交付金を上回っており、ある意味では町民に余計な負担をさせたことになるとも言えます。

そこで、これらの事業についてお尋ねします。

1、地方創生推進交付金がつかなかった事業、まず①空き家改修費補助金交付事業、②ファミサポ病児保育委託事業、③子宝観光PR委託費について、これらの事業内容また交付金事業の対象となるか否かは、国・県への事前説明やヒアリングを通して決定されたと考えるが、この3つの事業に関して、国・県への説明、ヒアリングの時期、交付申請と交付決定の時期、最終的に不採択、交付対象外、一部対象外とされた事業も含むと判断された時期とその理由をそれぞれお答えください。

2、次に、予算の正当性、妥当性の観点から質問いたします。

まず、予算の執行制限についてですが、多くの自治体では、予算・財務規則を定める中で、執行制限に関する規定が置かれています。

例えば、歳出予算のうち財源の全部または一部に国庫支出金などの収入を財源とするものについては、その収入が確定した後でなければ執行することはできない、収入が歳入予算に比して減少し、また減少するおそれがあるときは、歳出予算の当該経費を減少して執行しなければならないとされ

ているようです。平たく言えば、予算執行には制限があつて、交付金の額が決まってから執行すべきものであり、交付金が減少したならば、それに応じて事業自体も縮小し執行すべきものであるはずです。予算規則、財務規則があろうがなかろうが、これが予算執行の本来あるべき姿ではないでしょうか。

今回、交付金がつかなかった3つの事業は、事業縮小もしくは中止すべきではなかったか、見解を伺いたいと思います。なぜなら、地方創生推進交付金がつかなかった3つの事業は、全て町単独事業として事業執行されたと考えられます。本来なら、町単独の空き家改修費補助金交付事業、ファミサポ病児保育委託事業、子宝観光PR委託費として、改めて議会に町単独事業の予算を提案し、議決を経なければ、根拠のない予算だと言わざるを得ません。国の資料によると、29年度の地方創生推進交付金の交付決定は、第1回が5月1日、第2回が11月7日となっていますので、町の予算を補正予算として改めて提案する時期は幾らでもあったはずですが、事実、平成30年第1回定例会、平成29年度一般会計補正予算（第9号）において、空き家改修費220万円を減額補正しています。にもかかわらず、町単独予算として、改めて議会に諮らなかつた理由についてお答えください。

あとは、自席で質問したいと思います。

○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えいたします。

1番から3番までに関しまして、詳細については各担当課長のほうから答弁をしていただきます。現在のところ、この支払いのほうは9月の支払いが行われました、9月ですね。10月はつい最近支払いがあったようでございます。

3番に関しましても、今かなりの額の返済が来ているという状況でございますので、この件に関しましては、この業者の方とも密に連携をとりながら、その都度回収できるように努力をしてまいりたいと思っております。

○教育長（直章一郎君）

岡林議員の質問にお答えします。

平成28年度の社会教育課の不適切な予算執行における備品未納問題については、議会全員協議会での経緯の説明とか、あるいは平成30年第1回定例会の一般質問、佐田議員に答弁したとおりです。

①については、社会教育課長が答弁いたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

岡林議員の質問にお答えします。

平成29年6月1日及び5日に、受注先業者より、契約業者が本事業の物品の代金が未払いであるため、直接入金していただけないかとの連絡を受けました。

○経済課長（仲島正敏君）

岡林議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど、岡林議員からありましたとおり、11月14日に請求書が到着をし、翌15日にA氏より、メー

カーに先に入金しないと現物が来ないということがあり、代表者であるA氏の奥様がとりに来たため渡したということ、当時の担当より当時の課長が確認をいたしておるところでございます。

○6番（岡林剛也君）

先ほど、疑念を持たれても仕方がないことだと言ったのは、社会教育課案件と経済課の、その両方に共通することは、この納金おくれに対する受注業者からのたび重なる言いわけ、その場逃れの虚偽発言が繰り返されていることです。受注業者の弁明や説明を一言で申しますと、その場逃れの言いわけをし、約束したことは一つも守らないという、極めて不誠実な態度に終始していると言えます。

残念なことに、受注業者のこのような態度に対する評価は、町のほうと漁業集落の役員会についての態度とは、全く異なるのです。

例えば、今年の3月議会ですけれども、議員が質問しました。初めに、この事案に対して町長の見解を聞きました。そこで町長は「何とか業者が頑張って備品を納入できるようやっておりました。何とか今年度中に納入できることを私は強く期待している」というような答弁でした。また、この業者に対して、他にもこのような不適正と考えられる予算執行がないか尋ねられると、総務課長からは「外部団体において、ある程度のこういう話は伺っている」経済課長は「経済課から補助金を出している外部団体へ、少し不適切な支払いをしたという経緯がある」という答弁がありました。

さらに、6月議会でも議員が質問しました。平成29年の6月、9月、12月議会でなぜ報告しなかったのかという質問に、町長は「受注業者に関しまして、これは早急に対応する。しばらくの間待つてほしいということは何回か繰り返してきた中で、本人は必ず資金調達して納入するということは何回も何回も確約した中で、そのことを期待していた」という答弁です。教育長は「僕のその当時思っておったことは、本当に本人は公人でありますので、近いうちに代金を振り込んで、近いうちに備品、これが来るものだろうと、そういう感じで受け取っていました」という答弁です。

さらに、この業者を刑事告訴するのかわからないのか、闇に葬るのかという質問に対しては、総務課長は「刑事告訴という件に関してはちょっと難しい。民事裁判において、賠償責任を迫及する、これが最善の策。裁判を起こすのは、町民のせっかくの税金をさらにこの上につぎ込んでいかないうような形で皆様のご理解を得ながらやっていきたい」という答弁をしております。

こういう答弁に対して、私なりの受けとめ方を言いますと、どんなことがあっても何回だまされても、受注業者の言い分を信用しうのみにする、もしくはせざるを得ないという、ひたすら業者を守ろうとする態度、漁業集落の件に関しては、ある程度のこういう話は伺っているとか、少し不適切な支払いをしたという経緯というように、事態がこんなに深刻であることの意識が欠如している態度、刑事告訴に関しては、町民のせっかくの税金をつぎ込まないようにとかいう、よくわけのわからない理屈で、警察沙汰を避けようとする態度、に終始していると言わざるを得ません。

これに対して、漁業集落の役員会では、極めて常識的な議論がなされております。

開示された議事録を読みますと、「3月末まで、支払いから4カ月も現状経過しての説明に

なっている、信用できない。経済課また伊仙町にも責任がある。見積書などの根拠もない、言い逃れができない問題。他町、天城、徳之島町にも迷惑をこうむる。両町代表にも、事前に本件については報告をすべきである。一番いい形は、受注業者に改めて発注させ、代金、生産から納品まで処理させたいが、受注業者を信用できない。返金対応がない場合には、告訴するための準備が必要」などといった発言が確認されます。

町議会で執行部が答弁した内容と比較して、漁業集落役員会では事態を深刻に受けとめ、極めて常識的で的を射た議論をしていると言えます。社会教育課分も経済課分も、もともとはといえば、各場面場面で町職員をいわばだましながら、納品の責任逃れをしてきた結果が今の状態を招いたと言えます。このままでは真相が明らかにならないばかりでなく、町あるいは業務を担当した職員の責任がますます重くなってしまうと憂慮するものであります。

そこで、聞きたいのですけども、この2つの備品未納案件の受注業者の言い分を、町がこれほどまでに信用し、異常なまでに特別扱いする理由は何なのでしょうか。

○町長（大久保明君）

今までの経過について、かなり詳細に説明をしていただきました。

この、1人の人間を最後の最後まで信じて、そして、返していただくということは、私たちは、それはその人が再度努力をしてまた頑張っていくチャンスも与えなければならないという基本的な価値観がありましたけれども、今話したように、この1年以上たっても何とか返済しようという気持ちがないわけでありますので、これは町においても各課においても、忍耐にも限界があると今考えておりますので、対応をとっていきたいと思いますし、先ほど漁業集落の話がございましたけれども、これは、漁協と漁業集落とありますけれども、漁協の漁業集落のほうにもかなりの責任はあると私たちは考えております。ですから、このことを再度、先ほど集落の主張は立派であるという表現でしたけれども、責任転嫁という部分もあると私は思っておりますので、しっかりと協議をしてやってまいりたいと思います。

今まで、本当に町民の方々に大変なご心配をかけておりましたけれども、1年が過ぎまして、これ以上町としても先ほど経過の中で答弁したことにも、何とかならないかという、何とかしていこうという気持ちの表現だったと思いますけれども、今、岡林議員が話したことは、私たちは当初から考えておりましたので、今後ともそういった方向で取り組んでまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

今の答弁を聞いていますと、最初、お金はかなり返済されていると言ったと思いますけども、今の答弁ではまた1年以上も払う気がないから何とかしないとイケないと、どっちなのか。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、期待をしていたわけでありますけれども、それがほとんど、1年たっても議員がおっしゃるように、これは非常に難しいのではないかというふうな状況も考えておりますけれども、10月が……10月ですか、また返済が来たということでありますので、そういうことも

経過を見ながら、最終的な決断、刑事告発ということも頭に入れて私たちは対応していきたいと思っています。

○6番（岡林剛也君）

6月ですかね、町長は行政として毅然として対応していきたいと言っておりましたので、どうかよろしく、きちんとけじめだけはつけるようにしていただきたいと思います。

次、②情報の共有などがきちんとできていたのか、よろしくをお願いします。

○副町長（稲 隆仁君）

岡林議員の質問にお答えいたします。

先ほど来の、6月、3月の議会でも同じような質問があつて、その後、町としては職員にどういうふうな形で通知をしているかと、あるいはまた情報を共有しているかという質問でありますけれども、その件につきまして、6月に伊仙町の法令遵守再構築検討委員会というものを立ち上げました。そして、さらに7月においては伊仙町の適正事務処理防止の方針、そして12日につきましては伊仙町の懲戒処分の指針作成等、訓令第2号として制定したわけでありますけれども。

前回も、町長からもお答えいたしましたけれども、各、毎週課長会を行っておりますけれども、課長会、そしてさらには毎月の全体朝礼、その中において、職員には厳しく指導しているところでございます。

またさらに、決裁時の職員に対しての書類の作成等についての個別指導等は、随時行っているというところでございます。

6月議会でもお答えいたしましたけれども、我々は上司として、課長も含めてでありますけれども、職員指導ということで、その都度その都度徹底しているところでありますけれども、職員として、それは職員それぞれがおのこの自覚をしていると思つていたところでありますけれども、その中で、またこういう失態があつたということは、我々の指導不足を責められても仕方がないところがあるのではないかと深く反省しているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

その6月議会以降は何とか、職員教育なり何なりいろいろ立ち上げて頑張っているみたいですが、この当時、当時は、この担当課、あと総務課、未来創生課、あと町長、副町長以外の課長たちには、この話は伝わっていなかったわけですか。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほども申しましたけれども、毎週の課長会、そして月例の全体朝礼でも、その旨については、しっかりと職員に指導したつもりでございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、課長会などでは広く周知したが、その先がなかったようだということでよろしいですか。

○副町長（稲 隆仁君）

そのように思われても仕方ないところがあるかと思いますが、ただ、我々は、先ほど議員のほうから細かく説明がありましたけれども、この件につきましては、常識で考えても前代未聞であるところでありまして、本心、まさかというのが本心でありますけれども、言いわけするつもりはございませんけれども、この起こったことに対して、それをどう善処していくか、どう前に進めていくかということが重要ということで、我々はできるだけ努力を今、しているところでございます。分割が甘いと、確かに甘いと思いますけれども、清議員の質問のところでもお答えしましたけれども、この業者の返納がないということは、不当利得の返還義務ということ、民法の703条でありますけど、これにのっって今後、返還義務、返還請求を続けてまいりたいと思います。

今のところで考えられる手段は、一括、業者が無理であれば分割でも、ベストな状態でなくても履行していくという方向性が大事だということで、今そこに取り組んでいるところでございます。

○6番（岡林剛也君）

そのベストな履行っていうのは、返済に関してですか。

○副町長（稲 隆仁君）

そうでございます。

○6番（岡林剛也君）

確かに、社会教育課の件は、確約書ですか、確約書みたいなものをもってあるって、歳入も入れてあるみたいですけども、漁業集落の件に関してはどうなっておりますかね。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えいたします。

9月議会で社会教育課長が答弁しましたとおり、ことし6月に説明をいただきまして、当時、鹿児島で入院をされていたというA氏に訪問して、弁済について話し合いをしたのですが、A氏は会社の代表でないということで、改めて、先般答弁がありましたように社会教育課長が出張の予定があり、その際に、納入業者の代表にお会いして、今後の弁済方法について話し合いを持ち、確約書の提出を求めることになっておりました。

その後、漁業集落分の確約書につきましても社会教育課経由で届きましたが、こちらが、確約書の宛先が漁業集落の代表の宛てではなく、伊仙町長大久保明宛てでございましたので、こちらの確約書の対応には苦慮いたしておりました。

その後、議会終了後に顧問弁護士等と相談をいたしまして、このお金につきましては、最終的には伊仙町に返還されるお金でございますし、実務的にも、伊仙町地区漁業集落の口座に入金後、漁業集落より伊仙町の口座に送金する、毎月なった場合、その手数料をどうするのか、弁済が終わるまでの間、事務の処理をどうするのかという問題があるということで、伊仙町漁業集落の代表にこの事情を説明いたしまして、直接、伊仙町にそのお金を、納入業者さんよりお金の弁済をしていただくということに対しましての同意をいただいております。

○6番（岡林剛也君）

もう既に現金は届いているのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません、次の質問でお答えをしようと思いましたがけれども、10月と、つい先般、12月の2回、合計3万円が今のところ入金をされております。

○6番（岡林剛也君）

もう、この3番の質問に入っていくのですけれども、じゃあ、もう確約書もいただいて、お金も月々いただいているということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい。先ほど申しましたとおり、通常の流れで考えると、伊仙町地区漁業集落に対して確約書が出されるべきところなのですけれども、こちらの宛先が伊仙町長ということでございましたので、その対応に苦慮をいたしておりましたけれども、弁護士等に相談しました結果、伊仙町地区漁業集落の代表より同意書がいただければこの確約書は有効ということでございましたので、その旨を漁業集落の代表にお伝えをして、その確約書が有効ということで、金の振り込みもしていただいているというところでございます。

○6番（岡林剛也君）

それは、町の財務上の扱いはどうなっているのですか。

○総務課長（池田俊博君）

今、財務上の関係といえますと、伊仙町の収入役宛てで振り込みをしていただいておりますので、今、平成30年度の雑入のほうで、一応その分は処理してございます。預り金的な形、対応、という形でなっておると思います。

○6番（岡林剛也君）

それは何年間かけて返済してもらおうつもりですか。その確約書には、そういうこともちゃんとうたわれているのですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

月々1万5,000円ということでございますので、1万5,000円、毎月支払われたと思う計算をいたしますと、約5年弱になるのかなと思います。

○6番（岡林剛也君）

その確約書は今ありますか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい、一応ございます。

○6番（岡林剛也君）

見せてほしいのですけれども、大丈夫ですか。

○議長（美島盛秀君）

暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時40分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

社会教育課と同じく、日付も何もない、何とも頼りのない確約書ですけども、町は何回も何回もだまされてきたわけでもありますので、もし、この確約書がちゃんと履行されなければ、町長は法的手段も考えるというような覚悟を持っているようですけども、それでよろしいですか。

○町長（大久保明君）

先ほどはっきりと申し上げました、そのとおりでございます。

○6番（岡林剛也君）

はい、わかりました。

この次に、交付金の管理のあり方について、ちょっと教えてほしいのですけども、6月議会で、交付金の管理は誰が行っているのかと聞いたところ、経済課長から、本来であれば漁業集落から漁協に業務委託をしておりますけれども、いろいろな事情で役場のほうでしていた、という答弁がありました。

町が、漁業集落や漁協にかわって事務処理やお金の出し入れを行うことは、円滑な交付金事業の実施の観点からも、ある一定の理由があることは理解します。これも、町から提出された資料によりますけれども、県から出された平成29年度鹿児島県離島漁業再生支援交付金交付決定通知書では、国の水産関係地方公共団体交付金等交付要綱、県補助金等交付規則などに従うことが交付の条件となっております。また、国の要綱、要領では、市町村の対象漁業集落に対する指導事項として、会計経理の適正管理に関することが定められています。

具体的には、活動日誌の常備、用途が記載された領収書、見積書、請求書の受領書、金銭出納簿の記録、減価償却資産の購入理由書の作成・保管などがありますけれども、町においては、これら国・県の通知等を遵守して事務処理や会計経理を適正に実施してきたとは思いますが、そういう中で、今回のような備品未納というあり得ない問題が発生したわけです。

これら国・県の通知に照らし合わせて、会計経理の適正化という面で反省する点が多々あると思われませんが、6月議会でも申し上げました備品未納問題を調査する中で、漁業集落活動に関する新しい不適正事項も発覚しているようです。これは県の指摘に伴うもので、事の顛末は今後、県との関係で明らかになると考えますが、1つだけ大きな疑問を感じる事例があります。

開示された預金通帳の写しを見てみますと、平成29年7月に、東部、中部、西部3つ港がありま

すけれども、うち1つの港のサメ駆除、オニヒトデ駆除に対して、信じがたいぐらい非常に高額な出金が行なわれている事例があります。この駆除、密猟監視の料金ですけれども、3港合計が360万ですが、ある1つの漁港だけで250万も使っていると。しかも、これが全て現金扱いであったと思われる。この異常な高額出費に対して、役場の中でしっかりとしたチェック機能が働いていれば、今回、県から指摘されたような不適正な事案の発生は防止できたのではないかと考えられます。

漁業集落会計に関して、この高額な出費に対するチェックはどのようになっていたのか伺います。

(発言する者あり)

○議長（美島盛秀君）

漁業集落で通告されますから、許可します。はい、説明して。

○6番（岡林剛也君）

いいですか。

簡単に言えば、サメ駆除とかオニヒトデ駆除をしますよね、それでお金、払いますよね、そういうもののチェックは、ちゃんとなされていたのかどうか。

○経済課長（仲島正敏君）

お金の支払いにつきましては、その現場で見るとはいきませんので、漁業集落民から担当のほうに、各港の代表とか通じて写真の提出がなされ、その写真で判断をして、それに問題がないと思った場合に支払いをしているというふうに思います。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。やっぱりこの備品未納問題を初め、この漁業集落の事業費は、高額の支払いもほとんどが現金扱いになっております。場合によっては、本当にその支払い先にきちんと支払われているのかという疑いすら持たれても仕方ないと思います。

最後に、交付金は、事業主体である町から漁業集落に交付されたものであります。この交付金の出し入れを町職員が行うということは、当事者である漁業集落にかわってお金を出し入れすることになりますので、当事者との密な連携のもと、当事者自体より慎重に、また当事者の不利益にならないように取り扱うことが基本であると思います。きちんとした取り扱いを通じて、二度とこのような問題が発生しないようにしていただくことを要望いたします。

また、この備品未納問題だけでなく、他にもさまざまな問題があるようですけども、これは今後、県などの指導もあることでしょうかから、それが明らかになった場合には、6月、9月議会でも要望したとおり、住民説明会等の開催などにより、議会や町民にしっかりと説明していただくことをあわせて要望し、この質問を終わります。

次に、大きい2番、平成29年度地方創生推進交付金について、1、地方創生交付金がつかなかった事業3事業、説明をお願いします。

○町長（大久保明君）

地方創生交付金の3つの問題に関しましては、担当課のほうから、まず説明していただきます。

○未来創生課長（久保 等君）

岡林議員の説明について補足説明をいたします。

国・県へのヒアリング時期、それから交付申請等決定の時期、交付対象外となった時期といたしましては、県によるヒアリングは平成30年4月9日、10日、13日であります。

交付の申請日ではありますが、平成29年3月16日で、交付の決定が29年4月1日であります。

この交付の対象外となった時期ですが、このヒアリングの実施した日にちと重なります。30年4月9日、10日、13日であります。

交付対象外となった理由ではありますが、空き家改修費補助金交付事業が地方創生交付金事業としまして、移住者、それからUIターン者向けの住居が不足しているという実施計画のもと、地方創生交付金の実施計画にのせ、申請したものが交付決定を受けました。この改修事業を実施し、実績報告までも29年度の実績報告として行ったのですが、他の省庁に同様の補助事業等が存在する事業については、その事業を優先して利用するほうがよいとの認識の違いがあったから、この事業が交付金の対象外となった理由であります。

続きまして、子宝観光PR委託事業ではありますが、観光分野については、事業的、それから予算的にも浸透、他の事業が最も採択しやすい分野ですので、地方創生交付金事業を使うよりも、そのほうがよいとの考えでありました。

それから、もう一つのファミサポ病児保育委託事業ではありますが、事業は実施しましたが、その利用者が少なく、交付金事業としての効果、実績が薄いと判断で取り下げをしたという経緯であります。

○6番（岡林剛也君）

この3つの事業というか、他にも地方創生いろいろあったみたいですけど、これは事前説明のヒアリング等はなかったのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

この事業計画の提出はヒアリングという形じゃなくて、この計画を国に見ていただきまして、それを内示がありまして交付決定に至りますので、その申請段階のヒアリングというものはございません。

○6番（岡林剛也君） 申請が29年3月16日ということは、当初予算で出していましたけども、当初予算が議決した後に申請して、その次の4月1日に決定をしたのだけど、最終的に不採択になった、その日付を、すみません、もう一度お願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

28年にもあったと思うのです。計画の段階で当初予算にのせると、逆に決定がおりないという問題もありましたので、6月補正の中でこの予算を計上してあります。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時03分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

私の認識が大きくずれていたもので、また時系列に流れを書いた紙でも、後でよろしくお願いたします。

それはそれとして、いわゆる地方創生でやるというふうに説明して、財源内訳で、50%・50%で提案して予算を審査して議決を得たわけですので、もし財源、内訳が変わったのであれば、そういうのは根本的には根拠のない予算になると思いますので、そういうときにこそ、町長の専決処分ですべきだと思いますけども、なぜそれをしないで議会に報告がなかったのか、説明をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

この地方創生推進交付金事業の空き家改修補助金事業であります。交付決定を受けた後、空き家改修事業を実施し、実績報告まで行った最終の段階は3月31日であります。

その中で、その実績報告を行うときに、県のヒアリングが必要ということで通知が来しました。そのヒアリングが30年の4月9日、10日、13日ということですので、その前段階では、もう交付決定がおりているものですから、それに従って事業を進めたということになりますので、それ以前に財源が変わったということではありませんので、そういう流れになります。

○6番（岡林剛也君）

ということは、議決した予算の財源と変わって、全部一般財源になっているわけですけども、その予算は根拠のあるものですか。

○未来創生課長（久保 等君）

計画申請を行って、交付決定がおりているものに対して事業を進めて3月31日までの実績報告まで作成したわけですので、それが財源としては交付金を使った事業として行ったものという認識でありますので、財源が単独に変わったという、3月31日の段階ではそういう認識で進めていますので、誤りではないと認識しております。

○6番（岡林剛也君）

そのつもりで公示も行って、全て終わっているわけですので、今さら取り返しのつかない状態であったことは理解しますが、ちょっと腑に落ちませんけども。

私は、現在、町の最重要かつ最大の政策は地方創生事業であるということ、また、町長が地方創生に取り組んで一定の成果を上げているということを理解し評価するものでもあります。町長以下職員一丸となって、紛らわしいことのないよう、適正な予算執行に努めていただくことを要望して、

この件に関する私の質問を終わりたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

これで、岡林剛也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、議長的一般質問です。地方自治法第106条第1項の規定により、議事進行を副議長と交代いたします。しばらくお待ちください。

[議長交代]

○副議長（福留達也君）

引き続き会議を行います。

それでは、美島盛秀君の一般質問を許可いたします。

○14番（美島盛秀君）

美島盛秀でございます。ただいま副議長より一般質問の許可がございましたので、平成30年第4回伊仙町議会定例会において、通告をしてあります項目について、大久保町長の17年間の政治姿勢について質問をいたしてまいります。町長の詭弁のない的確で明解な答弁を求めるものであります。

質問をいたします前に、台風24号、25号で被災を受けられました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

伊仙町議会といたしましても、10月1日に被災地の現地調査をいたしまして、10月10日には全員協議会を開き、執行部に被害状況を報告させると同時に、早急な対応をするよう要望、申し入れをしたところであります。

10月26日の臨時議会で、緊急的な災害補正を組んでおります。また、今回の定例会におきましても補正がされておりますので、相当な額で補正予算が予定されております。早急な、被災者の皆さんの復旧と復興を見守ってまいりたいと思っております。

それでは、一般質問をいたします。

まず、台風被害についてでありますけれども、これと同時に2番目の地方創生予算につきましても、きのう今日と同僚の議員の皆さんが逐次質問をいたしまして明解な答弁をいただいておりますので、省くところもあるかと思えます。

ただ、この9月29日から30日にかけての24号台風の総額だけを、まとまっていたら、お尋ねをいたしたいと思えます。

それと、先ほどもありましたけれども、町長の10月の12、13の闘牛サミット参加へのことについて

て、もう一回お尋ねをいたしたいと思います。被害時の。それは2回目からやります。

それから、29年度の地方創生推進交付金事業については、先ほども説明がありましたけれども、地方創生空き家改修事業費についてだけ、お尋ねをいたします。

3番目の伊仙町暴力団排除条例につきましては、町長が平成29年4月1日より施行されました当該条例についての町長の認識を問うものであります。

なぜ、この条例についてお尋ねをするかと申しますと、私は平成3年度の伊仙町の20数年さかのぼりますけれども、その当時から、私はこの伊仙町の選挙において、あるいはいろんな人材が介在しているということで、当時の資料をまだ持っておりまして、たまたまこのチラシに私の写真が載っております。ですから、私はその当時からこういうような人たちの介在を許してはいけないという思いで、昔から選挙については関心も持ち、そして子や孫に本当に誇れるようなまちづくりにしていかなければいけないという思いで、ずっとそういう信念を通してまいりました。そういう中で、平成8年度には議会議員として議席を得ることができまして、議会議員として今日まで頑張っているところでありますけれども。

その中において、これは平成13年度の町長選挙でありますけれども、この資料等もありまして、何かしら町長選挙の前には、いろいろな人たちが介在、介入しているなということで、これは変えていかなければいけない、そういう思い等を含めまして、当時の、13年度の町長選挙において当選をされた大久保町長は、伊仙町を変えるという意気込みで頑張っていたいただきました。私も、ある意味で期待をいたしておりました。何とかこういうことを変えていかなければいけないなという思いであったのですが、たまたま当時の平成13年度の町長選挙の、大久保町長が当選された平成13年の12月議会で、私たち議会は選挙無効という結果が出ました。泣く泣く、この議場を去った思いがあります。議会中であります。そして、そのときの12月18日に選挙無効が確定しまして、それから2月2日までは議会がなかったというような本当に残念なことが、この伊仙町で起きていたというのがありました。

そして、議会がない、これはどうなるのかなという思いから、やり直し選挙で平成14年の2月3日から、また私も議席を得させていただいて、この議場にこうして立てるようになったということが経緯であります。

そういう中で、平成14年1月11日の未明に発砲事件が起きました。議会としてどうすることもできない。また、何でこのような残念な事件が起きるだろうかと、そういうようなことを思いながら私は選挙に立候補して、必ずこういうことをなくさなければいけないという思いで、今日まで貫いてまいりました。

ここに議事録等もありますけれども、その間、私は平成18年度まで、この発砲事件についてはずっと心配をしながら、一般質問をやってまいりました。そういうことに関しては、大久保町長とのいろんな議論の中で、大久保町長もわかっていることだろうと考えますので、思い起こしながら、また私の質問にお答えいただければ幸いかなと考えているところであります。

そういう中で、実は、私は身も知らない人が、私に1通のこういう文書が送られてきてまして、びっくりしたところでもあります。これが来まして、どうしようかなという思い等もありましたけれども、このことについては、内容を見てみますと、当時の発砲事件に関連した文書だということで、詳細に書かれております。そういうことについて、町長には、この文書が届いているのかどうか、まず、お尋ねをいたしたいと思います。

そういう意味で、この暴力団排除条例についての認識を問うものであります。当時、平成3年度のころに暴対法ができて、ああ、よかった、いいのができたなという思いで、ずっと選挙に私もかわって来たわけでもありますけれども、その間、暴力団排除条例ができた、あるいはこういう人たちのおつき合いはだめだというようなことで、去年のこの条例に関して、町長の認識度を聞くものであります。

次に、この暴力団との関係があるかということ、私はよく世間から聞かされておりました。先ほども言いましたように、選挙においてはいろんな人たちが介入してくるということで、私に届けられたこの方、私は当時の新聞で名前は何っておりましたけれども、会ったこともないし見たこともないし、どういう人かなという思いを今でもしているわけでもありますけれども、この人とのかわりがあったのかどうか、町長にお尋ねをいたします。

次、大きな4番目の職員の異動についてでありますけれども、職員の配置や異動に関して適材適所に行われているのか聞きたいと思います。

12月1日にも異動がございましたけれども、先ほど、1番目で台風被害の件において、担当課長が、もう8年ぐらい自分はあるという話を聞かされまして、また、サミットに行ったその経緯等から私は注意をいたしております、話をしております。注意というよりも不法投棄場所とか、あるいは廃棄物のごみ関係について、なぜそういうときに、こんな非常事態のときに闘牛サミットに参加したのというようなこと等で、お互いが話し合いをしました。自分も長過ぎるというような話でありましたので、この12月1日付の異動と、また、過去の異動等が適材適所に行われているのか、また、今定例議会でいろいろ議会から予算執行上、指摘を受けております。こういうこと等に対しても、本当に適材適所に職員異動を行っているのか、お伺いをするものであります。

次の怪文書についてでありますけれども、実は私名で、この文書が届いております。差出人は不明です。また、他にもこういう差出人不明の手紙が来ておりまして、公開質問状的な内容であります。

そういうようなことで、これは私自身のことでありますので申し上げますけれども、この内容からして、この事業はもう全部終わっている事業です。これは、執行部の皆さんも町長も確認をしたはずであります。議会で説明をして、私は一切、その予算にはかかわっていないと。これは緊急雇用対策事業でありましたので、緊急に雇用して賃金を払うというのが目的でありまして、4人の雇用をいたしまして、その雇用の中で、私は一銭もいただいておりません。

そういう中で、この事業につきましては、執行部がたまたま北海道から来られた人を私に紹介を

して、こういう事業をやりたいと、養豚事業をやりたいということで執行部に呼ばれまして、いいことだねと、地産地消でそういう2次加工ができるのであればいいことだということで、私は協力をしてあげましょうということで……。 (発言する者あり)

○副議長 (福留達也君)

ちょっと傍聴人の方……。

○14番 (美島盛秀君)

いや、これは、私が……。 (発言する者あり)

○副議長 (福留達也君)

静粛をお願いします。

○14番 (美島盛秀君)

そういうことで、私は、このことは代表にはなっておりません。北海道から来ている人が代表であって、私は養豚で豚を飼って、その販売をして、その人たちに雇用をさせて、そして、私は養豚事業で島を地産地消しようということで、執行部にお願いをされてやったのが事実です。

そういうことを、なぜ2年間でその事業を投げ出したかということ私に当時の議会から話がありまして、議会にも、その本人を呼んで説明をさせてあります。なぜ、今ごろになってこういうのが出るかという思いで、私にとってはありがたい話でした。こういうことをチェックして、本当のことをただしていただけるということは、本当に私にとってはよかったなという思いでありまして……。 (発言する者あり) やじに答えるわけじゃないですけども、これは、この前の駐在委員会で、私が駐在員とか議員とか役場の課長に出てきたということで、駐在委員会に申し入れをしました。駐在委員会で私に説明をさせてくださいということでしたら、私に連絡がないものですから、私はしていませんけども。この議会が終わったら、私は私の個人のこととして議会報告をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それに関連して申し上げますけれども、他にも怪文書と言ったらおかしいですけども、公開質問状みたいなのが来ております。職員や、あるいは議員の中に、飲酒運転だ、免許証が取り消された者がいないかどうかという公開質問状も来ておりまして、これは罰金を払ったとかいう証拠がない関係で言えることでもないですけども、こういう質問状も来ております。なぜ、こういうことが、この伊仙町には起きてくるのか、私に関係のない暴力団関係の人たちから、こういうようなことが出てくるのか、不思議でならないわけでありまして、私はこういうことを一つ一つ解決をしていかなければ……。 (発言する者あり) わけわからない人は聞かなくていいです。

これは私の一般質問でありますので、これから一般質問をしますけれども、ぜひ、こういうことがないような、子や孫に本当に誇れるような伊仙町にしていきたいというのが、私のこの23年間の信念でございますので、どうぞ町民の皆さんのご理解をいただきたいと思っております。私の、このことを申し上げて一般質問をいたします。

○町長（大久保明君）

美島盛秀議員の質問にお答えいたします。

1 番の台風被害につきましては、きのうから、るる説明をしております。総額について、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

2 番以降は、自席にて、また答弁をしていただきますので、よろしく申し上げます。

○総務課長（池田俊博君）

美島議員の質問にお答えします。

平成30年度の第3号補正予算、平成30年度第4号補正予算、第3号補正予算と4号補正予算の総額ですけど、災害関連として9億273万8,000円の補正を計上してございます。

○14番（美島盛秀君）

補正予算で9億円以上の補正でありますけれども、これに、災害以外にも教育委員会のブロック塀の補正等を入れて、私は今回の補正で約11億というふうに思っております。先ほども、ずっと同僚議員のほうから質問等もありましたけれども、これだけの補正予算が出るわけでありまして、この補正予算が費用対効果が出るような、ちゃんとした入札や、あるいは予算執行に努めていただきたいと。私は、この予算については、町の予算につきましては、過去もいろいろと質問、質疑をやってまいりました。そういうようなことを振り返りながら、執行部の皆さんは、しっかりとしたルールにのっとった執行予算に努めていただきたいと思っております。それは総額わかりましたので、よろしいと思っておりますけれども。

この台風被害について、当時、私に町民のほうから写真が持ってこられました。町長はこういう写真を見られたでしょうか。これ、町民の方が、台風が終わって10日か11日だったです。それで、これは不法投棄です。私の集落にもありまして、テレビや冷蔵庫が放置され、そしてトタン類は道路沿いの草むらの中に置いて、木の枝を集めてかぶせてそのままにして、そのトタン類は、まだあります。

そういうことで、町民からこういうのを受けて、私はすぐきゅらまち観光課長に電話をしました。そうしたら、町長はいるのと聞いたら、町長は出張中だということで、じゃあ担当のきゅらまち観光課長はと言ったら、課長も出張だということでそのままにして、翌日、課長のほうから電話がありまして、実は出張だったから電話に出られなかったと。では、どこにいるのと言ったら、闘牛サミットに参加しているということでありまして、何であんたがこんな緊急なときに、町民は泣いているのに、鳥取まで行って闘牛サミットに参加しているんだということで、私は怒りました。本当に私は腹が立ったんです。そういうようなことで、本人は、町長が一緒だったから、町長が行こうと言ったから行ったということでありましてけれども。そういうことで、当時、課長、本当にあんたはそのごみ処理、今まで8年ぐらいきゅらまち観光課にいるということでありますけれども、どう、今、そのときのことを考えているのか、お尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

出張に対して、台風24号、25号の災害の瓦れき受け入れを10月1日から10月9日まで受け入れを終了いたしました。一段落ついた、めどがついたという認識で出張に参りました。その着いた日に、今言われましたように住民の方と、それから議員の方から電話が入りまして、瓦れき受け入れを中止したことで不法投棄がなされている状態だと、出張とは何事だとお叱りをいただきました。

その後、帰ってきました。不法投棄箇所をパトロールしてみますと、海岸沿いとかを見回しましたところ、非常に甚大であったことに気がつきまして、非常にびっくりした次第でありました。そして、それに気づかなかったのは、その9日間、受け入れに集中して周りをパトロールしていなかったということで、言い訳になると思いますけども、そういう状況でありました。

私が、災害に見舞われ出張したことで、自分の課長としての役割と災害に対する危機管理の不十分さであったことに、非常に苦しんでいるところであります。町民の皆さん、本当にご迷惑かけてすみませんでした。

○14番（美島盛秀君）

今、きゅらまち観光課の課長のほうからおわびがありましたけれども、やはり人間というのは、素直に反省すべきことは反省をしないといけないと思います。理由づけで、ああだった、こうだったと言ってほしくないです。次から、そういう危機感を持って、ちゃんと取り組んでいただきたいと思っております。

その中で、これも瀬田海海岸あたりの写真も、これは議会で調査をしたときの写真です。非常事態と私は思っているのですけれども、そういうようなときに課長が言ったような気持ち、町長のさっきの聞いていた答弁では、何の用事があった、何の用事があったという言いわけ的な話でありましたけれども、再度、町長のそのときの気持ち、心、そういうのをお尋ねいたします。

○副議長（福留達也君）

美島議員、先ほどの職員の適材適所というところで聞きたかったと思うのですが、今でいいですか、1番のところ。

○14番（美島盛秀君）

続けてやるから、2回、3回でやるから。

○副議長（福留達也君）

いいですか。

○町長（大久保明君）

先ほど、佐田議員に申したとおりでございます。

きゅらまち観光課長は、課長になって、これほど世界自然遺産登録も来たと、それから課の統合で仕事がふえたと、そして夏祭りも環境課であったものがきゅらまち観光課になったということで、このように粉骨砕身、頑張った課長はいないし、今回の災害に対しましても、激甚災害になるほど

の台風の中、24号、25号の間も暴風の中、義名山の仮置き場、そして、すぐ対応できないということで、相当量のトタン、瓦れきが来ました。それを急遽、その近くに瓦れきの置き場を設置したり、そしてまたいろんな搬送業者、受取業者、それからクリーンセンターとの連携等、このようにあらゆる方面で課をまとめて頑張ってきた課長は、過去、例のないぐらい頑張りました。本人も疲れて、2週間近くたちましたので一段落したと。それは、一つはいろんな受取業者がもう満杯であると、どこも受け取らないということと、それから義名山が一段落したために、その体制を整えるのに業者の方々全て時間がかかった、その間に闘牛サミット、先ほど申し上げたように、伊仙町がいろいろな形で指導する立場にありましたので、課長も同行したということで、課長のかわりに補佐、副町長、総務課長も滞在しているわけですから、そのことのみできゅらまち観光課長を責めるわけにはいかないと私は思っております。

不法投棄に関しましては、先般の広域連合議会でもかなり問題になりました。義名山のほうでも、例えば、瓦れきとトタンということですが、いろんな家電製品がどんどん持ってきて、それを課長も優しいから何とか受け取ったりした、しかし、それはだめだという職員とのいろんな意見の食い違いの中で、それをまとめてきたというふうな、ある意味すばらしい人格の持ち主であります。

ですから、今、場所はちょっとわかりませんが、あのような不法投棄があったと。それは、その後も各集落からいろんな不法投棄の報告がございました。これは、伊仙町が一番災害は強かったのですが、他町においても、伊仙町ほど、瓦れきの対応に全職員、そして町民の方々、集落の区長の方々とともに頑張った自治体は、私はないと思っておりますので。

このサミットに参加したことは、それを行くか行かなかったということですが、行って、先ほど申し上げた闘牛文化というものをさらに推進していくという、この責任も課長にも私にもあったわけですから、行ったと。ですから、一番厳しいときは、一山、二山乗り越えた。それは残った担当の方々に、仕事を任せていくということでの今回のサミットの参加であったわけですから、私はそのことは間違いではなかったと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長は間違っていないと言いますが、私は間違っているとは言っていないですよ、なぜ行ったのと。また、課長に、なぜそういう気配りができなかったのかと言っていることであって、怒ったとかいうわけじゃないです。8年間、私も頑張ったと思います。一生懸命頑張っていますよ、職員の皆さん、それぞれ。

これは、私たちの議会の務めというのは、やっぱり議会側から見た職員の姿、最も頑張らなければいけないのではないのという、頑張りなさいよというエールですよ。そういう素直に受けとめていただかないと、職員が、議会からこういうと怒られているとか、あるいは謝っていないとか、町長、それはちょっと町長として、私はちょっと言葉遣いにも気をつけていただきたいと思う。

そのことに対しては予算も伴っているわけです。2人行って、私は30万以上予算あったと思いま

すけれども、後で調べればわかることで。そういう大事な、農家の皆さんはサトウキビもやられた、あるいは牛小屋も飛ばされた、悲しい思いをしているときに、農家に行って大変でしたねと、出張でしたけれども、その出張旅費ぐらいも、1,000円でも2,000円でもお見舞いしてあげましょうということで声をかけてあげるのが、私は行政の仕事だと。そういう心遣いがなかったということを私は申し上げていることであって、今後、そういうことを見直していただきたいということでありますので、ぜひ、そういうことに気をつけて、今後そういう行事等にも参加をしていただきたい。

また、そのときは、13日に金子代議士のほうから連絡がありまして、視察に行くということで会って話をして、自分も鳥取に行く予定だったけれども島に来たということで、議会あるいは職員の皆さん、あるいは県の土木事務所の皆さん、総勢で視察をしてここはどうです、ここはどうですと言って案内もして歩きました。そういうときに町のトップがいないということは、私は対外的にも失礼なことをしたのではないかなという思い等もしているわけであります。そういうような町民の意向、携えていく、そういう気持ちがあってもよかったのではないかなという思いがするわけであります。この件については、これで終わります。（発言する者あり）いいです、もう。町長がちゃんと答えましたので。（発言する者あり）よろしいです。次に移ります。

2番目の地方創生予算……。 （発言する者あり）

○副議長（福留達也君）

わかりました。（発言する者あり）こちらの考えもありますので……。

○14番（美島盛秀君）

わかったから、もういいです。

○副議長（福留達也君）

公正にいきますので……。

○14番（美島盛秀君）

私は、もう理解したから町長のあいさつで。もういいです。（発言する者あり）

○副議長（福留達也君）

傍聴席、静かにしてください。

○副町長（稲 隆仁君）

美島議員の今の質問に補足と申しますか、お知らせしたいことがあります。

町長は、12月12日、13日の全国闘牛サミット、これは公務で出張しているわけであります。町長の公務出張中は、私、副町長以下職員が全部責任を持って対応しているわけでありますので。そして先ほど、きゅらまち観光の課長が出張同行ということでいなかったということでありますけども、先ほど来、ご説明申し上げましたけれども、10月9日において一旦搬入は終了いたしました。それを、終了を見て、12、13日、出張をしているわけでございます。それが第1点。

そして、不法投棄等があるという連絡を受けて電話をしたということでありますけども、直接課長のほうに電話をしたということで、課長は出張先のほうから議員のほうに連絡あったと思えます

けども、それも見過ごしているわけじゃなくて、搬入は10月9日に終了しておりますけども、1日から10月12日までを含めて、そこからのまた搬出ということも踏まえて、職員全員でその処理、対応に当たっているわけでありまして、不法投棄があった場所等については一遍に手が回らずに、順次、片方から片づけていったというのが現実であります。

ただ、課長が出張で申しわけないということでありましたけれども、その課長の出張中は課長補佐を中心に課の職員、そして町長公務出張の間は副町長以下職員全員がこの対策に当たっており、議員がおっしゃることもわからないでもないですけども、町民をないがしろにしたとか、そういうふうなことではないということはおわかりいただきたいと思います。わかっていただきたいと思います。

そして、もう一点、町長と私2人で各集落を随時回りました。議員には会わなかったかもしれませんが、お会いした町民の方々には、お見舞いを申し上げつつ、今後の対応を説明して歩きながら巡回したところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

そういうことは私も重々承知をいたしております。私は別に責めているわけではありません、考えてくださいということです。町民からも何回も電話が来るのです。そして、こういう写真まで来る。だから、そういうことは……（発言する者あり）うるさい。町民の皆さんから電話は来る、こういう写真は来る、だから、そういうことを配慮してくださいということを言っているのですよ。

（「配慮している、全職員でやっているわけよ」と呼ぶ者あり）やっている、わかっていますよ。だから、そういうことをわかっていながら、なぜそういう職員だけ残していくのと、もうちょっと配慮が必要じゃないのと。こういうことは町民が判断をすることでありますので、私は町民の声として伝えていることでありますので、理解をしていただきたいと思っております。（発言する者あり）

次の空き家対策事業について、これ、なかなか、さっきから聞いていたのですけども、理解のしにくいことでありまして、ここに資料があります。これは空き家対策だけの資料です。このような資料を職員の皆さん、一生懸命頑張ってやっているのです。それはわかります。

しかし、我々議会が見たときに、おかしいところがあるよということで、きのうは現地調査をいたしました。そうしたら、この条例の中に、伊仙町空き家バンク設置要綱の中に沿って、私たちは行って見てきました。そうしたら、この空き家に係る所有者、所有権、その他の権利により、当該空き家の賃貸を行うことができるものという、こういうような条件、それから空き家バンクに登録された物件の所有者またはその権利を有する者ということ等、この条例を見たときに疑わしいのがあるのではないかと、なぜ地方創生の予算でできなかったのということを、きのう今日と同僚の議員がただしていたわけでありますけれども。

きのう行って、その前に担当課のほうから説明があったのは、その申請をしたところの条件に沿

わなかったところがあったと、だから地方創生予算は使えなかったということで、きのう行って調査してみたら疑わしいところがありました。空き家じゃなくて、人が住んでいる2階の一室をリフォームしている。そして、そこにトイレと風呂をつけている。私は、こういうようなことが条例違反ではないのか、そういうようなことを議会に隠して、こういう予算を執行したのではないかなど。これ、一般財源です。100万円が支給されております。こういうようなことを、町の大事な予算を個人的に、条例にも合わないようなところを補正予算に上げると。それで聞いてみますと、この家は他人名義になっている家だということも聞いております。

だから、そこらあたりをまた確認をして報告をしていただきたいと思いますけれども、もし、これに違反していたら、その100万円は返納させるようにできるのかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

まず、この申請段階で10件の申請があったわけですが、その段階で3件が途中で申請した後に本人が取り下げ、それから要綱違反ということ、改修以前に人が住んでいて、また改修終わった後に同じ人が入る、それから改修終了までに、その本人の登記になされなかったところ、3件が、この事業にそぐわないということで10件中7件でありました。

で、おっしゃったように、その2階部分というのが、名義も本人名義に登記がされていまして、その1階と2階部分というのが、1階は他の人なのですが、2階部分は申請者の登記になっておりまして、外階段もありまして、その2階部分だけが1つの物件として取り扱えて、なお、空き家バンクに登録されたということで改修を行ったわけで、この要綱に合わないということはないと認識しております。

○副議長（福留達也君）

先ほど美島議員が言った、要するに人が住んでいる家なのに空き家というふうにして改修した、そういった違法なことはしていないということでもいいわけですか。

○未来創生課長（久保 等君）

その物件に対しましては、交付の申請書は来たのですが、この要綱に合わないということで交付はしていない状況です。

○副議長（福留達也君）

美島議員、注意しますが、根拠のないそういったことを言うと本当に大変なことになりますので気をつけてください。

○14番（美島盛秀君）

全く注意される必要はありません。なぜかと言うと……。

○副議長（福留達也君）

実際、事実関係と違いますよ。

○14番（美島盛秀君）

この条例に載っています。（「要綱」と呼ぶ者あり）要綱に。

○副議長（福留達也君）

だから、あなたは住んでいる家と言ったのだけど、住んでいない家と言っていますよ。

○14番（美島盛秀君）

これについては、私も県に行って勉強してきます。また、これから勉強する余地もありますので、勉強をしていきたいと思えますけれども、しかしながら、きのう今日と議会を休憩しながら、この予算については説明があったと。そういう疑わしいところがたくさんあります。もう一遍しっかりと我々も勉強しながら、こういう予算執行に当たっては取り組んでいかなければいけないという思いがありますので、ぜひ、きちんとして、しっかりと議会にも理解ができるような予算の組み方、あるいは予算の執行のあり方をさせていただきたいということをお願いしたいと思えます。

それでは、3番目の伊仙町暴力団排除条例について、まず、1番目の点について、町長からお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員が、平成3年のころから、暴力団排除ということに大変な信念を持って取り組んできたということであります。平成13年の発砲事件、そして12月の議会選挙無効の話など、14年前の話が今出てきて、私も記憶をたどっていきますけれども、知らない人から文書が来たということでありますが、知らない人から文書が来て、その人がどういう人かわからないわけでありますが、その人と交際があるかどうかということは、それ、わかりません。知っている人なのか、知らない人なのか、わかりません。

そういうことで、条例のほうは、私はよく熟知しておりますので、今までもそういう関係の方々と交際したことは全くないし、今後ともしていくことは絶対に私はありませんので、ご心配要らないと思えます。

○14番（美島盛秀君）

私は、尋ねたのは、今町長が言われたように全く知らないかと私言いましたけれども、知りません、正直言って。ところが、これに名前は書いてあるのです。町長にもこれが送ってききましたかということ尋ねたのですけれども、送ってききましたか。

○副議長（福留達也君）

美島議員、いいですか。先ほどから言っている、美島議員に文書が送られてきました、この人知っていますかと、そういう聞き方をされても答えようがないと思えますよ、それ。見せないと。

○14番（美島盛秀君）

これは大事なことなのです。暴力団排除条例ができて、じゃあ、条例についてお尋ねいたします。

伊仙町のこの条例のことですけれども、平成29年3月27日条例第7号これ、去年の定例会です。

その中の第1条、「この条例は、伊仙町から暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。」、これが目的であります。町長も、これについては理解をいただいていると思いますけれども。このことに関して、第4条に「町は」というのがあります。この町の役割、これ「町の役割」と書いてありますけど、これ、大久保町長の役割と私は考えますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（福留達也君）

ちょっと質問が、美島議員、わかりづらいのは何かというと、先ほどから……。

○14番（美島盛秀君）

今、質問しているから答弁させてください。

○副議長（福留達也君）

答えようがないですよ。

○町長（大久保明君）

第4条をちょっと読んでみます。「町は、前条、前条というのは、これ3条です、多分。前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民等の協力を得るとともに、県、他の町、関係機関等との連携をとりながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものである」ということです。全くそのとおりです。

○14番（美島盛秀君）

それじゃあ、そういうふうに町長が思うので、これは町長の責任ですよ。大久保町長のことでしょ、この4条の町というのは、それを聞いたかったですけれども。町の意味、これは大久保町長のことですね。

○町長（大久保明君）

伊仙町暴力団排除条例でありますので、現在は私でございます。

○14番（美島盛秀君）

そうしたら、これは私に届いたのが9月の中旬、中旬ごろだったと思います。これに書いてある内容を見ますと、6月の10日に町長室で会ったと。私が言いたいのはここです。暴力団と交流してはいけないという排除条例があるのに、そういう中、町長が自分で定めたのに、町長室で会っている。これは書いた文書ですから、私は読みませんけれども、この文書を読んだ以上は町長との関係がわかります。

それで、6月10日に1回目、そして6月11日に2回目、会っています。そのときは、ちょうど6月議会でしたから、この日付というのは私もはっきりわかりますけれども、これをファクスで送ったと書いてあります。これ、役場に送ったと思いますけれども、役場でこういう文書を受理していますか。

○町長（大久保明君）

その方は、私は今の話で想像がつかしました。その方は平成13年の発砲事件に関与した方だと、みずからおっしゃっておいりました。ですから、その件に関しまして、そのときの状況等、これは役場への損害、私の自宅に対する損害に関するお話でございました。私は、突然入ってきたので、それは会うとか会わないとかじゃなくて、町長室に来たわけですから、会ったらいけないということでもないと思いますので、お話はそのときにお聞きしました。

○14番（美島盛秀君）

突然入ってきたと言いますけれども、恐らく町長室に勝手に入ってきて、そして、その人は13年のそのことで知っていたということでもありますので、恐らく発砲事件に関係している人だということですので、なぜその時点で警察に連絡しなかったのですか。この条例にちゃんと書いてあるのですよ。その条例を守らなかったから、いろいろな罰を与えるとか、その責任をとらせなさいとかいう問題じゃないです。道義的な責任のことを私は言いたいのです。条例に書いてありますよ。

○町長（大久保明君）

私も、この全てを読んだわけでもありませんし、理解しているわけでもありませんので、町長室もいろんな方々が来庁しますので、その方々に対応はしていくし、その方に関しては、すぐ警察に情報を出しなさいという、そのことなのかどうかは、条例にあるかどうかわかりませんが、その必要は、そのときは全くなかったと思います。（発言する者あり）

○14番（美島盛秀君）

自分で提案をして施行させた条例を内容わからないという。それ町長あしたやめてしまうがいいよ。（発言する者あり）町長、もう一遍お願いします。（「議長、おまえ暴力団とわかっているのか」と呼ぶ者あり）

○副議長（福留達也君）

ちょっと静かにしてください。（「わからんやろうが」と呼ぶ者あり）そもそも、先ほどから言うように、ちょっと待ってください。その方が……（発言する者あり）待ってください。議論が噛み合わないですよ、それ。その方は暴力団なのですか。

○町長（大久保明君）

その中に何が書いているのか、わかりませんが、その発砲事件に関与したということは話をしておいりました。ですから、その時点で、その方がどのような関与をしたかは定かでないわけでもありますので、即座に判断して警察に連絡する必要はなかったと思います。

○14番（美島盛秀君）

先ほど議事録を見せましたけれども、これ、私が先ほど言った議事録です。そしてこれ全部6回にわたって、この件に関して私は一般質問しております。

そういう中で、平成14年の新しく議席を得たやりなおし選挙での当時の3月定例議会で町長は、そのときに発砲事件のことを尋ねたら、全く関係ないと、私の伊仙町を改革するということに対す

る反発だろうと、あるいは例の広域関係の入札関係についての反発だろうとか、いろいろ書いてあります。これは町長も、後で議事録を見れば十分わかると思います。

そして、その当時の平成14年度の6月議会、9月議会とずっと一般質問をしておる中で、町長は全くうそを言っている、知らなかったと。今は知っていたということでもありますけれども、その流れの中で、6月議会の中で犯人が逮捕されたと。これは暴力団のあれじゃないのということで、この文書の中に暴力団と書いてあるのです。組長だったということも書いてあるのです。だから、私は暴力団とのかかわりはあったのということを尋ねたわけで、さっき言った役場にファクスを流したと、町長も見ておられますかと言ったのはそこなのです。

全く、私の当時の質問に対してうそを言ってきたと。やっと、ここにきて明らかになってきたと。だから、6月10日にそういう人たちと会ったのと、条例違反をしているのではないのということをお尋ねしたのですが、再度お願いします。

○町長（大久保明君）

美島議員が何回も何回も質問するわけですがけれども、本当に私はその方々に関して私が訴えられる、発砲を受けるような理由は全くなかったわけであります。そのことは何回も議会で答弁いたしました。

その後、いろいろ明らかな状況になってきまして、私じゃなくて、私の関係の方々に関するのだというふうな記事も見ました。それは何人かのうちの誰かが逮捕されたときには、そういうふうな記事を読んだ状況にありますので、私が先ほどうそをついたということでは全くありませんので、美島議員の勘違いは、訂正は要りませんが間違っていると思います。

○14番（美島盛秀君）

当時の内容からすれば、私はうそをついていたのではないのと、私は今でもそう思っています。

そういう中で、6月の10日と11日に来たということ、突然入ってきたと言われましたけれども、当時の暴力団とわかっていながら、そういう人を町長室で受け入れたということに対して、町長、今の考え、そういう条例に相反するような行動をとったのと、それをどう考えていますか。

○町長（大久保明君）

第4条の次の項を読みますと、「町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは警察に対して情報を提供する」ということですので、この必要があったかなかったかということですので、私がそこで被害を受けるとか、そういうふうな状況ではありませんでした。

○14番（美島盛秀君）

被害を受けるとか被害を受けないということじゃないですよ、これは。暴力団と交友関係を持っているか。じゃあ、その前の条例を見てください。（発言する者あり）

○副議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時58分

○副議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

先ほど来の質問に対して、町長は知らないということと、それから本人を知らなかったということとでありますので、3点についてお尋ねをいたします。

本人の書いてあるものに示談書というのがあります。この示談書に、当時の大久保明町長、そして立会人として当時の総務課長の竹林重明氏の印鑑を押した示談書というのがありまして、その示談書の内容が、鉄砲を撃ち込んで、そのガラス代が4万3,000円引かれて、そして50万の残りの46万幾らは返してくださいと、示談はなっていないということの請求書ですね。そして50万受け取ったという領収書があるのですよ。これは裁判に使われた資料ですので間違いのないと思います。

ですから、私はこういうちゃんとした証拠書類があるから、町長にお尋ねをしたわけでありまして、これに名前は書いてありますけど、申しあげませんが当時の町長と、それから竹林重明さん、総務課長が受けて、それで私はこのことについて竹林さんに行ってお尋ねをしました。そうしたら、確かに私の署名だと、その50万を受け取ったけれども、それが示談金だとか、あるいは返すべき金だとか、そういうことについて私はわからないと。その金は町長が持っていたので、私は立会人として印鑑を押して認めただけで、そのお金がどこに行って何が使われたのかは知らないということで、もし、自分のことが何かあったら、自分をはっきりと申し上げますということを確認いたしておきまして、その示談書の中にガラス代とか示談金とかありますけれども、町長名と、それから町長の個人で家の住所と2つの領収書があります。このことについて印鑑も押してあるのですけども、町長はそういう記憶ありますか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

それは何年何月ですか。

○14番（美島盛秀君）

平成17年1月17日です。

○町長（大久保明君）

竹林総務課長、かすかな記憶ですね。具体的な中身に関しては、50万だったかどうかはよくわかりませんね。ですから、たしか送られてきて、私の記憶では町の寄附金として納めたというふうな記憶はあります。

○14番（美島盛秀君）

これは平成17年1月17日ですので、18年の私の一般質問に、町長は「もう全部解決済みだ」という答弁があります。私も、もう解決したのだなと、もう落ちついたのだなということで、私はそれ

以降、一般質問もやめております。

そして、大久保町長に、頑張っているから応援してあげようということで、3期目私は大久保町長に協力をした記憶もございます。そういうこと等を含めて、この領収を認めたと私は思っております。

その後のことについては、どう判断するかは、私には関係ありませんので、そういうことを認めたとすることは承っておきたいと思っております。

それから、このことに関して、町長の話されたことがあるのですね。6月10日の町長室で、「私に非があります。誤解して申しわけない。いつまで町長を続けられるかわからないが、現職でいる限り、何らかの形で支援・協力していきたい」と言われたそうですが、この言葉は言われましたか。

○町長（大久保明君）

私は具体的には覚えていませんけれども、来られた方が、それは本人が話したことです。非常に苦しい思いをしたと、非常に辛い思いをしたという話で、個人的に大変だったなと思っておりました。ですから、それは覚えてはいますが、その後の生活の世話をしていく、そういうことを全く私は言っていないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

本人の町長が言うわけでありますので、そう受けとめましょう。

そしたら、これちょうど6月議会だったものですから、私も記憶にありますけれども、9月議会に町長の6月議会以降の動静というのがあります。その報告の中で、6月17日に東京でお会いしましょうと、この人に言ったと。東京で会いましたか。

○町長（大久保明君）

詳しいことは、内容はわかりませんが、私は東京に行く機会がありましたので、これは関東の伊仙町会総会でございます。そのときにその方が、要するに、私に対する要望でなくて、別の件でいろいろ話があるというような話でした。詳しくはわかりませんが、そういう方を紹介したいというふうな話はしておりました。そういうことです。

○14番（美島盛秀君）

町長は記憶がちょっと薄れているということですが、今年の6月のことですね。そして、この文書が送られてきたかどうかはわからないと言っている。ところが、私の前回の一般質問には全然知らない、解決済みだ、と言ったりしている。ところが、先ほどの答弁では、そういうことがあったと、暴力団であったということはわからないけども、そういうことは当時からわかっていたということでもありますけれども、新聞にも元暴力団という記事が載りました。

そして、町長は、南日本新聞だったと思っておりますけれども、当時インタビューも受けておりました。そういうこと等に対して、この会議録を見れば十分おわかりだと思いますし、また、私も今後自分が質問したことでありますので、その質問内容等と確認しながら、また町長の答弁内容等を調べながら、今後また伊仙町行政に対してチェックをしながら質問等をしていきたいと思っております。

終わりに、通告してあります怪文書ということがありますがけれども、とにかく伊仙町では、こういうのが10年ぐらいに1回、12、3年ぐらい1回、何か周期的にくるような感じがするのです。先ほどの新聞、チラシ等も見せましたけど、なぜこういうことが、まだまだ尾を引くのか、私にもそういうことはわかりません。

しかし、私も当時、若さの至りでいろいろ選挙活動をやっておりましたので、当時は一生懸命頑張っていて、こういういろんな問題がある、私の子供たちも小学校でありましたので、いじめを受けていたということを、今大人になって初めて明かしてくれました。泣いて言ってくれました、両親が。たまたま女房の仕事の関係で名瀬に転勤になって、ああ、名瀬で生活させてよかったということを、たまに娘が来たりするときに言います。

また、私にも5名の孫がいます。そういうことが今後起きないように、なんとか大久保町長も頑張っていたきたい。また、私もそういうことに対しては、そういうふうにならないように今後頑張っていきたい。そして、平穏な伊仙町を築き上げていくことに対して、今後も頑張っていきたいという思いでありますので、今後とも議員として執行部と議論を続けてまいりたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○副議長（福留達也君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了いたします。

議事進行を議長と交代いたしますので、ここでしばらく休憩いたします。

[議長交代]

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時09分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

次の議会は、12月13日午前10時より開会いたします。

この後、各常任委員会を開きますので議会委員会室へご参集ください。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

平成30年第4回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成30年12月13日

平成30年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月13日（木曜日） 午後2時 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）
- 日程第2 議案第61号 平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約（補足説明～採決）
- 日程第3 議案第62号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（補足説明～採決）
- 日程第4 議案第63号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）
- 日程第5 議案第64号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）
- 日程第6 議案第65号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（補足説明～採決）
- 日程第7 議案第66号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）（補足説明～採決）
- 日程第8 議案第67号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）
- 日程第9 議案第68号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）
- 日程第10 陳情第1号 総務文教厚生常任委員会陳情審査報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第11 陳情第5号 経済建設常任委員会陳情審査報告（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	福司 銀二郎 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長補佐	稲 泉 喜博 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	水本 齐 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永 英樹 君

△開 会（開議） 午後 2時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（美島盛秀君）

日程第1 議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

平成30年度人事院勧告に基づき、職員の給与等について改正するものであります。

改正のポイントとして、まず、給与に関して民間事業所における賃金引き上げの動きを反映し、平成30年4月分の民間給与との格差、平均655円、率にいたしまして0.16%を引き上げる内容であります。

次に、期末勤勉手当においても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給状況に対応し、勤勉手当を4.40月から4.45月に改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第60号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第61号 平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約

○議長（美島盛秀君）

日程第2 議案第61号、平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○教委総務課長（水本 齊君）

それでは、議案第61号、平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約について補足説明をいたします。

備品購入、伊仙町教育委員会マイクロバス購入事業、納品場所、大島郡伊仙町伊仙2638番地、伊仙町教育委員会内です。購入契約金額、797万9,000円、契約相手方、大島郡伊仙町検福121番地、豊島自動車工業 代表豊島克允。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第61号について質疑を行います。

○3番（西 彦二君）

定員ですが、何人乗りですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

定員は、運転手込みで29名でございます。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第61号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第61号、平成30年度伊仙町教育委員会マイクロバス購入契約は、可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第62号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

○議長（美島盛秀君）

日程第3 議案第62号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第62号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額66億1,122万1,000円に、歳入歳出それぞれ8億3,285万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億4,408万円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたします。

9款地方交付税、補正前の額30億5,713万6,000円に1,933万6,000円を増額し、30億7,647万2,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額7億4,032万1,000円に6億3,600万2,000円を増額し、13億7,632万3,000円とするものであります。

主なものとして、国庫負担金、障害者自立支援給付費、農林水産施設災害、公共土木施設災害、公立学校施設災害等の復旧費、国庫補助金として地域生活支援費、学校施設のブロック塀、冷房施設対応緊急支援事業費、被災者農業者向け経営体育成支援事業費等によるものであります。

14款県支出金、補正前の額5億4,783万3,000円に101万7,000円を増額し、5億4,885万円とするものであります。

主なものとして、県負担金、障害者自立支援給付費、若年末期がん患者療養支援事業県補助金で、地域生活支援事業、県委託金で県議会議員選挙費、県営畑総事業に伴う発掘事業等によるものであります。

16款寄附金、補正前の額4,000万1,000円に、きばらでえ伊仙応援基金3,600万円を増額し、7,600万1,000円とするものであります。

17款繰入金、補正前の額4億8,615万1,000円に、介護保険後期高齢者保険医療特別会計からの前年度精算に伴う繰り戻し、きばらでえ伊仙応援基金の増、財政調整基金への繰り戻しにより6,334万7,000円を減額し、4億2,280万4,000円とするものであります。

19款諸収入、補正前の額7,152万3,000円に、県道拡幅に伴う木之香農業用水管移設補償費45万1,000円を増額し、7,197万4,000円とするものであります。

20款町債、補正前の額9億7,756万8,000円に2億340万円を増額し、11億8,096万8,000円とするものであります。

歳入合計66億1,122万1,000円に8億3,285万9,000円を増額し、74億4,408万円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は6ページでございます。

1款議会費、補正前の額8,812万円に、職員給与等及び旅費24万7,000円を増額し、8,836万7,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額10億1,077万6,000円に4,492万4,000円を増額し、10億5,570万円とするものであります。

主なものとして、職員給与関係、企画費においてシステム機器更新事業費の確定、きばらでえ伊仙応援基金事業の増、県議会議員選挙費の新規計上、農林業漁業センサス費によるものであります。

3款民生費、補正前の額14億3,669万1,000円に1,490万9,000円を増額し、14億5,160万円とするものであります。

主なものとして、職員給与等、社会福祉において国民健康保険基盤安定繰り出し、障害者自立支援給付費等扶助費、児童福祉において子育て支援事業扶助費、災害救助費において災害見舞金等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額4億9,053万5,000円から229万8,000円を減額し4億8,823万7,000円とするものであります。

主なものとして、職員給与等関係経費、若年末期がん患者療養支援事業の新規計上、簡易水道会計への繰出金の減等によるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額9億4,183万3,000円に4,377万3,000円を増額し、9億8,560万6,000円とするものであります。

主なものとして、職員給与等の関係経費、農業費において、青果物安定化協会負担金、被災農業者向け経営体育成支援事業、農地費において、特定地域振興生産基盤整備事業、林業振興費において、松くい虫防除薬剤樹幹注入、水産振興、前泊製氷組合助成等によるものであります。

6款商工費、補正前の額3,702万3,000円に11万円を増額し、3,713万3,000円とするものであります。

7款土木費、補正前の額7億3,094万4,000円から3,092万8,000円を減額し、7億1万6,000円とするものであります。

主なものとして、職員給与等の関係経費、道路維持管理費、防災安全社会資本整備交付金事業、公営住宅建設費事業等によるものであります。

8款消防費、補正前の額2億8,059万2,000円から190万円を減額し、2億7,869万2,000円とするものであります。主なものとして、防災行政無線デジタル化更新事業等によるものであります。

9款教育費、補正前の額4億7,183万7,000円に1億3,928万4,000円を増額し、6億1,112万1,000円とするものであります。

主なものとして、職員の給与関係経費、幼稚園、学校施設のブロック塀、冷房設備対応臨時特例事業、社会教育費において、畑総事業に伴う遺跡等発掘調査事業等によるものであります。

10款災害復旧費、補正前の額2億3,253万5,000円に6億2,473万8,000円を増額し、8億5,727万3,000円とするものであります。

主なものとして、漁港災害復旧事業、農地災害復旧事業、道路・河川等災害復旧事業、港湾施設災害復旧事業等の暫定予算額の計上、公立学校施設災害復旧事業の財源振替等によるものであります。

11款公債費は、予算額に変動はなく、財源の振替によるものであります。

歳出合計66億1,122万1,000円に8億3,285万9,000円を増額し、74億4,408万円とするものであります。

次に、第2表、地方債の補正について説明いたします。4ページをご参照ください。

1、過疎対策事業債、限度額を6億480万円から6億170万円にするものであります。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額を1億5,290万円から1億2,110万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

4、緊急防災減災事業債、限度額3,110万円を2,790万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

新規計上として、6、学校教育施設整備事業債、限度額9,540万円、7、災害復旧事業債、限度額1億4,610万円。起債の方法、証書借入れ、または証券発行。利率3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その貸し付け条件により銀行、その他の場合はその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰り上げ償還することがある。

以上、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第62号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

平成30年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をします。

歳出11ページの款2総務費、目12地方創生推進事業費について質疑をいたします。

この1,850万円予算がありますけれども、今回は財源組み替えで出ていますが、当初予算から今回第4号までのこの予算の推移を説明してください。予算がどのように補正してこのようになったのか、説明をお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時26分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

地方創生推進事業としまして、当初850万、人件費等の予算を組んであります。6月の定例会の補正の中で町有施設改修委託料として1,000万円を計上してあります。この1,000万円については、空き施設を宿泊施設等にかえる、委託料を計画して上げたものであります。

その9月議会におきまして、その委託料等では対応ができないということで250万円が町有の空き施設の改修費、あと750万円を町有施設の改修補助金ということで変更をしてあります。

その中で一般質問にもあったのですが、計画を立てて地方創生事業でやっていく方向で公民館改修を上げたところ、この事業、地方創生交付金事業として取り扱うには、ちょっとその申請内容と事業の計画等が事業の趣旨にもう少し足りないというところで、今回、地方創生交付金事業によって28目の伊仙町空き家再生事業ということで1,200万計上してあるところであります。

いろんなこの空き施設は、どこの空き施設なのかという質問と、それから、この1,200万円で、その空き施設が有効的に利用できるような改修ができるのかという疑問の声等がありまして、今日、議会の始まる前に、その物件を視察していただきました。

その中で計画は、母屋だけを計画してあったのですが、その母屋も1,200万で果たして有効利用できる、活用できるのかという中身等もありまして、もっと、その事業費を見直したほうがいいのではないかという声もありましたので、今回、議員の皆様にお示ししましたこの事業は、前から地方創生拠点整備交付金事業というものはあったのですが、ちょっとたまたま今日の報道にも、記事にも載っていたのですが、この地方創生拠点整備交付金事業というものがちょっと使いづらいという声を反映しまして、18年の2次補正予算に盛り込む方針ということで、こういう記事が今日出ました。

この事業費の中身は、予算額900億円で、交付目安額としまして、市町村が実施できる事業費ベースとして6,000万から1億2,000万円程度ということが出ています。

先ほどもお答えしたとおり、公民館改修の計画を見たところ、当初見込んでいた150万円では、改修し切れないという声も多数聞かれ、今回の申請箇所数も14件と多かったことから、この事業に公民館改修、それから、今日視察していただきました平家の改修を本事業にのせて改修を大規模にしたほうが事業の効果としても出るという見込みで皆様に今回こうたびたび補正をしたところですが、今回のこの改修する1,200万円につきましては、このまま凍結をして3月議会において減額補正ということで対応し、この事業にのせた形で公民館改修、それから平家の改修に当てさせてもらいたいということでもあります。

○13番（樺山 一君）

たくさん説明していただいて、わからなくなってきましたけれども、目28の伊仙町空き家再生事業は、予算を凍結して3月補正で落とすという理解でよろしいでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

はい、そのとおりです。

○13番（樺山 一君）

町長、そのようによろしくお願いいたします。

そして、地方創生推進事業費の今その補正の推移を説明していただきましたが、どうしてもそんなにもう補正、補正で事業費ベースはもちろん6月議会のほうで1,000万円を増額しただけですが、その内容が変わるのか。本当にその内容を精査して事業に組んでいるのか。当初は、6月補正の場合は、芳朗館を改修するとか、そういう話を聞いたのですが、そしてまたこないだの9月の補正では、各地区の生活館ですかね、そこに変更しましたと。

それが果たしてこの地方創生予算は、あとは実績を3月末に報告して、そして交付金の決定を受けるわけですが、そういう計画不足で交付金決定が受けられなければ100%町単独事業でなければならない。

29年度予算でそういうことがあったのですが、もう少し計画的、そして半分は地方創生予算で50%受け入れられるような形で進めていただきたいと思います。その件に関して町長どうお考えですかね。

○町長（大久保明君）

ただいま課長の説明、そして、樺山議員の御質問等を拝聴いたしまして、今回の地方創生事業に関しましては、例えば、最新の情報、今日まさに午前中、ああいう事業がタイミングよく来た中で、この1年間の対応をこれで整理できるのではないかなというふうな思いもしていますけれども、この混乱、混乱というか、事業が例えばまず地方創生事業の中で当初いろんな想定外の状況がまず生じたということと、それから、この台風で平家住宅が急遽、緊急に対応しなければならないということなど、また、地方創生事業は、計画的により計画的に慎重にすべき状況の中で、この準備をや

はりよりやっぱり慎重に深くしておくことがより重要であるとは思いました。

この国の政策は、この二、三年の地方創生事業は、突然やってきますので、それは、いろいろな準備を、幾つかの事業を準備しておけば対応できたと思いますけれども、伊仙町は特にこの事業の申請が他の自治体に比べて圧倒的に多いわけでありますので、それは、いい事業、使い勝手のいい事業もありますけれども、普段やっぱり各自治体ともこれは間に合わないということで断念することが多い中で、伊仙町はあえて挑戦的にやってきたという側面はあるのではないかと思いますので、今回、このような状況で、きのうの議会も含めてより綿密な形で今後計画を立てて、いつでも、今日の事業は公共事業に限定されていまして、非常にいい状況ですけれども、きのうの空き家改修の問題なども国と県の考え方の違いなども急に露呈したりしましたので混乱しましたけれども、そういうことのないように今後とも綿密な計画ができるようにやっていくことが重要になると思います。

○13番（樺山 一君）

予算は、小さな予算で大きな効果を上げるのが、やっぱり地方の執行部の仕事ですので、ぜひ補助事業等を有効に活用して、慌てた計画がないように、そしてまた、交付金等が交付されない、そういう形がないような形で手続をしていただきたい。

そして、この財源組み替えで、一般財源のほうに500万を移してあるわけですが、この事業、地方創生交付金事業をしないで、新しい目のほうに事業を移すという形、当初そうだったのですが、このときに、この1,000万は、6月で補正をした1,000万はもうしなかつたら落とすべきじゃないですか。どうですか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今回、この財源組み替えというマイナスの変更と同時に、その750万のマイナス補正もするべきだったのですが、この補正の締め切りまでも公民館の改修をどうするのかということで単独でもいくべきじゃないかと悩んだ末に今回落とすまでに至らなかったのですが、この分に関しても3月で落とさせていただきまして、さっき示したその事業に載せて、さらにより改修事業ができるようにということを目指したいと思っています。

○13番（樺山 一君）

最後まで悩んだと言っていますけど、単独でいけば、また、去年みたいな形になりますよ。地方創生で上げて、単独でもいったという形に、そういう予算の執行の仕方はぜひ避けていただきたい。当初で地方創生、国から50%補助来ますよと、そして、町は50%負担ですよという宣伝をして、実はあけてみたら町が100%負担だったという事例は、やっぱり町民に説明はつかないと思いますので、そういう形にはならないようにしていただきたい。

次に、その下の目14地域おこし協力隊推進事業費についてですが、予算的に落しているのは別として、毎週発行されている広告誌に、その地域おこし協力隊という形で写真が載っているのですが、

あの広告費は幾らぐらいかかっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

水曜ガイドに地域おこし協力隊ということで載っているのですが、この広告料は支払いをしておりません。その徳之島ビジョンさんが発行しているもので、こういった伊仙町と連携をとってしているところでこういった載せる記事はないのかということで打診もありまして、この広告料は支払いをしてなく載せているだけという形になっております。

○13番（樺山 一君）

ビジョンさんのほうが好意で広告をしていただいているということによろしいでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

はい。

○13番（樺山 一君）

あれを、あの広告を載せて、どういう効果をねらって載せているのか、説明がつけばちょっと教えていただきたいと思います。

○未来創生課長（久保 等君）

地域おこし協力隊として写真や情報の提供をしているわけですが、この昔の映像とか、その写真、そういうものを掘り起こして、今現在その姿を変えた伊仙町は、昔はこうだったよということを情報発信、それから、ホームページ等に載せること。それから、前回ありました関西徳州会のほうのへも写真の提供をしたところであります。

こういった昔ながらの写真などを掘り起こして、また、伊仙の活動の変化、風景の変化等も見せることによって、昔に出て行った皆さんに情報提供することによって、また、伊仙町へのかかわり、関係人口の増とか、あとできればふるさと納税に結びつけようという効果をねらっております。

それから、また、説明しました、その空き施設の改修、そこで写真の展示をすることによって、また、関係人口の増加とかをねらった効果を見込んでおります。

○13番（樺山 一君）

わかりました。しかし、これはその広告会社の好意でもらっているということですが、やはり必要であれば支払いをして、やはりただはいけないと思いますので、そういうところもやっぱり考えながら、必要であれば、それで効果があればやっぱり支払いをしていくべきだと思いますけど、また、これからもそういう地方創生予算で交付申請をして実績報告をして、補助金が受けられないような形がないように精査をして、やはり予算措置をしていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、13番、樺山君の質疑を終わります。

他にありませんか。

○5番（清 平二君）

今、地方創生推進事業費のことで樺山議員の質問でいろいろ説明がありましたけれども、私もこれをずっと流れを見てきたのですけれど、これ補助率は幾らですかね。

○未来創生課長（久保 等君）

この補助率は2分の1であります。

○5番（清 平二君）

補助率2分の1ということですが、当初予算で国、県が425万、その他で69万2,000円、一般財源が355万8,000円。6月の1号補正で、500万、500万、1,000万補正されていると思います。そして、今回の4号補正で500万を国、県を落して一般財源を500万、総勢で1,850万ですが、国、県の補助、歳入を見たら425万しか入っていないのですけれど、この非常に歳入の家を探しづらくて困ったのですけれど、どこにその2分の1というのが出てくるのか、教えていただきたいと思えます。ちょっと私には、ちょっと歳入の款項目節がちょっと見当たらなかったのです、お願いします。

○総務課長（池田俊博君）

今の清 平二議員の質問の中で、地方創生推進事業費と地域おこし協力隊事業費が何かごっちゃになっているような感じを受けましたので、そこら辺は整理をしながら説明していきたいと思うのですが、地域おこし、今、協力隊の話でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

この事業に関しては、先ほど未来創生課のほうで話していた、あの空き家改修関係事業のみが地方創生推進事業のほうに入っていたのではないですか。

○議長（美島盛秀君）

久保未来創生課長、答えてください。

○未来創生課長（久保 等君）

この12款のその財源組み替えとしている、それは1,000万円に対して国が500万、一般財源が500万という形で載せていたのですが、今回28目のほうにこの財源を移したので、この当初国の支出金の500万がこっちに移っているということです。で、700万がその一般財源で1,200万という形です。

この184万ということのものは、地域おこし協力隊員の事業費なので、この地方創生事業とはちょっと関係……（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時57分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

ちょっと、これを私たちにもわかりやすいように、地方交付推進事業費というのは、どの項目とどの交付金が地方交付推進なのかというようなこと、わかるようにしていただきたいと思います。

この中で、今回もそうですけれども1,200万、需用費で1,200万上がっていますが、やはりこれは工事費にかかってくるのではないかなと思いますので、やはりその設計とか、そういうのをして幾らかかりますと。工事にしないと1,200万の予算を需用費で組んで、補修といえ、これは誰が補修したかわからない。

さっきの13の前の、13の委託料も1,000万組んでありますけれども、やはりこれは委託料じゃなくて負担金補助だと負担金補助、あるいは工事請負費、私が一般質問でも話しましたように、町が率先になって、リーダー役となって工事請負費に組んで、各集落の公民館を整備してほしいと思います。

ちょっと今回のこの予算のこれが非常にわかりにくいので、その辺のところを、やはりわかるようにしていただきたい。工事費だったら工事費、その1,000万の委託料、これ組み替えしてあるけれども、この250万の組み替えはどうするのですか。

○未来創生課長（久保 等君）

地方創生交付金事業の町有施設改修費としまして、今回組み替えを500万して新たに町有伊仙町空き家再生事業として1,200万に充てているわけですが、この250万円と750万円に分けて芳朗館と公民館の改修ということで予算を組んであります。

その250万円については、芳朗館の改修が済んでいますので、残ったさっき説明しました地方創生の拠点整備交付金事業という事業で実施する計画でありますので、この750万円と1,200万円については、このまま凍結をして3月で落とすという計画であります。

○5番（清 平二君）

次は、17ページ、款農林水産事業費、1、農業費、目8の園芸整備費、この中で被災者向け経営体育成支援事業が200万組まれていますけれども、被災者農業向けのこれは200万で足りるのかどうか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

こちら園芸振興費ということで、ビニールハウス等の園芸施設のほうの被災者に対する支援でございます。一般質問でありましたとおり、畜産等に関しましてはまた別の旨の、次のページの畜産のほうで3,000万予算を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

この200万で足りるの。まだ被災の農家は多いのではないかなと思いますけれども。

○経済課長（仲島正敏君）

今、ビニールハウス等の、すみません、こちらは補助に幅がありまして、農業共済に入っている

方と入っていない方でその負担の割合が違うのですけれども、今現在、町のほうに来ているのが1,000万ぐらいで被災者向けということで被害が来ているのが15名程度で1,000万強ということでございますので、担当によりますとこの予算で園芸に関しては足りているということでございます。

○5番（清 平二君）

1,000万の来ているのに200万で足りる。ちょっと私に理解しがたいけど。これは何件ですか、200万は。

○経済課長（仲島正敏君）

今現在来ているのが15件でございます。

○5番（清 平二君）

15件で200万、1件、13万3,000円ぐらいだけれども、これだけで足りるのかどうかと私は思うのですよ。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時10分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

すみませんでした。1,000万と言いましたけれども、1,000万の中でこちら共済に入っていると、入っていないとかというので幅がございますけれども、その中での町からの補助がこの200万で対応するというところでございます。

○5番（清 平二君）

ぜひこれやっぱり私は支援してほしいと思いますよ、今後も。非常にこのハウス壊れて、マンゴーハウス壊れてやっている方がいると思いますので、やはり伊仙町のマンゴーはおいしいと言われてるので、やはり今後もこれを支援していただきたい。共済が出ているとか、いろいろあると思いますけれども、やはり台風でやられて非常にショックを受けている方々がもうハウスをつくりたくないという、そういうことがないように、やっぱり前向きにできるように今後も対応していただきたいと思います。

次のページにいきます。

款5農業水産業費、項1目9畜産振興費、この中で国、県が3,000万ほど出しているのに伊仙町はゼロですか。6万円をこの上の修繕費がありますので、私はこれだと思えますけれども、やはり畜産振興、農業支援するという、ありますので、この辺のところ、町長はどうお考えでしょうか。

○町長（大久保明君）

何の予算をどのように優先的に分配するかということになると思います。厳しい財源の中で優先順位を決めていくことになるわけですが、農業振興が一番だと思っております。

そういった中で今のその共済組合に加盟している方々を除いた形での、含めているかもわかりませんが、200万というのと、それから、この今の畜産の3,000万ですか。これは、課長の説明を聞かなければわかりませんが、妥当かどうか、今できる範囲内での最大限の農家に対する、台風災害に対する補助金ではないかというふうに考えております。（「町長、もっと増加できないかというあれだけ」と呼ぶ者あり）今の状況の中で精一杯だと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら先般ありました農協のほうの申請の事業に対しましては2分の1補助ということで、それに該当されない方がこちらの事業経営体育成のほうになりますけれども、先ほどの園芸に関しましては、補修をした後に共済に加入をすることが条件ということで補助がついております。

それで、畜産につきましては、そういう縛りもないということで、こちらのほうは町の補助のほうはつけていないというところでございます。

○5番（清平二君）

これは、今回の台風でのじゃない、台風での被害の3,000万ですか。これは、被災者向けですから、台風、被災者向けの3,000万ですよね。これもやはり畜産農家、その被災者向けにして全部対応できているのかどうか。やはりもう少し町の一般財源を入れて、農家を支援していただきたいと思いますが、どうでしょうか、今後。

農家は何も言わないから、町の支援がないのではなくて、やっぱり農家は大きな声を出していると思うんですよね。だから、町もやっぱりそのところを支援していただきたいと思いますが、今後の方針としてお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今後、要望がありましたら検討してまいりたいと思います。

○5番（清平二君）

要望がありましたらということですけど、総務課長いかがでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

災害に関しましては、まず、最初は、自助、それから、共助、それから、公助ということで、先ほどの一般質問の中でも「備えあれば憂いなし」で、備えは一番初めに自分で保険等、そういうのを掛けていただいてももらいたい。そして、その次には、JAさんとの補助等々もでございます。そして、それでもどうしてもできない場合には、最終的には公助ということで、役場のほうでできるだけの援助等はやっていきたいと思っております。それまでには、一応、保険等できる場合は、そういうものを加入の促進、そこら辺のところを先にやっていく、それがまず最初ではないかと思っております。一番最後に、どうしてもできないときには、町のほうでもまたそこら辺のところでは、援

助の道をつくっていきたいと思っています。

○5番（清 平二君）

ありがとうございます。やはりその共済の推進も、やはり経済課あたりでしっかりと推進して指導していただきたいと思います。

その次に、農業支援センターの運営費の中で備品購入が70万上がっています。6月補正で80万上がり、今回の補正で70万上がり、ただ、備品とだけ載っているのですが、6月補正の80万、今回の70万、どういうのを購入するのか、教えていただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。まず、今回の備品購入についてご説明をいたします。

こちら今、9月から実習生が入りまして、やっと農業支援センターの研修が始まっているところで、ただいま葉物の野菜等の栽培をしているところですが、そちらの除草、消毒とか除草のために動力噴霧器が必要ということでございまして、そのために、消毒用と除草用の2つの動力噴霧器が必要ということで2器の備品の購入を要望するものでございます。

また、今までの備品等は、管理機であったり、草刈り機などを前回要望して予算を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

1,300万かけて農業支援センターをしているのですけれども、やはりこれに効果を出していただきたいと思うのです。1,300万もお金をかけているのだから、それに対して費用対効果を出していただきたいと思いますので、ぜひ、その辺のところを指導したり、また、農家も指導していただけるような方向で進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、21ページ、款9教育費、項2小学校費、12学校施設設備費ですけれども、ブロック塀再生整備工事とありますけれども、できるのであればこの学校でどのぐらいの面積、これは、小学校、中学校も同じですけれども、わかるのであれば教えていただきたいと思います。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

現在、予算計上しているのは、大幅にちょっと改修が必要だということで、犬田布小学校、鹿浦小学校、糸木名小学校、すみません。犬田布小学校と鹿浦小学校の分ですね。あと中学校のほうは、伊仙中学校の分です。あとまた詳細はまた調べて後からご提示させていただきます。

○5番（清 平二君）

以上で私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○4番（佐田 元君）

18ページをお願いします。款5農林水産業費、項2農地、目の2特定地域振興生産基盤整備事業、

農地整備事業費となっておりますが、この人夫賃、重機借り上げ、また、農道維持補修材料費649万8,000円ですかね、一般財源で組まれています、これは、場所がわかれば教えていただきたいと思います。

○耕地課長（上木正人君）

これが、詳細につきましては、まだまとめてはございませんが、東部、中部、西部と3カ所、大まかにまとめたものでございます。

25ページをお開きいただきたいと思いますが、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の目の4、農地災害復旧費のほうから組み替えということでこちらのほうに回させていただいております。

台風のみならず大雨とか、そういったところ、また、以前に依頼を受けている箇所とかございますので、こちらのほうに充てさせていただきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

まだ、場所は設定されていないちゅうことでよろしいですね。

それでは、この人夫賃金、これ200万組まれています、これは1日当たりの人夫賃は、お1人幾らぐらいで計算されているのでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

8,000円で計上させていただきます。

○4番（佐田 元君）

今、人夫賃1日当たり8,000円ということでございますが、これは8,000円とすると、延べ人数にして大体二百四、五十人になると思いますけど、これ期間は何日ぐらい予定されていますか。

○耕地課長（上木正人君）

20人の15日で計算してございます。

○4番（佐田 元君）

20人でということでございますが、なぜこういう質問するかと申しますと、この人夫の賃金と農道維持補修材料費が同じ額になっているもので、人夫と材料とが同じ額になるのはどういうあれでこういうふうな数字が出たのかなという思いで質問いたしました。

場所もまだわからないということですので、この補修材料費、これも詳細に聞きたかったのですが、これ場所もまだ確定していないということですので、ぜひこの予算で、また、予算以下でできるようにお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

平成30年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

7ページの県支出金に衛生費県負担金、若年末期がん患者に対する療養支援事業負担金と16ペー

ジの保健センター運営費、若年末期がん患者に対する療養支援39万6,000円、これについて説明をお願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの岡林議員のご質問にお答えいたします。

若年がんの患者がふえているということで、これ県からの事業でありますけれども、40歳以上の方に関しましては介護保険で対応できることがあります。40歳未満の若年者ががんにかかられて、ターミナル、末期に近づいたときに、同様に介護が必要になる場合があります。そういった方に対しての支援としまして、ちょっと年齢で違うのですけれども、19歳までは居宅サービス、ヘルパーさんなどや、そういう方を入れてのサービス事業、あと20歳から39歳につきましては、居宅サービスとか、あと福祉用具、そういったのを給付とか、あとまた、福祉用具の購入とかにつきまして、上限1人、19歳までが月額5万円、20歳から39歳までが居宅サービス福祉用具貸し付けのほうで8万円、あと福祉用具購入が1人当たり5万円ということでしております。今回、39万6,000円を計上していますが、個人の負担が1割、あと県と町で2分の1ずつ助成をいたします。

末期がんの若い方、がんで40歳未満で亡くなるという方は、なかなか少なく、ここ10年ぐらい伊仙町ではなかったかと思うのですけれども、そういった方が今後いらっしゃった場合に対応するということで、今年からこの12月補正に上げさせていただきまして、全県下そういったことを推進してほしいということで県からも要請もありまして、今回補正に上げさせていただきました。

以上です。

○6番（岡林剛也君）

これは、また、来年からも毎年やっていく事業ですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

これ3カ月分組んでおりまして、来年以降も続けていこうと思っております。そういった方があらわれた場合に対応できるように講じていきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

こういう事業ができれば、どんどん広報してもらって、こういういい事業がありますよということを皆さんに周知してほしいと思います。

次に、17ページの糖業振興費、メリクロン苗助成事業補助、干ばつ対策事業補助金が減額になっていますが、この理由を説明してください。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えをいたします。

まず、メリクロン苗の助成事業ですけれども、今年度サトウキビのセーフティネット事業が発動されたことによりまして、そちらの事業のほうでメリクロン苗のほうの助成は行ったということで、こちらの予算のほうはリンクをさせていただいております。

あと干ばつ対策事業補助金でございますけれども、当初予算で300万組んで3町で給水タンクを各

町3基ずつつくって、夏の干ばつ期に給水をするということで計画をしておりましたけれども、今年度雨のほうは恵みの雨ということで干ばつには至らなかったということで、今回とりあえず200万は減額をさせていただいております。

また、この二、三月期の春植えの時期に、万が一干ばつがあるようなことがあればということで100万は残してございますけれども、また、執行しなかった場合、3月の議会のほうで予算のほうはまた減額をさせていただきたいなと思っております。

○6番（岡林剛也君）

このもともとの当初に組んだ300万というのは、どういうことに使う、使うちゅうか、多分タンクとかそういうのは買ってあると思うのですけれども、その使い道ですね。それをお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、キビの輸送組合さんのほうに、そのタンクを大型キビ積みダンプのほうにそのタンクを乗せて給水をするもので、そちらのほうにかかる費用に充てさせていただく予定にしておりました。

○6番（岡林剛也君）

それについては、わかりましたけれども、前から義名山の圃場、あそこを地籍調査して払い下げるといって、その予算を計上してくれとお願いしたかしていたと思うのですけれども、今回、組まれていないみたいですが、それはなぜでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

そちらに関しましては、私のほうちょっと認識の相違かもわからないのですけれども、現地視察を行っていただいたときに、ここを改修するというのは、大分費用がかかるということで、大至急するのではなくて、やっぱりいろいろと考えたほうがいいのではないかなということで課の中でもそういう話が出ましたので、今回予算のほうは計上いたしませんでした。

○6番（岡林剛也君）

現地調査をして、かなり予算がかかるということで、なるべく予算をかけないようにやってくれというふうにたしかお願いしたと思いますので、なるべく早く測量などを行って、また、登記できるようにしてほしいと思います。

次に、19ページ、林業振興費の薬剤注入委託料ですか、36万1,000円、これの説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、まず、平成26年と28年に町内の特に小学校等の松に、シンボルツリーと言われている松のほうに薬剤の注入をしているのですけれども、今回、阿権小学校のほうの松が、前回注入してから4年たっているということで必要だということで、こちらを計上させていただいております。

松に関しましては、注入する時期が今の冬場12月から2月ぐらいにかけてできないということと、また、要望調査が8月末にあり、承認が10月末に来たということで今回事業費として計上させていただいております。

○6番（岡林剛也君）

それでは、その下の観光費の委託料、デザイン委託料50万円、これの説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

このデザイン委託料は50万円の計上をしてございますが、喜念浜と瀬田海公園、そして、犬田布岬公園の真四角の看板がありますけれども、透明度がなくて、ちょっと見づらいということで、その看板のデザイン料を今度委託するものでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

最後に、先ほどのこの地方創生の伊仙町空き家再生事業ですけれども、今回一応1,200万がありますけれども、これを凍結して3月減額すると言っていますけれども、そしてこの新しい事業、事業というあれですか、補助ですけれども、これのを見ると、財政措置が補正予算債で充当率100%とありますが、これは100%出るということですか。

○未来創生課長（久保 等君）

今日のこの通知の中でそういうふうに読めますので、また、詳細については、申請をする段階でこれがその記載のとおりなのか確認をして、また報告をしたいと思っています。

○6番（岡林剛也君）

そのスケジュールですけれども、この11月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定とありますが、この地域再生計画というのは、どうなっていますか。

○未来創生課長（久保 等君）

地域再生計画と申しますと、前回の地方創生推進交付金事業にもかかわってくるのですが、地域再生法に基づく認定制度、地域再生のための主目的、自立的な取り組みを総括的かつ効果的に支援するため内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し特別な措置を講ずるものとするというのが前提です。

この地域再生計画の認定を受けないと地方創生交付金事業にも地域創生拠点整備交付金事業にも申請できないという決まりになっていますので、この地域再生計画がもとになって、今回示しているその地方創生と拠点整備事業ができるという事になっています。

○6番（岡林剛也君）

ということは、伊仙町は、これはもう大丈夫ということですね。

○未来創生課長（久保 等君）

地方創生の中で生涯活躍のまちの中に関係人口とか、移住者をふやす、そういう目的で施設の改修とかもうたっていますので、これで地方創生と、この拠点整備交付金事業が申請可能ということになります。

○6番（岡林剛也君）

となると、この1月中下旬をめどに交付決定を行う予定であるのですか。これはスケジュール的には、今からあそこ、見積もりとかもとらないといけないと思うのですけれども、そのスケジュール的に1月下旬をめどに交付決定というのには間に合うのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

町有施設の平家住宅に対しましても大まかな見積もりも上げていますし、公民館の改修にも今回見積もりもっております。

それに今回、全ての改修を見込むところにおいて150万では足りないというその公民館の改修事業等もありますので、その辺を全て網羅した形で間に合わせるように事業計画もつくっていきたいと思っています。

○6番（岡林剛也君）

余り時間的に余裕がないと思うのですけれども、確実に慌てずに何とかこの拠点整備交付金を使用できるように頑張ってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○10番（福留達也君）

21ページをお願いします。目5の学力向上プログラム、8の報償費320万特別支援教育支援謝金となっていますけれども、これは支援員さんがふえたということですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

福留議員の質問にお答えいたします。

8の報償費ですが、特別支援学級の増により支援員がふえたことにより計上させていただいております。

○10番（福留達也君）

先日、その伊仙小の校長先生、教頭先生と話す機会があって、今、やはり非常に発達障害を持ったお子さんとか、そういった感じの子が各小中学校、物すごく増えてきていると。それに対する対応する、そういった職員、なかなか少なくて大変だと言っていたのですけれども、こういった感じでふやしていただけていいなと思っているのですけれども、また、学校側の要望として僕らの時代は特別支援学級じゃなくてなかよし学級というふうに言っていたのですけど、そういったところに行かすのがやっぱり引け目を感じて行かせていない親御さんが結構いるらしいのですけれども、また、そういったところに早目に入っていただいて、幼いうちからそういった適切な指導というのかな、教育というのかな、していくとかなりの部分改善されるというんですけれども、そういった感じでなかなか入りたがらない親御さんの説得というのかな、そういった感じは教育委員会のほうで何かやっておりますか。

○教育長（直章一郎君）

この特別支援学級あるいは支援員とか、その子供たちについては年々ふえています。支援を要する児童生徒、そういうことで、それぞれの学校からぜひ支援員をもっとふやしてくださいと、そういう要望は今現在来ているところですけども、一番こっちが困っているのは、学校から要望上がっていますけれども、その支援員がなり手が少ないということで、その支援員を探すのにもいろんな方法でもしていますけれども、今後の問題としてどれだけ支援員として保護者、または、そうでなくてもいいわけですので、学校に協力できるかということで、いろんなことから探しているところですよ。

○10番（福留達也君）

今言ったように、そのなり手の方も少ないという、その現状も確かにあるらしいですね。それと、また親御さんがやっぱり世間体というのかな。そういったのを気にしてなかなか早いうちから入れないと。本当に早いうちで入れていくと、全然、高学年になったときに入るのと全然違うということを知っていますので、学校と連携をとりながら、ぜひもしそういった子がいたら早目の対応をしていただきたいなと思います。

22ページをお願いします。款9の目4幼稚園管理費、7の賃金のところで、その預かり保育士賃金100万減額しておりますけれども、これはやめられた方がいるとか、そういった感じですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

これは、現在、預かり保育をしているのですが、実績に基づいて減額しております。やめたという方は特にはいらっしゃいません。

○10番（福留達也君）

今は、その保育士不足が大分問題になっているのですけれども、全然足りていない、必要なかったということですか。

○教育長（直章一郎君）

この預かり保育、預かりあれ、これも何名かはまだ不足しています、実際、預かりに対する方が。

○10番（福留達也君）

預ける親がいなかった、そういった実績でということですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

預かり保育は、賃金を払って依頼しているのですが、実際、そういう方が忙しい場合に、教育委員会の職員が預かり保育に入っていたりしますので、その分、賃金のほうが減額になるということがございます。

○10番（福留達也君）

わかりました。今、世の中、保育所なり幼稚園なり、その保育士さんが少ないという問題があるらしいですけども、町のその管轄しているところではどうですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

教育委員会では、幼稚園の預かり保育をいたしておりまして、保育所は、また町民生活課の管轄でございまして、預かり保育は、これは幼稚園の分の預かり保育でございます。

○町民生活課長（福司銀二郎君）

今のご質問にお答えいたします。

今、現在、こちらで見ている僻地保育所、それから、民間の方々の保育所、いずれも正規職員のほうで対応はしているのですが、特に僻地保育所においては、また、保育士さんの都合などという事で、休む場合には、また、ほかに何人か臨時に休みが出た場合の代替の保育士を用意しております。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第62号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第63号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（美島盛秀君）

日程第4 議案第63号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第63号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額10億1,793万8,000円に歳入歳出それぞれ1,537万1,000円を増額し、歳

入歳出予算の総額10億3,330万9,000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

6 款県支出金におきましては、補正前の額8億1,416万2,000円に1 項県補助金1 目保険給付費等交付金2 節特別交付金を、保健所努力支援分1,000円を増額し8億1,416万3,000円とするものであります。

10 款1 項他会計繰入金につきましては、1 目一般会計繰入金2 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分を平成30年度負担金確定に基づき179万4,000円減額、2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分を24万1,000円減額、5 節財政安定化支援事業繰入金におきましては、交付税措置算定額の確定によります47万6,000円を減額するものであり、2 項1 目1 節基金繰入金を補正前の額1,000円に1,076万8,000円を増額し2,076万9,000円とし、平成29年度事業に伴う国庫負担金償還金に充てるものであります。

12 款諸収入につきましては、主なものとしまして1 項延滞金過料1 目延滞金1 節一般保険者延滞金として6 万円を増額し22万6,000円とするものであり、4 項雑入5 目1 節一般被保険者第三者納付金を24万4,000円増額し70万1,000円とするものであり、7 目一般被保険者返納金として5 万1,000円を増額し5 万2,000円とするものであります。歳入合計補正前の額10億1,793万8,000円に1,537万1,000円を増額補正し10億3,330万9,000円とするものであります。

次に、歳出は、予算書7 ページをお開きください。

主なものとしまして、1 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費12 節役務費の電算事務処理手数料50万円とレセプト縦覧点検業務手数料6 万1,000円を増額し、13 節委託料電算事務委託料を3 万6,000円増額するものであり、目内の組みかえを行うものであります。

2 款1 項療養諸費を給付状況により、1 目一般被保険者療養給付費を1,800万9,000円減額し、2 目退職被保険者等療養給付費を1,020万3,000円増額、3 目一般被保険者療養費を60万円増額、4 目退職被保険者療養費4 万円を増額するものであります。

8 ページになりますが、同款2 項高額療養費1 目一般被保険者高額療養費19 節負担金補助及び交付金を500万円増額、2 目退職被保険者等療養費を216万6,000円増額するものであります。

同款3 項移送費につきましては、一般被保険者移送費と退職者被保険者移送費を項内において3 万円組み替えを行うものであり、また、同款5 項葬祭費につきましては10万円を増額するものであります。また、6 款保険事業費1 項2 目疾病予防経費、3 目医療費適正化対策経費につきましては項内組みかえを行うものであり、2 目疾病予防経費13 節委託料につきましては受診者増などにより4 万7,000円を増額補正するものであります。

9 ページ、7 款1 項基金積立金につきましては、1 目準備基金積立金25 節積立金386万8,000円を増額するものであります。積立財源としましては、前年度退職者医療実績に伴う追加交付分であります。9 款諸支出金1 項償還金還付加算金7 目療養給付費等負担金償還金につきましては、前年度事業費確定に伴います国庫負担金償還金として1,040万4,000円を増額するものであり、9 目特定検

診、健康診査等負担金償還金につきましても、国庫及び県負担金償還金として36万3,000円を増額するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第63号について質疑を行います。

○5番（清平二君）

特定検診についてお伺いします。

今、特定検診は何%ぐらい受診率が上がっているのか。受診率に対して、国、県の交付金というか、そういうのが入ってくると思いますけど、どのぐらいになっているのかお伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

まず、特定検診の受診率についてご説明いたします。

平成23年度から、脳卒中対策とか、ということもありまして、受診率向上に努めてまいりまして60%以上キープしておりましたが、平成29年度、昨年度につきましては58.3%ということで60%を切っております。今年度は60%達成に向けて今努力しているところです。

あと、今ありました平成24年度でしたか。特定検診の受診率60%以上。その当時は65%だったのですが、65%を達成すると交付金があるという話だったのですが、今は、特定検診の受診率だけではなくて、国保保険者努力支援制度というものがあまして、検診の受診率でありましてとか、あと、収納率ですとか、いろいろな項目があります。それに関しまして、合わせての交付金という形でございまして、今年は360万ほど入る予定になっております。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第63号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第63号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第64号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(美島盛秀君)

日程第5 議案第64号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長(澤佐和子君)

議案第64号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額9億7,122万5,000円に歳入歳出それぞれ2,064万8,000円の増額し、歳入歳出予算の総額9億9,187万3,000円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

2款国庫支出金、補正前の額3億287万5,000円に89万8,000円を過年度分地域支援事業交付金として増額し、3億377万3,000円とするものであります。

同様に、4款県支出金、補正前の額1億3,803万8,000円に37万6,000円を過年度分地域支援事業交付金とし、増額し1億3,841万4,000円とするものであります。

5款繰入金、補正前の額1億3,993万2,000円に介護給付費準備基金繰入金1,875万9,000円を増額し、1億5,869万1,000円とするものであります。

6款諸収入、補正前の額2,000円に徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金として61万5,000円を増額し、61万7,000円とするものであります。

歳入合計を、補正前の額9億7,122万5,000円に、2,064万8,000円を増額補正し9億9,187万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、予算書6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は5万2,000円の内組みかえであり、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金及び割引料において、前年度実績に伴い、介護給付費過年度精算償還金として1,657万2,000円を増額補正するものであります。また、同款2項繰出金1目一般会計繰出金として、実績に基づき407万6,000円を増額するものであります。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(美島盛秀君)

議案第64号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(美島盛秀君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第64号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第64号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

先ほどの教育委員会の一般会計の発言の中で訂正があるそうでありますので、訂正をさせたいと思います。

○教委総務課長（水本 齊君）

大変申しわけございません。先ほど、清議員から質問のありましたブロック塀の補修の件ですが、今調べた結果、小学校が全学校対象になっております。中学校につきましても、全学校が対象になっております。大変失礼いたしました。

訂正させてください。

△ 日程第6 議案第65号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第6 議案第65号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第65号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算総額1億8,890万8,000円に歳入歳出それぞれ53万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額1億8,837万円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、3款繰入金、補正前の額1億4,736万2,000円から納付金確定に基づき、一般会計繰入金を93万3,000円減額し1億4,642万9,000円とするものであります。

5款諸収入、補正前の額334万円に長寿健康増進事業受託収入として5万6,000円と療養給付費負担金過年度分33万9,000円を合わせて、39万5,000円を増額し373万5,000円とするものであります。歳入合計を、補正前の額1億8,890万8,000円から53万8,000円を減額補正し1億8,837万円とするものでございます。

歳出につきましては6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金について、負担金の確定に伴い93万3,000円を減額するものであります。

3款保険事業費1項健康保持増進事業費4目長寿健康増進事業は、ほーらい館使用料として5万6,000円を増額し目内組みかえを行うものであります。

4款諸支出2項繰出金1目一般会計繰出金は、実績に基づく過年度還付金33万9,000円を一般会計に繰り出すものであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第65号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第65号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第66号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）

○議長（美島盛秀君）

日程第7 議案第66号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）について議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（重村浩次君）

それでは、議案第66号、平成30年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算の説明をいたします。1ページ目をお願いします。

既定の歳入歳出予算総額1億3,503万5,000円に歳入歳出それぞれ22万円を増額し、歳入歳出の総額1億3,525万5,000円とするものです。

3 ページ目をお願いします。

歳入款 2 繰入金補正前の額7,177万8,000円から371万8,000円を減額し、6,806万円とするものです。また、款 4 諸収入の1,278万1,000円に393万8,000円を増額し、1,671万9,000円とするものです。歳入歳出合計 1 億3,503万5,000円に22万円を増額し、1 億3,525万5,000円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

款 1 総務費項 1 総務管理費目 1 一般管理費の報酬228万円は、職員増でふえたものです。修繕費の150万円の減については、台風24号の被害を優先し、プールの壁の工事ができなかったので減額いたしました。

以上、ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第66号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第66号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第66号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第 8 議案第67号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（美島盛秀君）

日程第 8 議案第67号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第67号、平成30年度、簡易水道特別会計補正予算（3号）について補足説明いたします。

既定の歳入歳出の予算の総額 5 億5,902万5,000円に歳入歳出それぞれ4,372万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5 億1,529万7,000円にするものでございます。この減額につきましては、前

年度の補助事業の概算要望に対し、翌新年度初めに、国のほうから内示額の決定通知で予算が決まるため、このような補正を行っております。

6 ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目国庫補助金、補正前の額 1 億 7,911 万 9,000 円に 2,285 万 6,000 円を減額し、1 億 5,626 万 3,000 円とするものでございます。これにつきましても、先ほど申し上げたとおり、要望額の減額により、東部地区老朽管更新事業補助金の減額によるものでございます。

次に、3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金、補正前の額 8,322 万 5,000 円に 139 万 7,000 円を減額し、8,182 万 8,000 円とするものでございます。これにつきましては、一般会計よりの繰入金の減額によるものでございます。

次に、4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正前の額 1,000 円に 152 万 5,000 円を増額補正し、152 万 6,000 円とするものでございます。この 152 万 5,000 円は、先の議会で決算が確定した繰越金でございます。

次に、6 款町債 1 項町債 1 目辺地対策事業債、補正前の額 8,950 万に 1,150 万を減額し 7,800 万円。同じく、2 目公営企業債、補正前の額 1 億 4,830 万に 950 万円を減額し、1 億 3,880 万円とするものでございます。この町債に関しても国庫補助金の減額によるものでございます。

続きまして、7 ページをお願いします。歳出の主なものを説明いたします。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費。補正前の額 4,297 万 6,000 円に 4 万 6,000 円を増額し、4,302 万 2,000 円とするものでございます。これにつきましては、人勧による人件費の増額分です。

次に、1 款水道事業費 3 項配水給水費 3 目東部地区基幹改良事業費 4 億 6 万 7,000 円に 4,438 万円を減額し、3 億 5,568 万 7,000 円とするものでございます。これにつきましても要望額の減による工事請負費の減額によるものでございます。款項に同じく 4 目東部地区簡易水道増補改良事業につきましても、1,023 万 8,000 円に 60 万 6,000 円を増額し、1,084 万 4,000 円とするものでございます。この増額に関しましては、当初計画していた敷設管の延長が伸びたための増額分でございます。増額分の補填は、簡易水道事業債の単独分を充てることにしております。

以上、簡易水道特別会計補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（美島盛秀君）

議案第 67 号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 67 号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第67号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第68号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（美島盛秀君）

日程第9 議案第68号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第68号、伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。1ページを開きください。収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

第1款水道事業収益、既決予算額1億2,746万4,000円に1万6,000円を増額し、1億2,748万円とするものでございます。内訳といたしましては、第1項の営業収益の1万円は指定給水装置工事事業者の登録料。第2項の営業外収益6,000円は薬品の売り上げによるものでございます。

支出については、第1款水道事業費1億1,503万9,000円に1万6,000円を増額し、1億1,105万5,000円とするものでございます。内訳といたしましては2ページの2段目、支出の欄、1目原水上水費補正予算額2万3,000円を減額、3目総係費2万6,000円を増額し、3,868万2,000円組み替えするものであります。この補正は人勸による人件費に充てるものでございます。また、3項の特別損失の1万3,000円は、過年度分の水道料金の減額によるものであります。

次に、資本的収入及び支出の補正について。収入については増減がありません。支出については、第1款資本的支出4,846万7,000円に500万円を増額し、5,346万7,000円とするものであります。この500万円に対しまして、水道法一部改正に伴い水道施設台帳を作成しなければならないため、台帳システムの購入に充てるものでございます。財源に関しましては、過年度分損益勘定保留資金からの補填であります。

次に、議会の議決を得なければ流用できない経費であります。1、職員給与費1,992万5,000円に3万9,000円を増額し、1,996万4,000円とするものでございます。これも人勸によるものでございます。

以上、上水道事業会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第68号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○水道課長（福島隆也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第68号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第68号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 陳情第1号 総務文教厚生常任委員会陳情審査報告

○議長（美島盛秀君）

日程第10、陳情第1号、バス通学生への通学費の助成について議題といたします。陳情第1号の結果について、総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

陳情第1号、バス通学生への通学費の助成についての審査結果を報告いたします。

平成30年第1回定例会以降、徳之島高校校長、PTA会長からの趣旨説明やアンケート結果などを参考に、慎重に審査いたしました。バイク通学での事故の危険性の面からも、安全な公共交通機関であるバスの利用促進することで、生徒の安全と保護者の安心を確保することになります。また、定期代は犬田布からだ1カ月定期が2万4,120円、6カ月定期では13万248円にもなり、保護者の経済的負担も大きいものとなっています。

通学の安全安心の確保と保護者の負担軽減、さらには、今後、さらに高齢化の進む中で、車に乗れない方たちがふえることも考えられることから、島内バス路線維持のためにも当委員会は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。合わせて、伊仙町議会として、最終バスの運行時刻について、部活動終了時に合わせて30分程度の延長をバス事業者に要望することも決定いたしました。

以上で報告を終わります。

平成30年12月13日。総務文教厚生常任委員会委員長。

○議長（美島盛秀君）

これから、陳情第1号、バス通学生への通学費の助成についての委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、バス通学生への通学費の助成について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、陳情第1号、バス通学生への通学費の助成については採択するものと決定いたしました。

△ 日程第11 陳情第5号 経済建設常任委員会陳情審査報告

○議長（美島盛秀君）

日程第11 陳情第5号、小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について議題といたします。経済建設常任委員長より報告を求めます。

○経済建設常任委員長（牧 徳久君）

陳情第5号にかかる経済建設常任委員会報告を申し上げます。

陳情第5号、小規模企業の振興にかかる条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要請について、経済建設常任委員会における審査結果を報告いたします。

去る12月12日、本会議散会后、議会委員会室において委員7名、事務局1名のもと、慎重に審査いたしました。陳情の趣旨としまして、商工会は昭和35年6月の商工会法法制化以来、長きにわたり地域の総合経済団体として活力ある地域経済の発展を目指して、小規模事業者の経営改善と地域商工業の振興発展を図るとともに、各種イベント・ボランティア活動、地域社会一般の福祉の増進に資する事業等を実施することにより、地域社会全体の振興発展と活性化に積極的に取り組んでいる状況であります。

しかしながら、商工会、地域、地方の中小企業、小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少の構造的問題による消費の低迷、原材料等の仕入れ、輸送コスト。さらには、経営者自身

の高齢化や後継者など、事業継承についても依然として厳しい状況が続いております。こうした課題を克服し、我が国の産業に活力を取り戻すため、小規模企業に焦点を当てた小規模企業振興基本法及び小規模支援法が平成26年に制定されております。

小規模企業振興基本法が制定されたことで、本県においてもさまざまな小規模企業施策が講じられており、特に、小規模事業者向けの各種補助事業については、周知活動や事業者への申請書作成支援を積極的に実施。その結果として、小規模事業者持続化補助金に関しては、制度開始から採択件数、採択金額とともに、常に全国上位に位置しているとのことでもありました。

これらを踏まえまして、企業数が本県商工会地区については90%を占める小規模企業は、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在であり、地域の活性化には小規模企業の振興が必要不可欠でもあります。また、商工会は、公益法人であることから営利事業を行えず、運営するに当たっては行政からの補助金収入に頼らざるを得ない状況でもあることから、今後とも、町行政との連携強化を図りながら、地元商工業の発展と地域振興のため、当委員会は全会一致で、この陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

平成30年12月13日、経済建設常任委員長。

○議長（美島盛秀君）

これから、陳情第5号、小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等についての委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第5号、小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、陳情第5号、小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等については、採択するものと決定しました。

△ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（美島盛秀君）

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（美島盛秀君）

日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75号の規定によってお手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第4回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 樺 山 一

伊仙町議会議員 杉 山 肇